

より、最高百分の三十六（四百萬圓以上）に至らしむるのである。その他控除金額の規程もあるが、これは極めて些少で言ふに足らない。

相続税 相続税とは相続により財産の移轉するときに、その財産に課する税である。或は相続税を以て私有財産権を奪ひ、家族制度を破壊するものであると非難する者あるが、これは全く税率の程度によることである。若し今日の經濟組織に於て、何等かの方法を以て、財産の相続を制限するでなければ、富者は益々富みて、その限を知らず、遂に天下の富は全く少數の富豪に獨占せられ、富の分配は益々不平等になるであらう。これは決して社會の進歩を來す所以でない。故に國家が財産の相続に對して、相當の制限を設け、財産の集中を防止せんとするは至當のこゝである。且つ猥に私有權の侵害を許さねど、私有權を認むるは、社會的共同生活の目的に反せぬといふことを條件としてである。故に國家が社會的共同生活の爲めに、私有權に制限を加ふるは差支なきことである。たゞその制限如何、即ち如何なる税率を課すべきか問題である。現代の社會制度、殊に我が國の如き家

族制度の國にあつては、財産相続を否認するが如き、過重の課税は避けねばなるまい。我が國の現行相続法によれば、相続を家督相続と遺産相続の二に分ち、前者にあつては貳千圓以上、後者にあつては五百圓以上に課税し、且つ家督相続では三千圓以下は千圓を、五千圓以下は五百圓を控除して課税する。その税率は家督相続に於ては、五千圓以下千分の五とし、累進して百萬圓、千分の六十五に達して止む、遺産相続に於ては、千圓以下千分の十より累進して、百萬圓千分の九十に至て止む、その他相続人が直系卑族以外なるときは、幾分か増加するの法である。

消費税の軽減 消費税また間接税ともいふ、一旦納税者によりて收められたる租税を他に轉嫁し得る租税を稱するので、換言すればその税の大部分は消費者がこれを負擔するのである。さればこの税を軽減するは總て消費者の負擔を軽減することとなるのである。これ消費税の社會政策より見て重要な所以である。特に我が國の織物税、砂糖税、酒税、醬油税及び米穀關稅、その他鹽、煙草の專賣制の如き、日常生活品に對する課税は最も注

意せねばならぬ。蓋し富者も貧者も生活を維持するには一定量の生活品を必要とする、のみならずこの生活品の價額をその人の収入に比較するに、収入の少ない人ほど生活品に費す割合は多くなるのである。例へば千九百〇一年に於ける米國私人消費の統計によれば、二百弗以下の家族の所得の約九割は、單純なる生存欲を満たすべき衣食住の費用に充てられ、而かも食費は殆ど全所得額の五割を占む、然るに家族の所得が増加するに従ひ、食費は減少して文化慾に向て費やす所の割合が漸く多くなる。千二百弗以上の収入の家族の食費は三割六分餘に過ぎず、その他生活に要する燃料燈火等の費用の率も収入の増加に従つて遞減するのである。さればこの生活必需品たる食物、燃料、燈火等の如きものに對して、同一の税を拂はねばならぬとするならば、その税は富者には極めて輕微な税であるが、貧者には極めて重い税で、その人の收得に比較して極めて不公平の税たることは明かである。故に消費税を輕減するは貧民の負擔を輕減する最も重要な政策である。されば消費税の種類及びその輕重は文明の進歩を測定し、社會政策の發達如何を推考するの資とさ

る、のである。この點に於て我が税制に遺憾の點多きは否定し得ぬことで、日清日露戦後の増税は多く消費税によつたことは既に述べたが、大正十年收得税法改正によつて、漸くその勢を緩和した。また十三年七月に制定された貴金屬その他の奢侈品の輸入税を高めた如きはや、有效の社會政策的税と稱せられ得るであらう。併し未だ都市人民を苦しむる通行税、國民必須の織物に課税さる、織物消費税とか、種々改正を俟つべき多くの税がある。

ロ 生産の豊富を期する政策

生産の豊富を期する政策としては、先づ獨占的性質を有する事業及び人民の日常生活に最も關係多き事業を官有とし、官營とする必要がある。この政策は現代の社會に於て、生産の不足するは營利を主として經營する産業組織に伴ふ自然の結果であるといふ事實に鑑み、社會公益の要求に基いて行ふのである。蓋し獨占事業を私人の經營に任ずときは、私人はその生産品に獨占價格を課し、自から大に利して、公衆は高價なる代價を拂はせられるのである。故に獨占事業は是非官營とせねば、低廉の價格は得られぬ。獨占事業には種

種あれど、鐵道、郵便、電信、電話及び電力業、水道、瓦斯等はその重なるものである。これ等は性質上悉く官營とせねばならぬ。また纖維業、鐵工業、採鑛業等の如き資本的獨占業にして、國家が悉く經營し能はぬものは、國家は宜しく幾部分の事業を經營して、民間の獨占を破り、嚴重の取締を設けて、その害毒を減ずるを勉めねばならぬ。次に人民の日常生活の必需品も可成官營とせねばならぬ。現代の如くこれ等の生産事業を私人の營利事業に一任するときは、到底生産の豊富を期し、價格の低廉を期し得られない。彼等は價格の維持または騰貴を計らんが爲めに、多數人民の要求の如何を省みず、生産を制限し、若しくはその供給を杜絶することがある。例へば世界戦争の始め、我が國の資本家は國內食糧品の不足するを知りつゝ、盛に外國にこれを輸出して、益々國內の缺乏を招き、價格を騰貴せしめた如きは著しき例である。故にこれ等生活必需品の豊富を期せようとするには、出來得る限り、これを官營となし、生産を豊富にし、廉價に供給することを計るに如くはない。本邦に於て土地公有、米穀官營説等の唱へられるはこの爲めである。産業官營

として參考に供せられるは、獨逸の産業公有法である。

産業公有法 一九一九年三月制定せらる、革命後の獨逸に於て産業の國有を理想としたものである。この法は先づ「獨逸國民はその自由を侵害せられない範圍に於て、公共の福利の爲に勞力を提供する義務あり、國家は各人に對し勞力に依て生活を支持せしむる責任あり、また勞働の機會なき場合には生活に必要な支給をなさざるべからず」と規定し、次に「國家は法律により相當の賠償を爲し、公有に適當せる性質を有する經濟的企業殊に土地に附著せる物質の採取及び自然力の利用に就き、これを公共經濟に移すこと及び緊急必要の場合には經濟的物質の製造及び配給に就き、これを公共經濟的管理に委することを得る」と定め、終に本法を適用すべき企業は石炭鑛、水力その他自然力に関する企業と定めた。本法の公布と同時に石炭鑛、公有法を制定し、尋でカリ公有法、電力公有法を制定してそれ夫れ公有主義を實施した。その後益々この法の擴張を期し、一九二〇年三月多數社會黨の政府與黨が勞働黨と協定せし政綱の中にも「公有調査會の決議に基き工業の種

類により漸次官業に移す」といふの目があつた。

○桑田博士歐洲戰後之社會政策

日本の官營業

徳川時代に於て、諸藩には一種の藩營事業があつた。紀州藩御仕入役所の木材業の類である。明治維新後産業の發達を計る爲めに、國家及び皇室は種々の事業の經營を試みた。明治二年七月北海道に開拓使長官を置き、北海道開拓の爲めに各種の産業を經營せしめ、七年製絲業改良の爲めに富岡製絲場を設け、八年九月牧畜獎勵の爲めに下總の種畜場を設けた如きは、その最たるものである。その他織維工場、製紙場、鐵工場、窯業、採礦業等各種の産業を公營した。これ等は多く産業獎勵の爲めであつた。併し十五年頃より二十三年頃までに多くこれを拂下てしまつた。が我が國の産業の基礎は全くこの官營業になつたのである。今日我が國に於ける官有財産並に官業といふべきものは鐵道、郵便、電話、郵便貯金、簡易生命保險、製鐵、印刷、造幣、製絨、造兵、造船及び鹽、煙草の專賣業の類で、水道、電鐵、電燈、瓦斯等は都市が經營してゐる。併しこれ等の事業は兎角収益を目的として經營せらるゝ傾向があるから、その生産、價額及び使用の

點に於て、また勞働者待遇の點に於て、社會政策的に見て遺憾の點が尠くない。宜しくこれを改めて、生産は豊富に、價額は低廉に、使用は簡易に、總て社會本位に經營し生産すべく、また勞働者の待遇に於て模範を示し、失職失業の弊なきやうにせねばならぬ。

ハ 無用なる消費を省く政策

現代の經濟組織に於ては、産業は自由制度の下に利益を自的として經營されるから、(一)生産者は出來得る限の利益を收めんとし、また他を排して自から利せんとする結果、競争及び廣告、宣傳等の費用に莫大の消費を爲すから、物價は自然と高價となり、消費者は無用の消費を爲し、(二)物價の高低が甚しいから投機的思惑が盛に行はれて、無用の消費が行はれる。故に私人の産業經營を制限し、公營事業を擴張するは獨り生産を増加し、分配を平等ならしむるのみでなく、その結果生産者の暴利を絶ち、競争、廣告費を減少し、投機思惑心を減し、大に無用の消費を省かしむることとなるのである。併しこれ等の根本問題を離れても種々の政策がある。(一)運輸機關を改善して、生産品の輸送を

迅速にし、その費用を低廉ならしむ、(二) 賣買制度を改善して、仲次業者を廢し、生産者より消費者に直接に賣渡し價額の低廉を計る。公設市場及び公衆食堂を設備し、販賣を目的とする生産組合、購買を目的とする消費組合を設立する等はこの爲めである。公設市場は近時最も進歩した我が社會事業の一で、全國の都市に於て殆どその設立を見ない所はなく、その數大正九年末には二百七十六に及んでゐる、(三) 公營質局庶民銀行等を設けて、低利なる金融の便を計る、(四) 教育の普及によつて生活方法を改善し、日常生活に於て冗費を省き、道德思想を涵養し、飲酒色慾等の不道德による浪費を省かしむ、(五) 物資尊重の觀念を養成して儉約を獎勵する等である。左に(二)(三)(五)等につき更にその方法を詳述するであらう。

公營質局 貧民に低利の資金を融通し、質屋若しくは高利貸等に高利を食らるゝのを救はんが爲に公營として設けられたものである。歐洲に於ける公營質局の起源は頗る古く、伊太利では十五世紀に既に行はれ、佛蘭西、白耳義等に相尋で行はれたが、幾度か變遷を

經て白耳義は一八四八年四月の法律により、佛蘭西は一八五一年六月の法律により、全く私營を禁じ、公營質局の制度を確立した。これ等白、佛の公營質局の制度は數度の改正を經て、今日に行はれてゐる。獨逸の質局は多く町村の經營に成り、政府はこれが設置を獎勵した。また個人の營業も許されてゐるが、一八七九年には個人の質業開始を禁じたので私營質業者の數は漸次減少した。北米合衆國では公營質局の設はないが、法人組織の團體殊に慈善の目的を以て質業を營む會社がある。これ等會社の資本金は贈與及び遺産、寄附金、低利資金等より成り、貸出利率は現在の質營業者が法律により徵收し得る利子の二分の一までとしてゐる。これ等歐米に於ける公私の質業は全く慈善の精神を以て經營せられ、貧民に低利なる資金を融通して、浪費を節せしむることが尠くない。

我が國に於ても公營質屋は近時漸次設置せられ、大正十一年末には總計十五に達し、利子の低廉と流質物の處分等に於て大に民衆の便を計りつゝ、あるが、未だ一般に普及されるに至らない。また産業組合法によつて組織された信用組合は漸次發達しつゝ、あれど、その

多くは中産階級以上に利用されるのみである。今日民衆の金融機關として一般に行はれるは私營質屋である。その數大正十年末には二萬三千五百八十七で、貸出金額は一億九千五百九十萬八千圓に達し、その數は年々減少したが、その金額は増加してゐる。併しこれを歐米に於ける公營質屋及び慈善的質屋に比ぶれば、抵當物件に對する貸出金額は少なく、その利率は高歩で、流質處分によつて得た利益に與かることを得ないなど、極めて劣つてゐる。而して我が貧民の高利なる借金に苦しめられ居ることは驚くべき程である。所謂細民の金融機關の改善は現下の急務である。

産業組合 無用なる消費を省かしむる設備として、近時著しく發達して來たのは我が産業組合である。明治三十三年三月制定せられたる産業組合法によるもので、組合員の産業または經濟の發達を企圖するを目的とし、四に分かる。

- 一、信用組合 組合員に産業に必要な資金を貸附し、及び貯金の便宜を得せしむ。
- 二、販賣組合 組合員の生産したる物に加工し、または加工せずしてこれを賣却す。

三、購買組合 産業または生計に必要な物を購買しこれに加工し、または加工せずして組合員に賣却す。

四、生産組合 組合員の生産したる物に加工し、または組合員をして産業に必要な設備を利用せしむ。現今の利用組合といふものこれである。

これ等産業組合の發達を計る爲めに産業組合聯合會あり、所屬組合に必要な資金を貸附し、組合の目的を達成せしむ。また産業中央組合ありて、産業組合及び産業組合聯合會の普及發達及び聯絡を圖る目的を以て設立せらる。これは全國一ヶ所である。

産業中央金庫 産業組合の親組合とも稱すべきもので、産業組合聯合會または産業組合に資金を供給するを目的とし、大正十二年七月中央金庫法を以て制定せらる。資本金は三千萬圓とし政府はその半額を出資し、他は産業聯合會または産業組合の出資とし、その金額は一口百圓として二百口以内とす、また産業債券の發行も許可されてある。これ等の設備により産業組合は近時益々發達したが、四種の組合は互に他の目的を兼ね、販賣組合に

して生産、信用、購買を兼ね、信用組合にして生産、販賣、購買を兼ねるの風あるを以て、その種類十五に互り、その數大正十一年には一萬四千四十四を數へた。その中重なるものは信用販賣購買組合の四千百九十七、信用購買組合の三千十九、信用組合の二千四百四十二、信用利用販賣購買組合の二千二百五十三である。

勤儉と社會問題 勤とは人々その業を勤めて、生産に勵むことである。古今類書纂要に「民生は勤むるにあり、勤むれば則ち置しからず」といふのはこれである。儉とは無用の消費を省くことで、奢侈の反對である。無用の消費を省くとは、生命健康を維持し、人間の幸福を増進するに必要ならざる消費を省くことである。既に現代貧乏の原因は生産の不足と無用の消費とが有力なる二大原因であることを知らば、生産を増加する勤と、無用の消費を省く儉とが、現代社會問題を解決する有力なる方法の一であることは明かである。

昔は勤儉は唯一の社會問題の解決法とされた。稼ぐに追著く貧乏なしとはこのことである。また人民の最高道德の一ともされてゐた。徳川家康は侍女を戒めて「我は天道を恐る

るを以て第一となす、天道は第一に奢侈を憎む」と言つて神を畏る、と共に奢侈を憎んだのである。されば勤儉には今日の如く、たゞ金錢を利し、金錢を貯蓄するといふ意味のみでなく、深い道徳的意義が附せられてあつた。併し近代産業自由制度が行はれ、生産が自由である如く、消費も亦自由となるに及んで、儉約の道徳的意義がなくなり、たゞ經濟的意義のみとなつてしまつた。故に金を利せようとせぬ人は、如何に懶惰に日を暮すも差支なく、また金に困らぬ人は、如何なる驕奢をなし、無用の費をなすも、差支なしと考へられることとなつた。併し世界戦争後、物資尊重の觀念が一般に盛となり、生産に關する思想が變はり、私有財産に對する思想が變つたので、儉約に關する意義も亦變化して來た。現代人が生産を營み、販賣を事とする元より自己の爲めに行ふといふを妨げないが、その生産は公共的力によつたもので、決して自分だけの力によつたものでないといふのである。蓋し生産の要素たる土地資本及び勞力も今日に於ては決して私のものと見てはならぬ。そのこれ等のもの、私有を許すは、たゞ公の爲めに使用するといふ點にあるのである。既

に生産の要素が私のものでない許りでなく、その生産より販賣に至るまで、何れも勞資の協力と國家の保護、社會の恩恵によらぬものはない。若し自分獨りの力で生産し、獨りの力で收得したものと思つたら大なる誤である。勞働者のみの力でない如く、資本家のみの力でない。而してその生産されたものも、決して一私物と見るべきでない、公共的のものである。總ての人民がこれによつて生命を維持し、發達し、享樂すべきものである。蓋し全くの公物である。故に所以なくしてこれが生産を怠たり、所以なくしてこれを費消することは許されない。如何に私利は我にあればとて、この公物を私慾の爲めに恣に費消してはならぬ。成金の徒がその富を誇らんとて、無益の消費贅澤をなすが如きは許すべからざる罪惡である。金錢の收得を欲しないとて怠惰にしてこの公物の生産を怠るはこれ亦許すべからざる罪惡である。勤儉が最高道德の一とならねばならぬ理由は此處に存するのである。我々が勤儉を唱導するは、かくの如く深い社會的意義と道德的意義とがあり、且つ有力なる社會問題解決の一方法と信するからである。

二 勞働者保護に關する社會政策

貧民を對象として、貧乏根絶を目的とする社會政策の次には勞働者を對象として、その保護を目的とする政策を擧げねばならぬ。併しその區別は説明の便宜に出でたまで詳しく確然たる區別があるわけでない、前者の中に勞働者保護の政策あり、後者の中に貧乏根絶の政策がある。以下その政策を概論し、重なるものを擧げよう。

一は勞働條件の保護に關する政策である。勞働者に取ては勞働者の賃銀、時間等の勞働條件は勞働者の生死存亡及び幸不幸に關する大問題である。賃銀の多寡は勞働者及びその家族の衣、食、住を左右し、彼等が健康に生活し得るか、現代に相應する文化生活を營み、若しくは子弟を教育して健全なる第二國民を作り得るか否やの諸問題を決定し、また勞働時間の長短と工場設備の良否とは勞働者の心身に重大なる影響を及ぼし、彼等が健康を維持し精神を發達せしめ得るや否やを決定し、延て生命の長短をも左右するものである。例

へは米國煙草製造職工組合に於ては、工場設備頗る不完全にして家庭の生活状態も非衛生的であつた一八八八年には、組合員の五割一分は結核の爲に死し、組合員の平均生存年齢は三十一歳強にさへ過ぎなかつた。その後賃銀の増加、工場設備の改善行はれ、家庭状態も良好となつた一九一九年には、結核死亡者は二割弱に減じ、平均生存年齢は五十一歳強となつたとのことである。明治二十七八年の頃、大阪で紡績や燐寸の工業が勃興して、幼少年者の使用が増加したが、その労働状態が不良であつた爲めに、その結果は壯丁に現はれて、徴兵検査壯丁百人中合格者は五人に過ぎなかつたといふことがあつて、同地の醫師團體を驚かしたことがあつた。かくの如く重要な意義を有する労働条件の決定を資本家と労働者との自由契約に一任し工場設備を資本家の随意に一任するときは、現代の如く兩者の實力に著しき差異の存する場合には、種々の弊害の起るを免かれない。故に國家はこれに干渉して適當の労働条件を定め、適當の工場設備をなさしむる必要がある。これには労働組合を認め、これを保護し、資本家との團體交渉權を認むること、最低賃銀法を

定め、労働時間を制限して、文明國人として生活し得る最低限度の費用と餘裕とを保證すること、工場法を定めて文明労働者としての最低限度の衛生その他の設備を資本家に要求すること等がその重なるものである。

二は労働者の救済または賠償に關する政策である。労働者が疾病、災害、老廢その他の故障によつて労働能力を喪失し、若しくは失業によつて労働機會を失ふは現代の産業組織に伴うて必然に發生することである。故に國家はこれを保護し、彼等をして生活を維持せしむるの方法を講ぜねばならぬ。昔はこの方法として救貧制度を設け、労働者を窮民として扶助することを主としたが、これには種々の弊害がある。もと救貧制度は特殊の窮民に施す恩恵で、これを受くる者は社會上の地位を下げ、また法律上公民權を停めらるゝことを常とする。單に労働能力を失ひ、若しくは労働機會を失うた者をこの特殊の窮民と同一待遇をなすは、社會の正義公平の觀念に合しなばかりでなく、労働者も亦これを肯じないのである。これ等の理由よりして、労働者が災禍に罹り、若しくは失職せし場合に國家

が相當の補助を與へ、彼等が生活能力を維持回復し、且つ窮民に墮落することを防止するは當然の義務であり、また社會公益の爲に行はねばならぬことである。

三は失業防止に關する政策である。失業が現代の經濟組織に於て避け難き社會的疾患にして、これが救済の勞働者保護政策の一として、重要なことは前項に説明せる處である、が更に失業を防止し、失業者なからしむるは一層重要な政策である。失業を防止するには、(一) 傭主をして生産の波動を減少し、業務の擴張、縮少の度を減じて、勞働の機會を均等に分配せしむることである。この方法は傭主が自衛上常に注意せねばならぬこととて、聯合合同等の方法を以て、生産を規則的ならしめ、過剰生産の弊を避け、反動の襲來を防がねばならぬ。國家も亦常に勞資兩者に就き適當の指導、監督を怠らず、季節工業○春夏秋冬の或る季節のみ行はる、工業の企業者にはなるべく生産時期を延長し、勞働需要の不平均を避けしめ、大工業には不景氣の際、直に勞働者を解傭することなく、休日を増加または勞働時間の減少によりて生産高の減少を圖かり、失業者の増加を防止することを勉めしめ、また勞

働者にはかゝる際賃銀の減少することを忍ばしめねばならぬ。特に國家その他の公共團體が、市況活潑なる際土木工事を起して勞働の需用を増進し、その不振の際に工事を縮少し、勞働者を減少して、失業者を多からしむるが如き、ことは勉めて避けねばならぬこととて、かゝる際には却て進んで土木、鐵道等の工事を起して失業者を防止するに努めねばならぬ。獨逸では各都市が冬季間に土木工事を起せる結果として、失業者救済事業を起すの必要なきに至つたといふ。(二) 勞働市場を完成して、勞働の移動を容易ならしむることである。勞働を需用する者も多く、勞働を供給する者も多くても、動もすれば需用供給が能く適合せずして、兩者の満足しないのは適當の市場がないからである。蓋し商品の賣買者間には夙に市場の設けあり需用供給の適合が容易に行はれたが、勞働の賣買者間にはこの方法がなく、箇別的に賣買を行ふからである。この目的の爲に現はれたのが職業紹介の制度で、勞働の需用者、供給者が集合すべき中央機關を設け、失業者が從來の如く亂雑なる方法を以て職業を求むる弊害を除去しようとするので、今日では各國共に職業紹介所の

設けなきはない。我が國に於ても近日各都市殆どこの設けなきはなく、盛に労働者移動の便を計り、失業を防止せんとしてゐる。

この外労働者に産業教育を授けて、その労働能力を増進せしめて勞銀を高價にし、失業の度を減せしむること、産業の經營に參與して、利潤分配を多からしむことの如きは、労働者に對する最も重要な政策であるが、既に前説に述べたるを以てこれを略し、たゞ工場法社會保險及び職業紹介等に就き、少しくその概要を述べよう。

工場法 歐洲産業革命の初期に於ては、國家及び資本家は生産の増加のみを目的とし、労働者の健康、幸福等を顧慮することがなかつたので、工場労働の弊害は甚しかつた、この弊害から労働者を保護せよとしたのが、工場法及び鑛山法である。英國では一八〇二年の工場徒弟健康及び道德條例に始まり、一八一九年には紡績工場に於ける九歳以下の幼童の労働時間を十二時間に制限し、一八三三年には九歳以下の幼童の工場使用を禁止、一八四四年には始めて成年女工の保護を實施し、一八五〇年には紡績工場の少年工及び女工の

労働時間を一日十時間と定めた。かく英國の労働立法は多少の發達をなしたが、當時一般に自由放任主義が信ぜられ、産業上に於ては各種の制限を撤して、自由の競争に任ずることが、最も生産を増加する方法であると考へられ、苟くも産業の制限と認められることは免れて避けられたのである。且つ佛蘭西革命以來自由主義は尊重せられ、産業または商業の權利は自然權である、國家が産業に干渉するのはこの自然權を侵害するものであると信ぜられた。故に労働者保護の法律は産業を制限し、自然權を侵害するものと認められ、拂々しき進歩を見ず、その保護も成年男子に及ばなかつた。併し一八七一年頃に及びてはこれ等の思想も次第に變はつて來た。從來社會主義者は現代經濟組織の不完全と労働者の悲惨なる状態とを痛論して、社會革命の説を鼓吹してゐるが、今や資本家及び政治家等も博愛的人情より、或は打算的利己心よりして労働者に對する態度と思想とを變じ、國家が産業及び労働問題に干渉することを是認するようになった。これより各國とも労働立法は著しく進歩し、工場法も面目を改めて來た。英國は一八六七年工場法を冶金、機械、製紙、硝

子、煙草業等にも適用する法律と小工場取締に關する仕事場條例とを制定し、從來織維工場に限られた保護法を擴張した。一八七四年には十歳以下の兒童を織維工場に使用することを禁じ、一八七八年には各種工業に關する法律を統一して一大工場法を編成した。この法律は工場を分ちて、(一)織維工場、(二)その他の工場、(三)仕事場、(四)幼年工、少年工を使用せざる仕事場、(五)自宅仕事場の五種として夫々特殊の規定を設けた。爰に至りて工場労働者保護法は完備し、他國の模範となつた。その後一八九一年及び九五年の改正を経て、一九〇一年再びこれ等の法律を大成して法典となし、十二歳以下の兒童の労働を禁じ、衛生監督等に就き極めて詳細なる規定を設けた、これが現行法である。

日本の労働立法 我が國に於ても、日清戰役以來産業界の進歩に伴ひ、工場労働の弊が次第に現はれたので、労働状態の改善を唱ふる先覺者も漸く出た。農商務省では工場法を定めようとして、明治二十九年の末農商工高等會議に『職工の取締及び保護に關する件』といふことを諮問した。曰く

本邦工業の發達に伴ひ、舊來の毎戸製造は漸次工場製造に變遷するは勢ひ已を得ざるの情況なり、而して今より雇主職工間の關係を圓滑にし、資本と勞力との權衡を維持し、以て相互の利益を永遠に保全し、以て諸般の紛擾を未然に防遏するの目的を以て、必要な法令を制定するは工業發達上の緊要事件なるを認め、茲に其區域程度及方法を諮問す。

此の諮問案は農商務次官金子堅太郎等の熱心な辯護があつたに拘はらず、尙早なりとして否決されてしまつた。三十一年に至つて政府は今度こそは工場法案を制定するの意氣込みで、先これを全國商業取引所の諮問に附した。この法案は第一章總則、第二章工場、第三章職工、第四章徒弟、第五章監督、第六章罰則に分かれ、四十條に及び三十二年七月一日より施行せよといふのである。併しこれは總ての工場に施行せんとするにあらで、五十名以上の職工徒弟を役する工場と定め、工場に於てはその建設、改築、増築せんとするものは、當該官廳の認可を受けしめ、工場には危険豫防、健康保全、風儀維持並に公益

保護の爲め必要なる設備を爲すべしと命じ、十歳未満の幼者の使役を禁じ、十四歳未満の職工は一日十時間を超えて使役するを禁じ、職工には一ヶ月二日の休暇及び一日一時間の休憩を與へ、三大節に事業を休止すること、尋常小學校の教科を卒らざる十四歳未満の職工に自己の費用を以て、相當の教育を與ふる設備を爲すこと、その他職工の負傷を療養する費用及び疾病者に對する扶助料支給の方法等を規定せよとしたのである。この法案の理由書は當時我が當局者の工場労働に對する思想を示した。曰く

現今本邦工業の勃興と共に工場各地に起り、從來の家内工業は漸く變移して工場工業た
らむとす、而して此等工場工業は其効果の顯著なると同時に、其設備完全を缺くときは
之に由て往々人命を危うし、比隣公衆に重大の傷害を與ふることあり。之に對して政府
は監督を要すること甚多し、從來各地方廳に於て既に此の事に關する取締を爲すもの尠
からずと雖も、其方法統一を缺き、其監督の設備完全なる能はざるものあり。然るに此
事たる工業者並に一般公衆に最重大なる利害を及ぼし、深く其權利に關係するを以て、

其監督の方法に付ては地方廳に一任せず、豫め法律を以て其準備を定むるを必要とす。
加之此等工場に於ける工業主職工間の關係を視るに、親睦協和恰も家族師弟たるが如き
情誼漸く去て、階級的差等間隙稍々其跡を現さむとせり。是れ實に工場工業に伴ふ所の
必然の結果にして、之を各國の歴史に徴するに皆然らざるはなし、今や情誼の關係既に
衰退して、之に代るべき法律上の關係確立せざるを以て、雇者被雇者の規律頗る紊亂
し、雇者は被雇者の轉々移動するに苦み、被雇者は亦往々にして雇者の壓抑に屈從する
の悲境に沈淪する者あり、誘拐爭奪の弊既に起り、教唆強要の風漸く行はれむとす。此
時に當り之を一般の趨勢に鑑み、之を本邦の實情に照し、大體の法規を設けて、二者の
關係を律し、一面以て工業者の爲めに其事業經營の確實整正を圖り、一面以て勞力の強
健風儀の保持を企つるもの、是れ我工藝をして健全なる發達を遂けしむるに最必要の事
業とす、是れ本法の制定を要する所以なり。然れども本問題の關係する所極めて廣且大
にして、殊に工業者及勞働者の利益に直接大關係を及ぼすを以て、假令外國の事歴に徴

し、自然の趨勢の能く前知し得べきものあるも、猶ほ法令を以て一朝急激の變化を加ふるは、國家經濟上大に考慮すべき所なれば、本法は暫く大體を規定し、單に大綱なるを以て、弊害の最甚しきものを豫防するに止め、而して工場監督官吏をして本法の實施を監視せしむるの傍、當時工場の状態を調査せしめ、其結果に基きて詳に利害得夫を衡量し、將來工場工業の進歩に應じて、能く其規律を正し、雇者被雇者の調和を計らむことを期す。

この法案に對し労働組合期成會は修正意見書を提出し、朝野の有志を訪問勸告して、頻にその修正と制定とに運動したが、この諮問を受けた全國取引所の決議は、工場の設備にのみ關する規定に修正せんとするもの十ヶ所、該法案は工業の發達を妨げ雇主被雇者間の和親を破り、却つて社會の利益を害するものとして否決したるもの十九ヶ所にして、原案に賛成したもの、僅かに七ヶ所であつた。東京商業會議所の決議は當時の代表意見とも見らる、のであるが、工場法は宜しく單に工場の設備及び取締に關する規定のみに止むべき

もので、職工徒弟に關する規定の如きは寧ろ弊あるも益なく、故らに雇者、被雇者間の親和を攪亂し、適々以て滋端を醸成せしむるの媒介となるに過ぎないと信ずると言つてゐる。而して本邦には雇者、被雇者の間には家族的情誼があると稱して、法律を設くの無用を主張して、十歳以上の使役、十四歳以下幼少年の使用、時間制限、徒弟教育の制、負傷者救助の規定等に反對したのである。而してその賛成した工場の設備及び取締に於ても、「若し工場の設備の爲めに過度の經費を投ぜざるを得ざるが如きことあらば、工業の大部分は得失相償はざるが爲めに、俄然廢滅に歸するも亦知るべからず、假令此の如き甚しきに至らずとするもその發達を阻害すべきや論なく、國家經濟上に及ぼす影響眞に測り易からざるものあるなり」と稱して、工場の危險豫防、健康保全、風儀維持並に公益保護は結構なれど、その爲めに過重の負擔を増加してはならぬことを切言したのは、資本家本位、生産者本位の時代が思ひやらるゝのである。

明治三十一年十月開會の農工商高等會議はこの法案の諮問を受け、會議には議論沸騰し

て、某議員の如きは我が幼稚なる工業に對し、法律を以て拘束するは工業の發達を阻害するものである、工業永遠の利害は法律を以て左右せず、寧ろ工場主自からをして判断せしむるを至當とすると言つて、反對したのもあつたが、意外にも會議は諮問案を可決し、而かも修正を加へ、法案適用の範圍を擴めて總ての工場に適用せしめ、十四歳未満の職工徒弟と共に女子を加へて、その時間を制限し、或は負傷救助手当等に就き一層詳細の規定を設けなどしたが、また、當時政變があつて大臣が交迭したので、切角の決議も握り潰しとなつて、遂に議會に提出するに至らなかつた。處が三十三年一月二十四日愛知縣下葉栗郡光明寺村の織物業小島新藏所有の織物工場が焼失して、工女三十一名が焼死したといふ慘鼻の出來事あり、これ皆工場の設備の不完全から起つたのであるといふ非難が轟々として起り、衆議院議員原田尠城は三十一名の賛成を得て第十四議會に於て、政府は何故に工場法を設定せぬかといふ質問を試みた。農商務大臣曾根荒助は三十三年二月十二日答へて、工場法のことたるや、一國工業の盛衰と労働者の休戚に關する重大問題にして、利害

の關する所極めて多端なるが故に慎重の討究を経てこれを決定せよと思ふと稱して、不提出の理由とした。次で農商務省中に工場調査會を設けて、調査に調査を重ねつ、あつたが、容易に制定されるに至らなかつた。その漸く制定されたのは明治四十四年で、その實施されたるは大正七年である。これによれば、(一)工業主は十二歳未満の者を工場に使用することを得ず、(二)工業主は十五歳未満の者及び女子をして一日十二時間を超えて就業せしむることを得ず、(三)工業主は十五歳未満の者及び女子をして午後十時より午前四時の間に於て、就業せしむることを得ずと規定して、幼年者の使用禁止、少年及び女子の労働時間の制限、夜業禁止を定めて労働者保護の一斑を示した。されど當時尙ほ工場法の施行を以て生産費を加重し、産業の發達を阻害するものであるとの説が行はれて、工場法に幾多の除外例を設け、幼年者使役禁止も空文となり、少年及び女子の時間制限も、夜業禁止も十五ヶ年間の猶豫を許されたので、これまた名義のみとなつた。かくの如く我が工場法は極めて幼稚であつたが、戦後國際労働會議に加はるに及んで、長く舊態を墨守

し得ざることとなつた。

(二二)

一九一九年十月米國に開催せられたる第一回國際會議の決議により、我が國も鑛山業、物品製造加工業、建築、土木、工業、鐵道、輸送業等の危険、若しくは不健康勞働に従事する者に八時間原則を適用することを承認した。併し我が産業は尙ほ一般に幼稚であるといふ理由で、特殊待遇を受くることとなり、(一)十五歳以下の勞働及び坑内勞働者に就きては一週四十八時間制を原則とす、(二)大正十四年七月一日以後は十五歳を十六歳に引上ぐ、(三)十六歳以上の生絲業に従事する者は一週六十時間とし、その他の工業は五十七時間制を以て一般原則とす、(四)一週中に二十四時間の繼續的休暇を與ふることを絶対條件とす、右の各項は大正十二年七月一日迄に適用すと定め、(五)幼年者の年齢制限に就きては最低十四歳を承認したが、十二歳以上にして小學教育を終つた者はこれを使用し得ることとす。(六)女子の夜業禁止に就きては一九〇六年のベルン條約に加入し、午後十時より午前五時迄の就業を禁ずるを承認し、大正十一年七月一日より實施すること

とした。この決議に基づき大正十二年三月二十九日工場法を改正し、また工業勞働者最低年限法を定め、勞働會議の決議を實行することとしたが、未だ實施期を定めず、二組交替の制により本法施行後尙ほ三年間夜業を許すこととしてゐる。

社會保險法

この法は最も根本的の勞働立法である。獨逸に於て最も早く發達し、一八八三年に疾病保險法、一八八四年に傷害保險法、一八八九年に老年及び病廢保險法が制定せられた。始めこの法の制定せらるゝや、獨逸の傭主は大にこれに反對し、かゝる法は産業家の重荷で、外國製造業者との競争に際して足枷たるものであると稱したが、その法の實施は足枷とならないで、却て勞働者の能率を増進し、利益を齎らすものであると信じさせるやうになつた。茲に於て英國は一九一一年に獨逸の疾病保險法に模して國民保險法を制定した。これは二部より成る。一は疾病及び不具保險法である。これは勞働者は生産界の兵士であるから、その疾病及び不具を治療するは政府にも義務があるといふのである。二は失職保險法で、機關及び建築工業等に従事する失職の度多き者を加入せしめ、失職の

(二二)

ときに保険金を給するのである。この法は失職は現代産業組織に伴ふ自然の弊であるから、これを救済するは國家の義務であるといふ思想から起つたのである。

また一九〇八年には養老年金法を制定したが、この法は全部國庫の支辨を以て、七十歳以上の老年で、年收二百十圓に達しない者に一週二圓五十錢つゝの年金を支給するのである。この法は老いたる労働者は産業上の老兵とも見るべきものである。これを保護するは國家の義務であるといふ思想から來てゐる。一九一三年にはその給與者百萬人に及んだといふ。

日本の社會保險法

我が國に於ては歐洲諸國の如く労働立法は尙ほ極めて幼稚で、社會保險法すら未だ制定されるに至らない。大正十一年四月漸く健康保險法が制定せられ、十二年四月一日より實施されるといふのであるが、未だ行はれてゐない。この法は工場、鑛業、電氣、土木、鐵道、運輸業に従事し、年收入千二百圓に達せざる労働者を被保險者となし、政府及び健康保險組合を保險者となし、三百人以上の被保險者を使用する事業主には保險

組合を組織せしめその組合に屬せない労働者の保險は政府にて管掌する。被保險者及び被保險者を使用する事業主は各保險料金の二分の一を負擔し、政府は保險組合の保險給付に要する費用の十分の一を補助する。かくて被保險者が疾病または負傷により業務に服すること能はざる時は一日に報酬日額の百分の六十の金額を百八十日間給與す。被保險者死亡の時は埋葬料として報酬日額の二十日分に相當する金額を給與す。被保險者が分娩したる時は分娩費として二十圓、出産手當として一定期間報酬日額の百分の六十に相當する金額を給與するといふのである。

職業紹介所

労働者失業防止の政策として最も重要な施設の一は職業紹介所である。

我が國に於ては大正十年四月制定の紹介所法によつて定まつた。市町村は職業紹介所を設置するを得べく、また内務大臣は市及び人口三萬以上の町村、また人口三萬に満たざる町村に於ても必要と認むるときは紹介所を設置せしむ、紹介所は市町村長これを管理し、その費用は市町村の負擔とし、その費用の二分の一以内を國庫より補給す、職業紹介は無

料さすといふのである。而して職業紹介所の事業の聯絡統一を圖る爲に内務大臣監督の下に中央及び地方に職業紹介事務局を設け、その局長はそれ／＼社會局長及び同事務官を以てす、また職業紹介所の事業の經營に關し、内務大臣の監督の下に職業紹介委員會を設けしむ、この法により東京及び大阪に事務局が設置され、各府縣市町村に紹介所が設置された。最近の成績は左の如くである。

職業紹介事業成績

年次	事業數	求人數	求職數	就職者數
大正九年	公益 七七	九五、四三一	一一五、七八三	六一、六二九
同 十年	公益 八七 營利 八、六七九	三三八、〇五四 一、一二六、八〇八	三一二、七八三 八四九、六九五	一五一、三〇四 五四三、二八五
同 十一年	公益 一〇三 營利 五、六三五	四五〇、七二九 一、一八七、二六七	四五三、二六七 八八九、五六三	一九九、九六二 五六六、七二九

○事業數は年末現在、九年は六月以降

同 十二年	公益 一三八 營利 五、八四九	八一七、四二七 九七四、六八二	七二〇、四三八 七七五、〇三三	三一二、五五〇 四七八、八一九
-------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

三 社會事業

社會事業とは國家若しくは公共團體、または私人が、社會の改善進歩を目的とし、社會政策を實現せんが爲めに行ふ施設或は事業を稱するのである。これは昔から行はれたが、最近社會問題の勃興と社會政策の發達とにつれて最も盛に行はれ、急激の進歩を爲すに至つた。社會事業の種類及び目的は廣汎である。貧乏の救濟及びその防止を目的とするものあり、労働者の保護及びその改善を目的とするものあり、社會問題の存する所には必らずこれが解決の對策たる何等かの社會事業があるのである。

社會事業は近時各國に於て公私共に盛に行はれる處であるが、我が國に於ても最近著し

く發達し、國家も亦熱心にこれを經營し、若しくは保護し、獎勵し、指導しつゝ、ある。今その概況を見るに内務省に社會局を置きて、全國の社會事業を管理し、統一し、指導○内務省管轄の社會事業 せしめ、各府縣に社會課ありて、地方社會事業を司掌す、種々の法律を發布して、社會事業を施行せしめ、またその事業の基礎を定めた。(一)救恤事業としては、無告の窮民を救恤する爲めに恤救規則あり、行旅病人及び棄兒取扱の規則あり、非常災害の救助の爲に罹災救助基金法あり、入營若しくは應召兵士家族救助の爲めに軍事救護の法あり、鐵道通信その他官業就業者の相互救濟を目的とする共濟組合の設けがある。(二)衛生保健事業としては、施藥救療の爲めに日本赤十字病院、濟生會、東京慈惠會、東京帝國大學附屬三井病院その他公私各種の慈善病院あり、(三)社會教化事業としては、不良少年の感化及び矯正の爲めに感化院及び矯正院の設けあり、(四)勞働者保護事業としては、職業紹介の爲めに職業紹介所、船員職業紹介所の設けあり、工場勞働者保護の爲めに工場法あり、疾病勞瘵の爲めに健康保險法あり、(五)經濟的保護事業としては、住宅の供

給を目的とする住宅組合法あり、小民の金融機關としては、公益質屋の設けあり、資金融通の爲めに産業組合法あり、消費の節約を目的とする公設市場、公設食堂、公設宿泊所及び消費組合の設けあり、(六)兒童保護事業としては、育兒事業は最も普及し、その他胎乳、幼兒保護教育、學童保護、白痴、盲啞兒童の保護事業等がある。

これ等の社會事業に對して我が皇室が年々莫大の資金を下賜して保護獎勵せらるゝことは後に説くであらう。内務省に於ても社會事業獎勵金の目を設け、全國二百有餘の社會事業團體に對して獎勵及び助成金を下附することとした。大正十二年度に八萬二百圓、十三年度に五萬三千圓を交附した。また社會事業低利資金の目を設け、公設市場、共同浴場、託兒所、共同宿泊所、公益質屋、住宅等に對して、大正十一年には、百九十九萬七千圓を融通し、住宅組合及び産業組合に對しては、同年に總額八百萬三千圓を融通してゐる。左表は我が社會事業の概況を示す。

社會事業團體表、 (大正九年末) (時事年鑑)

事業別	事業数	資 産	経 費	救護人員
基本的施設	六七	三、三九七、〇六八	六四二、八九三	
貧民救助	七九	二、二七二、四八七	三一七、六七〇	一〇、八九〇
軍事救助	一七四	四、六七二、〇一六	八、二三九、一五八	三八七
衛生一般救療	九三	七、九七〇、四二〇	二、七五四、四一〇	×二、六七五、六四四
衛生保險	三〇	一三六、五三〇	一七、八一九	一、七一二、四〇〇
就業保護	八四	八七六、二一六	六九〇、二六二	六三六、〇二五
宿泊保護	三七	五三七、五八九	二四、九九〇	六七一、八八一
公設市場	二七六			
小住宅供給	八	六三、八二三	八、〇八〇	六八二
資金融通 (公益質屋)	五	四四、二四八	四、二二三	
婦風事業	一〇	九六、一九八	一二、二四四	七七五
動物保護	四	三、六〇〇	八六二	
隣保事業	四	五二、一五一	一七、五一一	
教會社				

事業別	事業数	資 産	経 費	救護人員
化 人事相談	七			△ 六、三五二
其 他	三二	一、〇二三、四四三	一二七、八八二	一、四三八
胎乳幼児保護	九一	四三三、〇五八	二一三、六四八	四八、六三一
醫 療	一	七一、二六八	一三、四六一	三二、七六〇
教育學童保護	九四	六九九、〇五七	一九一、九八五	一三、九〇五
兒童相談	三	二九、七八八	二五、二九一	四、六二二
育 兒 事 業	一一七	五、〇六〇、四〇三	一、〇七八、四〇二	一〇、一七四
感 化 教 育	六一		四九八、一〇三	二、四三七
異常兒童保護	八一	二、一一〇、四一〇	五三一、六六七	△ 三六
遊 戲 體 育	二			
被虐待兒保護	二			
計	一、二〇五	六九、五四九、七七三	一五、五〇一、一六〇	

△印ハ一年間ノ人員、×印ハ同延人員ナリ

また明治十一年以來各種社會事業の發達を示せば左表の如くである。

(1111)

事業	設立年	明治十一年前	自二十一年	自二十一年	自二十一年	自二十一年	自二十一年	自二十一年	自二十一年
感化事業		1	2	1	3	5	7	9	16
育兒事業		4	9	20	35	38	55	99	211
保育事業		1	1	1	3	8	15	22	64
養老事業		3	1	2	7	15	22	30	64
施療救民		2	2	7	10	9	9	19	29
授産事業		7	4	1	3	1	1	1	6
職業紹介		1	1	1	1	2	2	4	11
盲啞教育		1	2	6	5	19	22	22	72
貧兒教育		1	2	6	5	17	11	11	66
合計		20	45	72	105	130	170	210	752

○最後の合計の中には欄内の外に宿泊救護、小住宅供給、婦人救済、子守教育、其他特殊教育、軍人遺族救済等を加へたものである。

(1111)

我が國社會事業を概見するに、近時頗る發達せる如きも、概ねその資力小なるが爲め、規模小にして、事業振はず、經營指導者その人に乏しき爲め、兎角形式に流れ、實質上らず、動もすれば公設事業には醜聞を伴ふことがある。總ての事業は經營者の人物如何によるが如く、社會事業の成否如何は全くその當事者の人物如何によるのである。これまで成功せし我が社會事業は、盡く中心たりし人物の犠牲的行爲の結果である。報徳社は二宮尊徳、秋田感恩講は那波祐生、岡山孤兒院は石井十次、瀧の川學園(白痴教育)は石井亮一の何れも犠牲的行爲の結果に出でたものである。これ等の理由に鑒みて、國家は社會事業を以て最も重要な國務の一となして、その費用を惜しまず、監督、指導及び經營の人を選び、これを優遇好待すると共に、その監督取締を嚴にし、常にその事業の向上進歩を圖らねばならぬ。また社會の富豪は己が得たる富は決して獨自の力で得たものでなく、國家及び社會衆人の力によつて得たものであると知り、社會事業の爲めに金品を支出するは國家及び社會に對する當然の義務なりと感じ、進んで社會事業を幫助し、若しくは經營せねば

ならぬ。決して恩惠的行爲を考へてはならぬ、佛經に四恩と稱し、國土の恩、衆生の恩を數ふるは誠に所以あることである。また社會事業の局に當る人は深くその職務の重要な所以を信じ、獻身的努力を惜しんではならぬ。我が皇室は夙に社會事業を以て、國民の安寧幸福に關係ある最重要事として、盛なる活動を爲しつゝ、ある。國民は宜しくこの聖意を體して上下一致協力して、斯業の發達を計り、社會問題解決の端緒を見出さねばならぬ。以下重なる社會事業を概説しやう。

社會事業低資融通 大正八年から政府は社會事業低資融通の法を設け、住宅、公設市場、簡易食堂、公設浴場、公設質屋、公設託兒所、宿泊所等に低利資金を貸附し、それ等事業を保護し獎勵した。大正十二年にはその額壹千三百七十萬圓に及んだ。その中最も重なるは住宅資金で、大正十二年には壹千二百九十四萬二千餘圓に及び、大正十三年三月末調査によれば、該資金による建設済戸數は全國で、壹萬四千七百九戸に達してゐる。その外は公設市場を最とし、十二年に四十七萬五千圓の貸附を受けてゐる。

感化及び矯正事業 明治三十三年法律を以て北海道及び各府縣は地方長官管理の下に、感化院を設置することとなつた。國庫は新設費、擴張費の二分の一をまたその他の諸費六分の一を補助する規定で、滿八歳以上十四歳未滿の者で、不良行爲を爲しまたは不良行爲を爲すの虞ある者、十八歳未滿にして親權者、または後見人より入院を出願する者、裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者、少年審判所より送致せる者等を收容し、感化善導を目的とし、獨立自營に必要な教育を施し、實業を練習せしめ、女子には家事裁縫を修習せしむるといふ定めで、入院者の在院期間は滿二十歳を越ゆることを許さぬといふのである。その數は大正九年に全國で六十一、收容人員は二千四百三十七人であつた。

感化院として最も有名なものは武藏野學院と稱するもので、埼玉縣北足立郡大門村に設けられた。大正八年三月開校、内務大臣の管理に屬し、敷地十町八段餘で、本館、寄宿舎、家族舎、院醫舎等を備ふ、收容定員は百五十名である。本院に附設して、社會事業職員養成所があり、社會事業に従事する者を養成してゐる。

矯正院 司法大臣の管理に屬し、少年審判所より送致せられたる者及び懲戒場に收容するを許されたる者を收容し、嚴格なる紀律の下に教養を施し、その生活に必要な實業を練習せしめ、また特に區別したる場所を設け、少年審判所、裁判所または豫審判事より假に委託せられたる者を收容す、總て本院に收容せる者の在院は二十三歳を超ゆるを許さぬ規定である。現在の矯正院は二ヶ所で東京府南多摩郡の多摩少年院と大阪府三島郡の浪速少年院とである。

恤救 我が國では隣保扶助を主義とし、濟貧恤窮は人民相互の情誼によつて、行はるべきものであるとし、全く癡疾、老衰、幼弱等にて産業を營む能はず、他にて保育するなき無告の窮民のみを救助するとしてゐる。その法は明治七年十二月制定の恤救規則によるのである。その規定は、(一)極貧の者獨身にて癡疾に罹り産業を營む能はざる者、獨身にて七十年以上の者重病或は老衰して産業を營む能はざる者には、一ヶ年米壹石八斗の積を以て給與す、但し獨身にあらずと雖餘の家人七十歳以上十五歳以下にてその身癡疾重病

または老衰せる者には本文に準じ給與す、(二)獨身にて疾病に罹り産業を營む能はざる者には一日米男三合女二合の割を以て給與す、また獨身にて十三歳以下の者には一ヶ年米七斗の積を以て給與す、但し兩者とも餘の家人七十歳以上十五年以下にて、その身病に罹り窮迫の者は、本文に準じ給與す、救助米は該地前月の下米相場を以て石代にて給與すといふのである。

棄兒救助の法は明治四年六月に定めらる、棄兒當歳より滿十三歳を限り、年々米七斗宛を給與する規定である。その他行旅病人に就ては行旅病人取扱規則がある。これ等の法によつて救恤せられた人員及び金額は大正十一年に恤救規則によるもの壹萬壹千七百七十人で、その人員は年々大差がない。救濟金は四十四萬三千餘圓である。棄兒は七百五十五人で、その養育費は十二萬六百餘圓である。行旅病人は六千三百二十三人で、その爲に要した府縣の辨償額は三十八萬九千六十餘圓である。行路病人死亡者は三千二百四十七人で、その辨償額は三萬一千百餘圓である。

罹災救助 風水害、その他非常の凶荒、不慮の災害に罹りたる窮民に、食料費、避難所費、被服費、治療費、就業費等を給與するには、罹災救助基金法がある。これは明治十三年六月制定の備荒貯蓄法に始まり、三十二年三月本法を制定し、大正七年六月改正されたもので、北海道は百萬圓、府縣は五十萬圓以上を罹災救助基金として貯蓄し置くのである。その金額は大正九年末に於て六千二百三十四萬三千餘圓で、罹災者に支出された金額は二十九萬二千餘圓である。

軍人救護

本法は大正六年六月に制定せられ、現役兵の入營、下士兵卒の應召、傷病若しくは死亡の爲め生活する能はざるに至れるものは、その當人家族、若しくは遺族に對し、生活に必要な限度に於て、救護するの規定で、救護は現品を給與し、或は現金を給與す、その額は一人一日十五錢以内、一家一日六十錢を超ゆる能はず、但し特別の必要ある場合には右金額を増加さるゝことあり。また災害に際しては、一家總額三十圓を限り、臨時給與せらる。救護を受けんとする者は地方長官に出願し、地方長官これを決するとい

ふ定めである。大正十年に於ける救護人員は三萬二千七百九十二人で、その金額は百萬四千四百六十一圓である。

共濟組合

官業就業員の相互救濟扶助を目的とするもので、明治四十年四月の勅令で、鐵道省現業員共濟組合法が制定されたのを始めとし、引續き印刷局、專賣局、通信官、海軍造船造兵事業、陸軍作業廳、國有林業員、製鐵所、造幣局等の現業員共濟組合法が定められた。これ等現業員は相互救濟を目的とする組合を組織し、政府は毎年豫算の範圍内に於て、組合員の給料總額の百分の二、通信官署は總掛金の三分の二を超えざる金額を組合に給與す、組合に於て退職年金または廢疾年金の給附を爲すときは、政府は右給與金の外毎年豫算の範圍内に於て、組合員の給料の百分の三に當る金額を組合に給與す、組合規則は各省令を以て定め、組合員は各自の給料に應じ、掛金を爲すの義務を負はされ、死亡災害その他所定の場合に於て救濟さるゝのである。

北海道廳、警視廳及び府縣所屬の警部補巡查及び消防手に對しても、ほゞ同様の共濟組合

が組織せられ、政府の代りに道廳府縣等が補助金を給與する定めである。大正十年に於ける共済組合数は八で、組合員数は四十八萬六千三百九十四人で、給與金額は五百九十萬二千二百餘圓で、給與人員は十四萬七百六十人である。○この内警察官共済組合の統計は大正九年末なり。

第六章 労働運動

一 労働運動の發達

労働運動とは労働者が、共同團結の力によつて、労働者自から労働問題を解決せんとすることを指すのである。この運動は十九世紀以來歐洲に始まり、最も激烈を極めた著しき社會現象で、文明の進歩發達に最も關係深き現代特有の社會運動である。被支配階級が多數團結して、支配階級に對抗し、その状態を改善せようとする運動は今に始まつたのである。昔時我が國の士一揆、百姓一揆等はその一種であつたが、それ等は總て一時的な、多くは無秩序なものであつたが、現代の労働運動はそれ等と性質を異にし、永久的な團結運動である。今その原因を見るに、

一、工場労働の結果である。労働者が同一工場に多數群集し、同一職業に従事するに

於て、協議談話の機會が多く與へられたので、相互の間に同情と協力の思想が生じ、團結の力が起り、能く一致することが出来るようになったからである。

二、労働觀念の變化から、労働者の思想及び地位が異つて來たからである。昔日希臘羅馬に於ては肉體的労働は奴隸の職にして、自由市民の從事するを以て恥辱とした。中世時代に於ても出世間的な思想に支配されてゐたから未だ労働の價値を認めなかつた。近世に至り新教が労働の神聖を説くに及びて、漸く労働に關する觀念が變つて來た。下てアダム・スミス（一七二三年—一七九〇年）は「各國民の年々の労働はその年々消費する必需品、享樂品を供給する基本なり」と説き、更に労働權利の神聖なる所以を論じ、「各人が自己の労働に關して有する權利（財産）は一切の權利の基礎にして、最も神聖にして侵犯を許さる所なり」と言ひ、更にサン・シモンは労働を以て、人生幸福の唯一の源泉とし、産業國家の建設を以て理想となした。轉じてカール・マルクスは科學的社會主義を建設し、労働價値説を唱へ「商品の價値はこれが生産の爲め、必要とせらる、社會的労働の分

量に依つて定まる」と説きて、労働を以て富の唯一の源泉とした。露西亞のボルシェビキの徒は働かぬ者は喰ふべからずといふことを標語としてゐる。これ等の思想が労働者の思想や地位を變化させ、向上せしめたことは著しい。労働者は神聖なる職業に從事し、自己の労働を以て富を建造し、社會幸福の源泉を招致すると信ずるに至ては、從來の如き賃銀奴隸の境遇に甘んじ得ざるやうになつたのは自然のことである。

三、人權の發達と教育の進歩とに基づく労働者の自覺である。總ての人間は悉く平等の人格者で、自由の權を有すといふ思想は、佛蘭西革命の動機である。十九世紀に及び各國教育の進歩普及と共にその思想は益々盛となり、その始めは第三階級たる平民に止まつたが、後には第四階級たる労働者所謂プロレタリアに及んだ。嘗て第三階級たる平民が貴族といふ政治的特權階級を打破して、法律上總ての人は平等なりといふ政治的民主主義の原則を確立した如く、今や第四階級たる労働者は、資本家といふ經濟的特權階級を打破して、經濟上の平等を求め、産業的民主主義の原則を立てんとするに至つたのである。この

形勢は我が國に於ても認められる。明治初年政治上に自由を要求する民権論の發達に伴うて、社會上に平等を要求する社會運動は既に起つた。故に民権自由を唱導した自由黨○明治十四年結黨はその盟約の一に、社會改良を圖るべしといふ綱を掲げ自から貧民弱者の味方を以て任じた。故に彼等の中には勞働運動を企つる者、これを鼓吹する者、また勞働政策を説く者も多かつたのである。

これを要するに資本主義の生産に伴うて起つた勞働問題の存在が、勞働者の協力的團體運動を惹起するに至つたのは、工場勞働の結果と勞働觀念の變化、勞働者の自覺心の發達とに基いたので、人權の平等を信じ、勞働の神聖を感じる自覺せる勞働者が、多數集合して、協力的感情を發達せしめ、團結の機會を得たからである。

二 勞働組合

勞働者が共同の動作によつて、勞働狀態特に被備條件を改善せんとするの目的を以て結

合するのが勞働組合である。勞働者が共同して資本家に對抗せんとして、勞働組合を組織するに至るは、現代の經濟組織に於ては止むを得ぬものである。蓋し勞働者が勞働を賣却するに當ては、賣手の數は甚だ多いが、孰れも生活の脅威に堪へかねる弱者であるから、單獨に企業者と取引するときは、極めて不利益の狀態に陥らざるを得ない。よつて多數團結し、共同の動作によつて、有利なる取引條件(勞働條件)を獲得せんとするは止むを得ないことである。併し勞働者が團結して、賃銀の増加、時間の短縮を求むるは産業を制限する所以で、同盟罷工は國家の秩序を紊亂し、社會の公安を害するものであるといふので、各國共に嚴しくこれを禁じた。英國は一八〇〇年に、獨逸は一七三一年に、佛蘭西は一七九一年に、それ夫れこれを禁止した。十九世紀に至り、自由放任主義が信ぜられ、産業自然權の主張せらるゝに及んでは、それ等の行爲は産業の自然權を侵害するものとして、益益禁壓されたのである。併し自然に發達する勞働者の團結を抑制するとは出来ない。各國とも勞働者は祕密の間に結合し、政府の抑壓甚しきに従つて、その運動次第に惡化し、遂

には革命的の傾向を帯ぶるやうになり、佛蘭西の如きは一八三〇年及び一八四八年の革命の一原因ともなつたのである。ナポレオン三世はこの形勢に鑒みて、一八六四に同盟罷工を認容し、一八六八年には、團結を是認することとした。これより労働運動は大に改善せられ、政府は労働者と協力して労働状態を改善しようとするやうになつたのである。次で一八八四年同盟罷業及び團結に完全なる自由を與へたから、労働組合は新なる發達をなし、同盟罷業は却て減少するの好結果を齎らした。

英國に於ても労働運動悪化の傾向は、その抑壓に比例して益々加はり、一八六七年より六九年にかけては最も甚しかつた。時の政府は大にこれを憂慮し、調査委員を設けて、勞資關係を調査せしむること、した。この調査報告に基づき、且つ國家の労働問題に對する思想も著しく變化してゐた際であつたから、遂に労働組合是認の方針を定め、一八七一年より一八七六年の法律によつて、全くこれを公認することとした。その理由は契約の自由により、労働者が個人として行うて正當であることは、團體として行ふも亦正當であると

いふのである。英國の労働組合が秩序ある發達をなすに至つたのはこれからである。各種の組合は年々大會を開きて労働問題を議してゐたが、一八九九年に労働組合總聯合が組織せられるに及んで、急激なる進歩をなした。始め組合を組織した者は熟練の技術職工のみに限られてゐたが、一八八九年ドック職工の罷業以後には、不熟練職工の間にも漸次團結の思想を生じ、組合は各種産業の労働者の間に成立した。組合員は次第に増加し、一八九二年各種の組合員数は百五十二萬人であつたが、一九〇六年には二百四十萬六千餘人となつた。組合員の増加により労働組合は政治上、産業上に大勢力を發揮するやうになつた。その後労働立法が完成し、法律を以て労働者を保護するやうになつたので、組合は全力を竭して労働争議に當ることを得、益々その發達を促した。今日英國労働者の最も信頼するは完備せる労働立法でなくて、この労働組合である。この労働組合は世界戦争中は協力して政府を援け、交戦目的を達せしむるに何物も惜しむ處がなかつたが、戦後に至つては態度一變、徹底的に産業民主主義を主張しつゝある。一九一八年二月の労働黨大會は社會改

造に關する政策を發表し、その組織を變更したが、その政綱は土地、資本の國有の基礎の上に經濟組織を改造すべきことを標榜し、國有事業は先づ鐵道、鑛山、電力を始めとし、漸次これを他の事業に及ぼし、且つその經營には勞働者の團體をして參加せしむべきことを主張し、社會政策としては法制の力によつて、國民的最低限度の保證を勞働者の衛生に、教育に、はた生活に與ふべきことを要求し、財政上には剩餘利得の課税を以て、重要な財源となし、また戰時公債の償還の爲めに、財産税を新設すべきことを主張してゐる。また勞働組合の組織に就ては筋肉勞働者の外に精神勞働者を加ふることとなつた、且つ從來の組合は業務本位の組合で、各種の工業に涉り、同一の業務を取る者によつて組織されたが、今度は企業本位の組合となり、同一の工業に於て各種の業務を取る所の勞働者を網羅する組合となつた。これによつて組織された重なる組合は鑛夫組合、鐵道組合、運輸業者組合等である。現時英國の勞働組合員數は約八百萬人と稱せられる。

日本の勞働運動

我が國に於いても工場工業が盛となり、勞働者の増加するに従つて、

勞働運動も亦起つた。而して我が國の民權運動、所謂政治の解放が、自由黨によつて始めて唱導された如く、我が國の勞働運動、所謂勞働者の解放も亦彼等によつて始めて唱導されたのである。明治十四年十月に定めた自由黨の盟約三章の一に、

吾黨ハ自由ヲ擴充シ權利ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社會ノ改良ヲ圖ルベシ

と言つて、社會改良の綱を掲げてゐる。故に彼等の中には自から貧民弱者の味方を以て任じ、勞働運動を企つる者、これを鼓吹する者、また勞働政策を説く者も多かつた。蓋し翌十五年三月に組織された立憲改進黨には、中産階級以上の分子が多く、英國流の功利主義を奉じ、漸進的進歩主義を採り、その態度も穩健著實であつたのに對し、自由黨には失意で、不平な士族や、農民が集まり、特に中産階級以下の熱烈な青年が參加したので、急進的で、野武士的で、佛蘭西流の民主主義を奉じて邁進し、政治運動に於いて勇猛果敢であつたやうに、社會改良運動に對しても熱烈で、無産階級に同情したのである。その種の最初の運動は車界黨の運動であつた。明治十六年東京市に馬車鐵道が敷設せらるゝや、多く

の車夫は職を奪はれ、生活不安に襲はれた、時に自由黨の青年黨員たる奥宮健之、植木枝盛、栗原亮一、伊藤仁太郎の諸氏は自由黨員大井憲太郎氏の抱車夫三浦龜吉と語らつて、馬車鐵道反對同盟會を組織した。車界黨とはこの會の改名で、當時既に社會黨や共產黨の名稱が急進思想家の口に乗つてゐたので、態と語音を社會黨に通はしたのである。車界黨は失業車夫二三百名を神田明神山に糾合して、馬車鐵道廢止の演説を試みた。その後この運動が益々實際的にならうとする時政府の壓迫が加はり、偶々奥宮健之氏が名古屋事件に連座して石川島監獄に投ぜらるゝや、車界黨の運動も立ち消えとなつた。

また明治十七年十月埼玉縣秩父に起つた秩父暴動は、自由黨員によつて起された政治暴動であるが、その嘯集せる衆團は不平の農民博徒の類で、官衙を毀ち、吏員を脅かすの外、證書地券を燒棄し、高利貸、地主を誅誅し、金品を掠奪分配し、稱して借金黨、小作黨と稱し、小作人はその地主に向て、納米の減額を強請し、貧民はその債主に對して、借金据置年賦を要求せんとするなど、全く一種の社會運動であつた。

同年十一月に自由黨の村松愛藏、八木重治、川澄徳次、櫻井平吉等の徒が起さうとした名古屋事件も、政治運動たると共に、一種の社會運動で、その擧兵の旗章の一には貧民救恤といふを掲げ、檄文には政府の税歛を重くし、人民を侵漁し、その得たる租税を寵商に貸與することを攻撃してゐる。曰く

明治十四年十二月十四日調にして、政府より銀行會社及び人民への貸付金、其大藏省検査院の検査を経たる者のみにても、金額一千八百七十五萬二千九十三圓九十五錢四厘なりと、或は無利息とし、或は極めて低利とし、還納の期も亦頗る後矣、此に至りて之を論ずれば、元々の粒々辛苦と膏血とは當に高官者流の朱門を潤耀する而已ならず、亦政府寵商の驕と爲り、顯官愛妓の飾となり、相場の資となり、酣歌の費となり、底止する所を知らず、是豈に堂々日本全國の良民を以て、寵商愛妓の犠牲に供するものに非らずや噫其天下を辱かしめ、其人民を輕する何ぞ此極に至れるや。

と言つて、政府が寵商と結んで、人民を侵漁すると悲憤したのは、明かに一種の社會運動

である。これ等の自由黨の主義及び運動が、我が初期の社會問題を刺戟し、勞働運動を喚起し、鼓吹したことは著しいことである。

爰に我が勞働問題に、世人の注意を喚起せしめた事件が起つた。これは肥前國高島炭坑の坑夫虐待の事である。高島炭坑とは絶海の孤島にある三菱經營の石炭坑である。徳川時代には囚徒が使役された處として、當時に至るも坑夫の待遇は極めて慘酷であつた。明治二十一年六月の雑誌『日本人』に松岡好一といふ政教社の一人が實地一ヶ年間の勞働經驗に基いて『高島炭坑の慘狀』と題して、悲惨なる坑夫の狀況を報告したが、次で八月の同誌に長崎縣人の吉本襄といふ人が、これまた十九年十月から一ヶ年の實地經驗によつて得た材料であると稱して『高島炭坑夫の慘狀を述べて世の志士仁人に告ぐ』と題し、詳に坑夫勞働の狀を報じた。その一節高島炭坑工夫虐待の實況に曰く、

沿革及坑夫雇人並取締、法本坑ハ長崎縣西彼杵郡高島ニアリ、此地ハ絶海ノ一孤島ニシテ、周圍三十四丁餘、直徑四丁餘アリ、今ヲ去ルコト二十餘年前ニ始マリ、明治七年政

府ハ之ヲ引上ゲテ鑛山寮ノ直轄トナシ、後幾許モナク、又後藤象二郎氏ノ所有ニ歸シ、同十四年ヨリ後藤氏ハ之ヲ岩崎彌太郎氏ニ譲リ、爾來今日ニ至ル、最初鑛山寮ニ屬スル頃ハ長崎縣ノ囚徒ヲ以テ之ニ充テシガ、後藤氏及岩崎氏ノ手ニ歸スルニ及ビテハ、以前ノ如ク囚徒ヲ使役セズ、長崎近傍ニ於テ坑夫ヲ募リシニ皆之ヲ忌ミテ募リニ應ズルモノ甚ダ少シ、依テ岩崎氏ハ請負人乃チ納屋頭ナル者ヲ設ケ、坑夫ヲ雇入レ、且取締ヲ爲サシメタリ、納屋頭ハ各地方ノ博徒其他ノ者ニ依頼シ、殆ド誘拐同様ノ手段ニテ雇入レタレバ、目下本坑ニ從事スル坑夫ハ皆其姦計ニ陥リタル事ヲ悔ヒ、悲憤激昂セザル者ナシ、例セバ昨年七月中誘拐セル二百餘人ノ坑夫ノ如キ、同上ノ手段ニテ京坂地方ノ惡漢ニ依頼シ、九州鐵道又ハ佐世保等ニ要スル人夫ト稱シ、欺瞞セラレタルヲ知ルニ及ビ、請負人ニ向ヒ種々談判ヲ爲スト雖モ、更ニ受付ケザレバ、衆咸ナ悲憤號哭シ、或ハ海中ニ身ヲ没シ、或ハ山上ニ飢死シ、又ハ坑中ニ於テ屠腹縊死スル等其慘酷亡狀實ニ滿身粟立スルヲ覺ルナリ、然ルニ請負人乃チ納屋頭ト稱スル者等斯ル不正ノ手續ニテ誘ヒ來レ

ル坑夫ヲ分割シ、各自小屋ニ留メ置キ、非常ノ勞働ニ服從セシメ、炭坑社ハ其賃銀ヲ直接ニ坑夫等ニ贈與セズ、納屋頭ニ下附スル事トシ、坑夫中ヨリ炭坑社ニ苦情ヲ訴ルヲ許サザル也、

賃銀及賄料、納屋頭ヨリ坑夫ニ下與スル賃銀ハ其探掘高ヲ以テ定ム、故ニ一定ノ標準アラザレドモ、大概四人連帶ニテ、一噸五分ノ二人ノ炭箱十六箇探掘スル者ニハ、各十八九錢ヲ與フル例ナレドモ、右ニ記ス丈ケノ探掘ヲ爲スコトハ尋常ノ坑夫ノ能スル所ニアラズ、大概十四五錢ノ平均ニ止マル者トス、而シテ是等坑夫ノ需用スル物品ハ何品ニ限ラズ、凡テ納屋頭ノ手ヲ經テ炭坑社ヨリ購入セザルベカラザル規則ニテ、其價直ハ通常ノ相場ヨリ大概三割乃至五割ヅ、高直ニ賣付ラル、其上ニ納屋頭ヨリ尙若干ノ口錢ヲ食ラル、故ニ、一日ノ飯料十二錢位ニ上リ、且ツ坑夫等ハ其日々使用スル鶴嘴、雁爪等諸器械ヲ購求シ、其他納屋賃、油料、湯錢、草鞋等モ自辨セザルベカラザル規則ナレバ、如何ニ勉強スル者ト雖、其賃銀ハ納屋頭ヨリ毎年二回ニ受取レドモ、(尤モ納屋頭ハ炭

坑社ヨリ毎年四回ニ分チテ受取ル)唯員額ノ増加ヲ示サル、迄ニテ、毫モ所得ナク、如何ナル坑夫ト雖、一旦茲ニ來レバ必ず十圓内外乃至五六十圓ノ負債ナキハナシ、偶々其中ニ非常ノ坑夫アリ、儻シ非常ニ勞働シテ、此負債ヲ辨償セント計ルアレバ、納屋頭ニテ之ヲ悟リ、忽チ其坑夫ヲ至難至苦ノ坑中ニ移シテ、其目的ヲ達スル能ハザラシム、嗚呼夫レ何等ノ亡狀殘刻ゾヤ、

待遇及懲戒等、坑夫トシ云ヘバ、各國皆最下等ノ生活ヲ爲ス者ニハアレ共、本坑ハ殊ニ甚シク、毎日十二時間ヅ、使役ヲ受ケ、唯百度以上ノ熱度ノ坑中ノミ八時間ヅ、ニ定メラレタレドモ、其探掘ハ右ニ記載セシ如ク、多量ナル能ハザルハ實ニ坑夫ノ至難ナルヲ徴スルニ足レリ、然ルニ彼等ハ坑夫ヲ見ルコト恰モ土芥ノ如ク、年中裸體跣足、身ニ一寸ノ布綿ヲ著ケズ、嚴冬ニ至リ偶々著服スルモノアルモ、襤褸弊惡ナル一枚ノ恰ニ過ギズ、食物ハ所謂納屋米トテ、一種粗惡ナル米ニ晝一回ノミハ些少ノ菜ヲ添フレドモ、其餘ハ汚穢ナル漬物ヲ添フル許リナリ、居所ハ最粗惡ニシテ、一坪ニ四人ヅ、ヲ容レ、極

寒ト雖ドモ、一枚ノ蒲團モナク、僅ニ粉炭及ビ些少ノ薪ヲ焚キテ暖ヲ取ルニ過ギズ、坑夫ニテ規則ヲ犯ス者アレバ、納屋頭ノ下ニ人扱ト稱スル一種ノ惡漢アリ、忽チ是ヲ惹キ出シ、鞭撻笞杖至ラザル所ナク、若シ之ニ抵抗スレバ之ヲ責ムルコト以前ニ十倍シ、鮮血混々トシテ膚肉糜爛スルニ至ル、甚シキニ至テハ之ヲ縛リテ逆サマニ懲戒臺ニ釣リ下ゲ、下ヨリ之ヲ笞杖スルコトアリ、此懲戒臺ナル者ハ犯則ノ坑夫ヲ拷掠シ、以テ他ノ坑夫後來ノ懲戒ノ爲メ設ケアル器械ナルガ、實ニ猛惡殘忍極メザル處ナク、往々之ガ爲メ落命スル者アリ、已ニ去月十八日ノ如キハ、二人ノ坑夫ヲ拷掠シテ遂ニ一人ヲ殺シ一人ヲ死ニ瀕セシメタリ、○下

抑留及死亡、彼等ノ姦計ニ欺瞞セラレテ、一旦本坑ニ來レル者ハ其最初ノ誓約ニ反スルノミナラズ、斯ル悲境ニ陥リ、終身復タ社會ニ出ルノ望ナキニ由テ、悲歎憂憤人餘リ、或ハ隙ヲ窺ヒ脱走セント欲シ、或ハ故ヲニ罪ヲ犯シ、警察ノ手ヲ借り、本坑ヲ脱離セント計ル者アリ、以テ其業務ノ實ニ至辛至苦ナルコトヲ知ルベキナリ、是ヲ以テ炭坑社ニ

テハ其豫防法ヲ設ケ、島内處々ノ要所ニハ見張番ヲ置キ、數十人ノ番人即取締ト稱スル者ヲシテ、晝夜之ヲ守ラシメ、且ツ島内ノ通船營業者ト約束シ、炭坑社ノ許可ナキ者ハ何人ト雖モ、搭載スルコトヲ得セシメズ、若シ坑夫ガ脱厄ノ爲メ若シ炭坑社所屬ノ物品ヲ盜ミタルトキハ、社内ノ規則ニ照シ之ヲ處分シ、敢テ警察ニ知ラシメズ、又其炭坑社外ノ物品ヲ盜ミタル時ハ、警察ニ拘引セラルベキヲ以テ、豫メ島内ノ人民等ト結約シテ、其防禦ヲナセリ、今誓約書ヲ見ルニ則チ左ノ如シ、

約 定 書

今般貴殿ヨリ作物番人給扶助費トシテ明治十九年ヨリ向フ毎年金四十五圓ヅ、高島村地主惣代へ贈與ノ約定相整候ニ付テハ各地主ニ於テモ左ノ廉々堅ク約定致候事
一各納屋坑夫ニシテ我々身體財産ニ對シ不都合ノ舉動ヲ爲ス者アル乎或ハ山林畑地ニ潜伏スル者アル乎其他脱走セントスル者アルヲ認ムル等ノ事アル時ハ直ニ取押へ雇主ニ報知スル事

一我々所有ノ地所ニ居住スル寄留人ニシテ通船營業ヲ口實トシ在島坑夫ヲシテ他所ニ逃走セシムルノ便宜ヲ與ヘ其他貴殿ノ營業ヲ害セント計ルモノアルトキハ直ニ地主ヨリ其地所ヲ引揚ゲ退去セシムル事

右條々誓テ相守可申後日ノ爲メ我々當村人民ニ代リ茲ニ署名捺印スル者ナリ

高島村人民惣代

永田眞吉

外六名

人夫受員業納屋頭惣代

佐藤友五郎殿

外四名

嗚呼彼等ガ殘酷ナル方法ヲ以テ、坑夫ヲ羈縛束縛シテ、非常ノ勞働ニ服役セシムルコト斯ノ如シ、曩時亞米利加人民ガ奴隸ヲ虐役セシモ、何ゾ斯ノ如キ過刻殘忍ナルニ至ラン、

實ニ高島坑夫ノ悲境ハ全世界無比ナリト云フモ不可ナカルベシ、サレバ坑夫等ハ悲歎憂悶ノ餘、是迄幾度トナク、同地警察署及ビ戸長役場ニ出デ、哀ヲ訴ヘタルトモ、何故ニヤ警察署若クハ戸長役場ニテハ事情徹セズ、其他又別ニ訴フベキ裁判所ハナク、高等官吏ノ巡視セラル、コトモナケレバ、終ニ詮方ナク、愚ニシテ弱キ者ハ冤ヲ吞ンデ、虐役ヲ受クルモ氣力アル者ハ、自ラ縊死屠腹等種々ノ方法ニヨリ其死ヲ促スニ至レリ、今茲ニ去ル十八年一月ヨリ二十年七月迄ノ坑夫死亡ノ統計ヲ舉ルニ、

十八年中死亡全數八百七十五人

十九年中死亡全數二百七十三人

二十年一月ヨリ七月迄死亡全數百〇三人

右ノ統計表ハ出所最モ確實ナルモノナリ。

この文章を掲げた日本人は獨特な慷慨激越の調で、輿論は何にが故に高島炭坑の慘狀を冷眼視するやと叫んで、吳天后土に代つて悲慘なる勞働者の狀を天下の志士仁人に訴ふと

てその救済を唱へ、三宅雪嶺も亦三千の奴隷を如何にすべきやと題し、その救済を絶叫した。これ等の記事は大に當時の人心を刺戟した。各新聞雑誌は競うて論説にこれを論じ、或は演説會を開くものあり、續々記者を派遣してこれを調査せしめ、その通信を掲げた。内務省も傍觀されないうで、警保局長清浦奎吾を同坑に出張視察せしむることとした。清浦氏は詳にその状況を視察して歸京し、九月十三日内務省内官邸に都下の新聞記者を招いて、その視察の顛末を談話した。清浦の話は婉曲で、平靜であつた。また衛生設備の改善されたことも説かれたが、その言説の裏面には松岡や吉本のいふことが全く無根でないことを證明する節も多かつたのである。この問題が我が國上下をして、労働問題に注意せしめたことは著しい事實である。

併しこれ等の運動は悉く人の感情や、仁慈の精神に訴へた志士仁人の博愛的運動である。素より労働者の自覺的運動でもなく、またこの自覺を促進する運動でもなかつた。最初に我が國にこれ等労働者の自覺運動を鼓吹したのは徳富蘇峯主宰の『國民之友』であつ

た。同誌は明治二十年二月創刊號より歐洲の社會主義や社會運動を紹介してゐたが、二十三年一月の誌上には、前年英國ロンドンに起つた船渠勞役者の罷工の成功を紹介し、平民運動の新現象と題し、同盟罷工の有力な労働者の武器であることを述べ、大に労働者を激勵してゐる。曰く

これ豈に驚くべき出來事にあらずや、チャンピオン氏之を評して曰く、今時代の英人が見たる所の資本と勞役との最大なる争は、遂に弱者の勝利に舉れりよ、ロスベリー卿曰く、是れ豈に獨り勞役の歴史のみならんや實に英國の史上に於て否な人情の史上に於て新紀元を表せる者なりと、弱者の權も是に於て大に發揮したりといふべし、若しそれ斯の如くなる時に於ては、弱者の權は即ち強者の權なり、弱者にして強者を壓倒する時には、之を弱者の權といはんより寧ろ最強者の權といはざるべからず、是れ豈に平民的運動の新現象に非ずして何ぞや、吾人は我國民に向て罷工同盟を獎勵する者に非ず、然れども今日の社會は弱者の權を發揮すべきの時にして、亦發揮せざるべからざるの時なる

を信ず。○下
略

明治二十三年九月の同誌には『労働者の聲』と題し、労働者の地位を高むるの必要を論じ、吾人は如何なる場合にも、同盟罷工をなせと奨説せないが、而し如何なる場合に於ても、その雇主の爲めに勞役者が壓制を受けねばならぬといふ理由はないと稱して、同盟罷工とて、時には止むを得ないことを説き、また我が國にも労働運動の早晚勃興すべきことを論じた。曰く

吾人は今日に於て労働問題の必ず社會に出ざるべからざるを信じ、亦た吾人の力の有らん限りは之を社會に提出し、社會の翼賛を得て、彼の労働者の聲をして、天下の志士仁人の耳底に徹せしめんことを欲し、敢て之を言ふ、

蓋し今日は我生産社會一大變動の時節にして、彼の勞役者の如きも、此一大革命の驚波駭浪中に蕩漾せられたり、彼等は舊時の徳義上に於ける習慣已に破れ、年季奉公の制も破れ、師匠と弟子との關係も破れ、而して新組織未だ成らざるなり、況や今日に於ては

從來に於ける事業の外、更に種々の新事業發達し來るに於てをや、試に思へ土方と親方との關係は如何、彼の鑛山に勞役する鑛夫の境遇は如何、紡績所に使用せらる、婦人労働者は如何、活版屋に備役する少年の職工は如何、其他労働社會に於るけ一切の事情如何、如何に其疾苦あるも、如何に其痛惻あるも、彼等の事情は黝暗なる暗密の裡に埋没せられ、何人も之が爲めに傷心する者なく、何人も之が爲めに懸念する者もなく、義氣慨焉之が爲めに其雙肩を脱いで、彼等の位地を改良せんとする者なし、吾人は帝國議會に向て切に之を希望す、我邦勞役者の事情を調査し、彼等をして各其道を得せしむるの道を講ぜんことを、

また二十五年六月の誌上には社會的立法の時代と題し、近時の社會組織の變遷せることを説きて、社會革新の行はれ、社會的立法の行はれねばならぬことを述べて、労働問題に關し、社會の覺醒を促した。曰く

然らば如何に變ぜんか、社會共和の精神を注入し、社會立法の時代を來たすにあるの

み、社會立法とは何ぞや、多數をして幸福を專有せしむるなく、之を社會一般に分配する也、少數を保護して、多數の壓抑を免れしむる也、之を別言すれば、社會各種利害の衝突を調和し、以て之をして各其所を得せしむる也、特に社會の弱者をして、外は強者の暴横を脱せしめ、内は自立の道を得せしむる也、一步を進んで言へば、社會全體の力を以て、社會全體の幸福を計る也、例せば紡績所の増加するに従つて、十一二歳の少女が、一日三四錢の賃銀の爲めに、線烟蒸々の中に、十四時間も直立し、之がため肺病となりて天死するが如き慘狀續々として出で来る、社會的立法とは則ち十一二歳の少女をして、此の如き過度の勞働を爲さしむべからず、一日八時間以上は事務に服せしむべからずと定め、彼等少數弱者をして、其天命を全ふせしむるが如き是也、其他礦業條例に於て礦夫を保護し、職工條例に於て職工を保護し、小作條例に於て小作人を保護し、國法を以て職工と雇主とに命じて、職工養老のため強迫貯金を爲さしむるが如き、皆な此社會立法の精神にあらざるはなし、併かも決して僱主と多數を壓迫若しくは其利益を

殺く者にあらず、要するに平等に之を保護して其分界を亂さざらしむる也、

吾人は今の立法家の餘に多く、強者多數資本にのみ味方して、弱者少數勞力の味方たらず、寧ろ社會に此の如き一階級あるを忘却したるが如きものあるを見て、私かに遺憾に堪へざる也。

二十五年十月の同誌は事實は常に智識に先だつ、我が學者紳縉が拘々々々として、機械的經濟論の圏内に彷徨してゐる時に方りて、今や社會問題の大潮流が陥々として、社會の底下を縦横に貫通しつゝ、ある。社會問題は單純な賃銀問題に止まらない、第二の奴隸解放問題であるとして、聲を掲げ、社會問題に社會を覺醒せよとした。その他同誌は社會問題に對する種々の論說、記事、歐洲の通信を掲げて、社會問題の喚起の爲めに盡したのである。

これ等の論文が勞働問題に就て世人を刺戟し、また勞働者の自覺を促進したことは尠くない。また自由黨の左傾派たる大井憲太郎一派は『あずま新聞』や『新東洋』を發刊し

て、貧民労働者保護策を論じつゝ、あつたが、明治二十五年十一月遂に脱黨して、新たに東洋自由黨を組織した。その政綱中には

財政を整理し國家經濟の許す限度に従ひ漸次民力の休養（殊に貧民労働者の保護）を爲す事

等の文字があつた。それで同黨の組織せらるゝや、直に同黨の事務所内に日本労働協會を設け、労働運動を爲すと共に普通選舉の期成や小作問題の爲めに活動せよとした。而し不幸にも東洋自由黨が發達しなかつた爲めに、労働運動は充分に發展するに至らなかつた。

要するに日清戰爭に於て社會問題は唱へられ、労働運動を試むるものも種々出で、労働者にしてこれに加はるものも現はれて來た。併しそれ等の知識も運動もたゞ社會の一部に止まつて、未だ社會的運動、國民的運動となるに至らなかつたのは、我が産業が尙ほ幼稚で、資本主義の經濟組織が未だ充分に發達しないので、その利弊が未だ顯著に現はれなかつた。

つたのと、労働者の自覺が未だ足りなくて、その要求が痛切でなかつたといふに基因するやうである。

労働者の組合運動 併し労働者の自覺に基づく運動も徐々に起つて來た。明治十七年に東京印刷會社の課長池田某は活版工の組合を組織する考で、秀英舎の社長佐久間貞一氏に計つた處が、日本のロバート、オウエンとも稱せられた佐久間氏は、大に悦びて、「余は久しき以前より誰れか言ひ出しさうな者だ、誰もそんな考を起さぬか、氣の毒な者だと考へてゐた、君が始めるなら充分助ける」といつたので、池田某はこれに力を得て運動を始め、一度は相談會をも開いたが、労働者に自覺がないのか、組合を恐るゝ者が多く、且つこの企を以て利益の爲めであるとする者が多かつたので、池田某も時機の未だ至らないのを歎じて二ヶ月の後に、その運動を中止したといふ。

この後二十二年まで五ヶ年間、何等の運動も起らなかつた。この歳跡部某が活版工の組合を組織せよとして、佐久間貞一氏の賛成を得、秀英舎の職工の大部分はこれに應じた

が、併し秀英舎以外の活版工は跡部氏を目するに、同工の賊、資本家の走狗であると罵つて、一人も應ぜず、却て黨を組んで、秀英舎の職工に當り、兩派の争闘が次第に激烈となつて、遂には腕力にまで訴ふるやうになり、跡部氏の運動も亦成功しないで止むでしまつた。

翌二十三年にはまたもや活版界に労働運動が始まり、本多信興、深津雅直、直田鎌三等が自由黨の中島又五郎を顧問として、同志會なる者を起し、木挽町の厚生館にその總會を開いた。來會者は千五百名に餘り、非常の盛會であつた。併しこの盛大な同志會も、委員等が徴收した會費の使金が明瞭でなかつたので、解散するの止むなきに至つた。これから三十年の三月、深川に懇話會の起るまでは、活版界に全く労働運動が絶えた。これは組合の必要を唱ふるものがあつても、同志會一件に懲りた活版工等は、容易にその説に應じなかつた爲めであつた。

活版工の組合運動と前後して起されたのが、鐵工組合の運動である。(明治二十年頃當時

最古參の西洋鐵工の小澤辨藏が、その弟國太郎及び仲間の相田吉五郎等と計つて組合組織の運動を始め、同年二月二十四日兩國井生村樓で懇親會を開いた。初めは新聞記者等の演説があつて、皆が眞面目の相談をしてゐたが、中頃から博交が始つて、相談もメチャクとなり、散會後は連れ立ちて遊廓に遊び、三日も四日も家に歸らないものもあつたので、小澤氏が第二の懇親會を發起したときには、妻君連の攻撃が烈しくて、遂に成立しなかつた。とは如何にも幼稚な労働界の状態が想ひやられるのである。併し小澤氏が組合を設立せんとする熱心は止まないで、二十二年六月には遂に石川島造船所、陸軍造兵廠、田中機械製造所、鐵道局等の有志と計つて、それ等鐵工所の機關部職工(旋盤、鑄鑿、鑄製、煉鐵、木形、鑄物師)等を以て同盟進工組と稱する組合を組織した。その趣意書は左の如くである。

心を一にし、志を共にし、從來の弊習を脱し、將來の方策を講ずるは、我職工社會今日の急務なり、今我同業社會の状態を顧るに數年の苦辛鍛鍊に依て得たる所の技量も、僅

に雇主の思想によつて、今日を凌ぐが如く、故に其職權地に落て亦更に振はず、是れ各々我一身の安危をのみ苦慮し、更に協力同心互に氣脈を通じて、相謀り相談じ、以て萬全の策を圖らざるが爲めなり、我同業者は宜しく茲に反省し、協力一致以て互に交誼を全うし、連絡を通じ、我同業社會今日の面目を一新し、其地位と權利とをして、益鞏固ならしめざるべからず、之れ小生等申合規約を設け、以て一大結合をなし、漸次改良進歩し、同業者の安全を圖らんとする所以なり、同感有志の諸君、乞ふ微意を贊助し、加盟あらんことを。

また規約として、二十四ヶ條を設けたが、その中には、

當組合は各工場主と約束を結び雇主被雇主の關係を調理し兩者の便益を謀る (第三條)

雇主被雇主の間に非常の葛藤を生じ不穩の形狀あるときは當組合は其調和を圖るべし (第六條)

當組合は漸次規模を擴張し、(積立金額凡そ金壹萬圓に達するを程度とし)一の工場を

設け職工志願者の技術練習所となし、又組合員被雇工場休工中の工場に供す、追て工場附屬の寄宿舎を設置すべし (第七條)

といふのがある。組合員の等級を一等より五等に分ち、會費は十錢より五十錢とした。別に規約附則六ヶ條を定め、組合員の死亡、病氣または不測の負傷等にかつたときの、相互扶助の方法を設けた。この組合も亦委員等の一部で、積立金を消費したといふ風説が立つたので、信用がなくなり、遂に積立金を分配して、解散するの止むなきに至つた。かくの如くして、當時の勞働組合運動は何れも成功せないので、著しき跡を淺さなかつたのである。その組合運動として、や、跡をとらめたのは、勞働組合期成會からである。

勞働組合期成會 この組合はその始め、職工義友會と稱した。それは明治二十三年の仲夏、米國桑港に於て勞働に従事しつ、あつた城常太郎、高野房太郎、澤田平之助、平野榮太郎等數名の勞働者が、「歐米諸國に於ける勞働問題の實相を研究して、他日我日本に於ける勞働問題に備へん」といふので、會合したのが始めである。然るに二十九年の末に至

り彼等の多くは歸朝したが、澤田、城の兩氏は日本に於ける労働運動の時期已に熟せると見て、三十年四月に職工義友會といふのを起し、『職工諸君に寄す』といふ印刷物を普く各工場に配布した。これは日本に於ける労働運動の最初の印刷物と稱せられ、極めて堂々たるものである。その趣意は労働者に自主の氣風を與へ、また其の地位の貴重なることを知らしむるでなければ、労働の效驗は決して擧らない。而して労働者に自由の氣風を與へ、その地位の貴重なるを知らしむるは、労働組合を造るより、他に何等の方法もないといふのである。その中に、

諸君にして堅く集まりて散ぜず、社會進化の大勢と伴ひて、内健全なる思想を養ひ、外著實なる行動をなし、以て外、人に對し、無情の雇主に對し、將た又弊風の矯正に務めんか、世間諸君の意の如くならざる者幾何かあるべきや、況して労働は神聖にして、結合は勢力なり、神聖なる労働に従事する者にして、勢力ある結合を造る、羽毛能く船を沈め得べくんば、諸君の熱血の迸る所何事をか爲し得ざるべき者あるべき、嘗ては亞米

利加に於て、十五萬人の無資無産の鐵道工夫は、八億餘萬弗の資本を有する二十四の鐵道會社を相手として、三週間汽車の運轉を止めしめたこともあり、三萬人の小揚人夫は、三ヶ月間英國倫敦市場に食物の缺乏を來さしめた例しもあり、假令短少の時日を以て、其目的を達するを得ざる迄も、其爲す所は革命黨の如く華麗ならざる迄も、其進むや堅く其守るや強し、遅緩なると共に確實に、溫和なると共に完全に、平和の下、秩序の内、其目的を達す、諸君の採るべきの手段誠には是れあるのみ、我輩は再び諸君に同業組合の組織を勧告する者なり、

といつてゐる。そうして同業組合組織の方法として、提唱したのは、

- 第一、一郡市内同業者七人以上ある職業者集まりて、地方同業組合を設くべし、
- 第二、一郡市内にある種々の同業組合聯合して、地方聯合團を設くべし、
- 第三、全國處々にある地方同業組合聯合して、全國同業聯合團を設くべし、
- 第四、全國處々にある全國同業聯合團を聯合して、大日本同盟團を設くべし、

といふのである。この趣意で大に同志を糾合したので、高野房太郎、片山潜、鈴木鈍一郎等がこれに加はり、佐久間貞一、島田三郎、松村介石諸氏の賛助を得て、遂に七月五日、労働組合期成會發起會を開いて、規約を定め、次で各所に演說會を開いて、會員を募つたので、會員は追々増加し、十二月一日には期成會中の鐵工千八百八十四名が、鐵工組合を組織し、その發會式を神田の青年會館に於て舉行することとなつた。その當日には期成會の機關雜誌として、『労働世界』といふを發刊した。かくて同志の糾合に努めたので、各所に労働組合を組織するものが現はれた。會員數三十年には千二百餘名、三十一年末には三千名、三十二年には五千七百餘名に達し、支部の數亦四十二を算するに至つた。期成會の組織及び目的は總則第一條及び第四條にある。曰く

第一條 本會は我國労働者の權利を伸長し、其美風を養成し、舊弊を除去し、同業者相互に親睦する組合の成立するを目的とす、

第四條 本會は既設組合と連絡を通じて、利益を交換し、又労働者の組合を組成せんと

する者あらば、之を補佐獎勵すべし、

鐵工組合は労働組合期成會の中心組合で、その規約は期成會幹事等の心血によつて作られたもので、會の組織より會員相互の救済方法及び紛議仲裁等に就て、詳細なる規定を設けた。曰く「本組合員にしてその傭主と紛議を生じたときは、その組合員所屬支部幹事は支部庶務委員をして、詳細の事情を取調べしめ、之を本部に報告し、又委員の報告に基き仲裁の勞を取るべきものとす、若し仲裁を拒絶され、又は圓滑の和解を遂ぐることを得ざるときは、支部幹事は事情を具して本部參事會に申出づ、參事會議長は事實を審査し、傭主と仲裁を爲す、若し傭主がこの仲裁に應ぜず、又和解條件を遵守せない者に對しては、本組合は參事會の決議を経て、相當の處分をなす、但し重大の事件に對しては、臨時又は定期委員總會の決議を経るものとす、」といふのである。この期成會は三十一年九月には政府で、工場法案を制定するといふことを聞いて、朝野兩方面に大運動を開始したが、これは遂に成功しなかつた。

鐵道矯正會 日本鐵道會社の機關手等が、組織した當時有力の組合であつた。日本鐵道會社の機關手は久しく會社の冷遇を憤つてゐた。某驛長は嘗て機關方は馬なり、我々驛長が叱咤の下に、業務を全ふせば可なりと放言したといふ。(それで三十一年の二月待遇期成大同盟と稱し、祕密出版によつて、團結を計つてゐたが、その月二十四日より二十五日にかけて、福島、關東、上野、宇都宮、黒磯、仙臺、青森、尻内、一の關等の機關方は電報を以て氣脈を通じ、四百餘名一時に同盟罷工を爲し、東北線一帶は全く列車の運轉を止むることとなつた。それで會社も大に驚いて、數回折衝の末、遂に彼等の要求を悉く入ることとなつた。さて機關方は一時勝利を得たが、今後會社が如何なる報復を爲すか知れないといふので、自衛の爲めに四月五日、待遇期成同盟會を解散して、矯正會を組織することとなつた。かくこの會は不時の出來事に對する準備を中心として作られたのである。故にその規約の中には、

第二條 本會員たるものは、相互の智識を交換し、實力の養成技術の發達を圖り、以て

會社の隆盛を期し浮沈を共にするを旨とす、故に職務勉勵は勿論、溫厚篤實、品行方正にして、苟も粗暴過激の舉動あるべからず、(目的)

第二十二條 會員にして本會の規約に背きたるものは退會を命じ、同時に辭職の勸告を爲し、本人肯ぜざる時は斷然絶交の上、速に退職せしめ得べき凡ての方法を講究するものとす、(會員處分法)

第二十五條 本會員に對し不當の解僱を爲したるときは、全會員一致の運動を爲すべきものとす、(會員責務)

この會は次第に會員を増加し、三十二年の始めには會員は一千名に、積立金は一萬圓に増加し、同年の暮には、遂に二萬圓の積立金を有するやうになつた。かく會の基礎が鞏固になるにつれ、會員の自覺も益々昂まつて、先覺者としての義務を盡さねばならぬといふ意氣込が盛となつた。併し會社側は官憲と協力して、極力その切り崩し運動を爲したもので、さしも有力な矯正會も何時とはなく解散してしまつた。

この外労働組合期成會の直接間接の援助若しくは指導によつて多くの組合が組織された。活版工組合、東京市内鐵道駁者車掌期成會、東京鑄製造組合、石版印刷職員組合、東京船大工職工組合等その例である。併しこの労働組合期成會も會員の無自覺と官憲の壓迫とによつて、明治三十三年以後は次第に衰微してしまつた。

労働運動の思潮並に傾向 日清戦争後より三十二年頃に至るまでの間は、我が労働運動の勃興時代で、その中心は労働組合期成會であつた。當時の労働運動は多少なり、この期成會の影響を受けぬものはない。今當時の労働運動を支配した思想並にその傾向を述べて見たい。

一、労働者は労働の神聖を唱へ、組合の勢力なることを説いて、同志の結合に力め、その合法化を求めた。例へば日本の労働運動の最初の文獻と稱する明治三十年四月に、職工義友會（期成會の前身）が、各工場労働者に配布した、職工諸君に寄すといふ文中には、從來労働者が悲境に沈淪してゐたのは、一致の行動を缺いた爲めであるといつてゐる。曰

く

熟ら已往に於て諸君の爲す所を見るに、個々相乖離し、同業相闘き、其間更に一致の行なし、されば一方に於て慘憺たる苦心の後、百方懇請の未漸く増給を得る者あれば、他方に於ては法外の賃銀を以て甘んずる者あり、不徳の同業者を懲戒せんとする者あると共に、之を掩護せんとする者あり、一方より建てたる者を他方より破壊し行くの右様に、實に骨肉相闘ぐの觀あるは諸君の爲め最も惜しむべきことなり、兄弟内に争ひ、外侮を受く、諸君の今日の地位に陥りたるもの、諸君の一致行動を缺きしことその原因の多きに居る。

と言ひ、また労働の神聖にして、結合の勢力なることを説いては、況して労働は神聖にして結合は勢力なり、神聖なる労働に従事する者にして、勢力ある結合を作る、羽毛能く船を沈め得べくんば、諸君の熱血の迸る所何事をか爲し得ざるべき者あるべき、

といつて、米國で十五萬人の無資無産の鐵道工夫が、八億餘萬弗の資金を有する二十四の鐵道會社を相手として、三週間汽車の運轉を止め、三萬人の小揚人夫は三ヶ月英國ロンドン市場に食物の供給を杜絶した例もあるといふことを述べて、結合の努力の偉大なることを示し、全國の労働者が速かに同業組合を組織し、同業組合が集まつて地方聯合團を設け、その聯合國が全國的に相集つて、大日本同盟團を設くべしと勸説してゐる。而して労働者が組合組織を主張するは、労働者の権利としてこれを主張するのみでなくて、組合の組織は畢竟産業發達の基礎を置くものとして強調し、労働運動の目的は労働者の福祉を増進するものなると共に、これによつて彼等の進歩を計り、因て以て産業の隆盛を齎らすにあるとされたのである。故に組合の目的としては、會員の團體を計るに共にその修養に勤め、或は會社の隆盛を期す（日鐵の矯正會）といふが如き名目を掲げてゐる。これが時代を説明するもので、丁度當時の政黨が人民の権利を主張すると共に、國家の隆盛を企圖すると主張したやうのものである。労働期成會の機關誌第一號に、

労働世界の目的は『労働は神聖なり』『組合は勢力なり』との金言を實行せんとするにあり、蓋し我労働者の労働をして神聖ならしめ、組合の勢力たる實を挙げしむるは、正しく日本工業の發達の基礎を安置するものなり、思ふに労働者の教育を奨励し、其技術を修養せしめ、漸々彼者の位置を改良進歩するは、日本工業の健全なる發達を企圖する所以なり、故に労働運動を妨害し、労働組合を猜疑し、又は敵視する者に向ては、労働世界は全力を注ひて之に當り、労働者の地位を明かにし、以て反對者を忠告警戒せんと欲す、

ご論じたのは、この主張を能く説明したのである。されば労働組合期成會は、本會は我國労働者の権利を伸長し、其美風を養成し、舊弊を除去し、同業者相互に親睦する組合の成立を期す、

といふを目的とし、日本鐵道矯正會は、

本會員たるものは相互の知識を交替し、實力の養成技術の發達を圖り、以て會社の隆盛

を期し、浮沈を共にするを旨とす、故に職務勉勵は勿論、濃厚篤實品行方正にして、苟も粗暴過激の舉動あるべからず、

といふを目的に掲げ、また資本と勞働の調和を標語とした活版工組合は、

本組合は工藝技術の改良進歩を圖るは勿論、職工間の弊風を矯正し、大に美風を養成し、其位置を高むるを以て目的とす、

本組合は印刷營業組合と提携して、相互の福利便益を期するものとす、

といつてゐるのは、能く當時の勞働組合の大勢を示してゐる。されば當時の勞働組合は飽までも組合主義を取つて、社會主義を排し、漸進的改良主義を取つて、革命主義を排した。前記職工義友會の檄に、

今日のと誠に云ふに忍びず、富者益々富み、貧者益々貧し、勞働者の蒙る不正、其沈淪せる境遇實に悲憤の極にして之を改良せんとする唯革命あるのみ、貧富を平均するあるのみ、といふは、誠に愉快の議論で、かく革命によつて全然改良の實を擧げ得ることを得ば、結

構の次第なれども、世間のことは論者の思ふ如く單純な者でない、意外の事が起り、爲めに全く當初の目的を達し得ざるの奇觀は大紛擾の下に於て屢々見る所である。且つ社會の進歩なる者は常に遲緩にして、秩序あるものであるに、革命なるものはこれに反して、急速突飛を要素とすることなれば、兩者の行道は全然相反するのみならず、元來貧富平均のことたる人に賢愚の別ある以上は、その財産に不平均あるは誠に已むを得ないことである。貧富平均論は言ふべくして行ふべきことでない。「されば我輩は諸君に向つて、斷乎として革命の意志を拒めよ、嚴然として急進の行ひを斥けよ、尺を得ずして尋を求むるの愚は、之を貧富平均論に譲れよと忠告するに躊躇せざる者なり」と言つてゐる。

二、これ等の勞働者の主張に對して、當時の先覺者、有識者は多く同情した。我が國勞働運動の大恩人ともいふべき佐久間貞一氏は三十一年二月、日本鐵道の機關師が同盟罷工を起して、勝利を得たとき、人に語つて、現今國家の腐敗し、社會や營利會社の腐敗を監督することの出來ぬことを説いて、

左れば今日の腐敗せる社會に向つて、根本より改革の空氣を吹き込み、之に活氣を與ふる者は神聖なる勞働より外はあらず、勞働は神聖なるが故に、凡ての者に向つて改善の空氣を吹き込むことを得、故に吾人は宜しく此勞働の自然の神聖を保護して、飽く迄其善良なる效驗を助長せざるべからず、今日の經世家にして、眞に國家の改善、社會の繁榮を思はゞ、必ず勞働者を保護し、之を貴重するの策を取らざるべからず、若し夫れ之に反し、今日の政治家竝に警察官たる者が、勞働者を賤しむべしとなして、之を壓抑するの方針を取らんか、是れ抑も自身を亡ぼすの自殺的政策に外ならず、

と言つて、勞働者の結合の重要なことを説き、その保護を唱導した。また前農商務大臣金子堅太郎子は三十一年十一月二十日、勞働期成會の演説會に臨み、『職工の前途』と題して演説した大要に、

第一、職工の地位に就て、

故に文明的工業は皆職工の力である。畢竟日本鐵道會社のあの改革の出來たのは何であ

る。勞働者が同盟罷工しては、鐵道は動きませぬぞと言つたから改革したではないか、貴君方の地位は斯くまで明治の初年から今日まで三十年間に、力を得やうとは我々明治の初年には考へなかつた、丁度職工と資本家は車の兩輪を見たやうなものである、實に職工の地位は資本家と同等と言つても宜い、夫を自ら職工だと言つて賤く思ふから人もさう思ふ、資本家に對しそんなに自分を卑下する必要はない、無いのみならず、金持があつた所が職工が無からねば用をなさぬ、故に職工諸君は其身を賤くせず、己は國の經濟社會の一の原動力だ、己が居ればこそ金が國に流れ込む、己が作る金こそ陸海も維持する、己の作る金で以て、國の經濟も立てる、斯う云ふ氣高い考を持つて行かれたら、世の中の人が皆尊敬する、又其時に至つて職工の氣韻も高くなり、眞に文明の職工たるに恥ぢぬ丈の地位になり得らる、ものである、又私はならる、事を希望する。

職工の團體に就ては、

五萬なら五萬居るのが、箇々別々に働いて居つたらば、職工の勢力として認めることは

出来ない、政治家も、職工を一向取合はない、又資本家も左まで關する所では無い、恐れもせぬ、又世の中の人も職工として夫を認めて、國家經濟の一分子として見ますまいと思ひます、故に職工の團體で以て百人なり、千人なり、一萬人なり、集りますれば、強くなるといふことは事實である。故に歐羅巴の今日、職工の勢力が資本家を左右し、延ひて一國の經濟を左右するのは、職工の團體であります、職工の團體を堅くするのは、一國の工業の基礎を固くするので、決して職工丈けの爲めではない。夫は國の爲めです、職工の團體の弱い國は矢張り國として弱い、職工の團體の強い國は英吉利を御覽なさい、世界各國英吉利の右に出づる工業國はございませんまい。

といつて、労働者の團結を主張したばかりでなく、労働者は更に一致して、その首領を衆議院に送つてその意見を代表せしめばならぬ。工場法にしても、職工の代表人が議院の中に居つて、これは我々の代表する何十萬の職工の意見である、これが我々が國を富ますの目的である、決して職工自身の利益を取る爲めではない、利己主義ではない、これが國の

爲めだ、といふことを示さねばならぬと言つてゐる。これ等の意見は當時の先覺者の意見を示すものである。總じて三十二年頃は我が産業革命の急激の進歩を爲したときであるので、先覺有識者は我が國にも社會問題の勃興し、勞資衝突の烈しくなることを慮つて、工場法案を設定し、或は感化法案を制定せんとするなど、種々の社會政策を實行すると共に、労働運動にも同情して、組合の設立を認めようとしたのである。

併し資本家や官憲の多くの思想は飽まで、生産本位に立脚して、労働者の保護といふも、生産を害せざる範圍に於てのみ承認するといふのである。その思想は明治三十一年に時の農商務省が工場法案を議會に提出せようとして、先づ全國商業會議所に諮問したときの回答に於て最も能く現はれた。而して全國會議所の代表的意見とも見るべきは東京會議所意見であるが、工場法の規定は宜しく、單に工場設備及び取締に關するもののみ止むべしと稱して曰く、

特に工場には危険豫防、健康保全、風儀維持並公益保護の爲め必要なる設備を爲すべし

といふが如き、其必要なるを疑はずと雖も、所謂設備の程度如何は直ちに工業の盛衰に關係するものあり、若し工場設備の爲めに過度の経費を投ぜざるを得ざるが如きことあらば、工業の大部分は得失相償はざるが爲めに、俄然廢滅に歸するも亦知るべからず、假令此の如き甚しきに至らずとするも、其發達を阻害すべきや論なく、國家經濟上に及ぼす影響眞に測り易からざるものあるなり、是故に本會議所は工場法なるものをして、單に工場設備及び取締に關する規定を示すの法律たるに止まらしむることを冀望す、

と言ひ、職工徒弟の保護に關する規定に就ては、所謂温情主義によつて、事實に於てその必要を認めないと稱した。

我國に於ては雇者被雇者はあだかも、家族關係に等しき者あり、長幼相扶け、吉凶相問ひ、その間霽然たる情誼の存する者あり、従て數十百人の職工徒弟を使役する大工場に於ても、雇者の虐待の爲めに、被雇者の反抗を招きし如き事實は極めて稀なり、是實に

我國特有の美風にて、此美風は永く之を存續するを務めざるべからず、然るに今若し強て法律を設けて、妄に雇傭關係に干渉するが如きあらんか、適々以て雇者被雇者の間の親和を攪亂するの端を啓き、其結果爲めに古來の美風を滅却するに至らん、と言つてゐる。大工場に於ても温情主義が行はれるといふが如き、今日では何人も信ずるものがない説であるが、當時に於てはかゝる説が眞面目に説かれて、一般社會もまたかく信ずるものが多かつたのである。

さて當時の労働運動には二の傾向が顯然と現はれて來た。その一は社會政策的の漸進主義により、現代の勞資關係をその儘にして、たゞその著しき弊害を除去し、防止しながら進み行かうとするので、當時の學者出の社會改良家、或は官憲の先覺者はそれであつた。労働組合の多くはその方針で組織された。その二は社會主義的急進主義を主張するものである。思へらく今日の有様では労働者も資本家の調和といふことは出來ない。今日の關係は勞資は主従の關係若しくは主人と奴隸の關係である、この經濟組織を改定し、勞資關係

を改定せねば、到底労働問題は解決し得ぬといふのである。未だ明確に闘争主義も共産主義も主張せないが、其處に至る傾向は充分に現はれた。この二傾向は三十二年七月九日活版工組合が、神田の青年會館で、演説會を開いたときに明瞭に現はれた。この時の辯士の一人として、桑田熊三氏は社會政策主義を主張した。

要之するに、労働者と資本家と云ふものは、經濟の進歩の爲めで、互に調和して相助け合つて行かねばならぬと云ふことは、之は經濟上の自然法である。經濟上の原則であると思ふ。故に社會主義一派の労働運動を爲す人が、資本と労働の關係に就きまして、甚だ間違つた考を持つて居る、資本家は無用の長物である、資本家を絶滅せしめて、一國の資本を國家の所有に歸して仕舞ふ、生産は凡て國家事業と爲して、共産的國家と云ふものを作つて、現在の經濟組織を打破るのが、労働問題を解く唯一の方法である。此方法にあらずんば、労働問題を解くことは出来ぬと云ふ意見がありますが、併し私は此問題に關しまして、此主義に就きまして、只今學理の缺點、論理上の缺點を指摘致しませぬ

が、唯だ斯る主義の人に向つて御尋ねしたいのは、斯の如く資本家を絶滅して、天下の人民を驅つて、悉く労働者にする所の國家が、實行さるゝことであらうかどうか。是迄此社會主義の論者が色々の説を吐きまして、各種の設計を立てましたが、併し一も適切なる所の設計はございませぬ。

といつて、社會主義を排斥した。併し労働者は自己の地位を改良する爲めには、資本家に依頼することを止めて、互に組合を結んで、艱難相救はねばならぬと唱へた。

經濟の幼稚な國にあつては、工業は多く個人の工業であつたが、經濟の進歩するに隨つて、組合の事業となりて、株式組織となつて工業が經營される。そこで此株式會社に於きましては、株主は唯利益配當多からんことを望むもので、之を監督する監理者も、成るべく利益配當の多い様、株主の歡心を得ることを望みますから、株主や監理者や、是等の人々に向つては、職工に十分の保護を與へ、慈愛を施すことを望むことは、到底實行されないものである。夫故に進歩したる工業國に就きましては、労働者が自己の地位を

改良する爲めには、資本家に依頼することを止めねばならぬ。労働者が互に組合を結んで、艱難相救ひ、品行を矯正して、共に立派な人となり、資本家に對抗しなければいけない。

と述べた。これ等の漸進的改良主義に對して、片山潛氏は根本的改革意見を述べた。曰く

労働と資本の調和と云ふものは必要である。併ながら今日の有様では、労働者と資本家の調和と云ふことは到底出来ない。今日の調和は調和ではない。今日の有様で行かうと云ふには、詰り主人と家來の關係とでも云ひますか、否主人と奴隸の關係だ、服従的だ、眞正なる――眞正の調和をするにはどうしても、吾々が労働者に旗幟を揚げさせなければいけない。今日の労働者の有様と云ふものは實に哀れなもので、……貴君方はさうでないかも知れぬが、佐久間さんはさう云つて居る、……今日の有様では資本家と労働者の間に不平が起つてはいけない、或は地上に波を起すやうな事があつてはいけない、成

る丈け穩にしなければならぬなどと云ふことは、熟した眞正の調和と云ふものでない。決してそんなことを云ふ様では、日本の工業を進めると云ふことは出来ない。だから組合は必要である、同盟罷工も必要であると云つたです。

また曰く、

併し私は此資本を監理して居る所の人間、此資本を左右して居る所の人間は、今日の如き有様ではいけないと思ふ。誰か持つて居るとしても、苟も此資本が彼の働いて居る所の労働者に、不便を與へるやうなことがあつてはいけない。夫で是れも佐久間さんの意見が大に宜いと思ふ。佐久間さんが秀英社に於て取られた方針は、成る丈け労働者の中に資本を持合せるといふ方針である。併し夫が成功したか否やは知らない、兎に角さういふやうな方針である。詰り皆とは云はない、其一、會社に於て、或る幾分の資本と云ふものは、労働者が持つて居つたなれば、自然その事業に心が這入る、さう云ふ所から佐久間さんは、労働者に資本にも手を附けさす、労働者に權力も持たすと云ふ意見であつ

た。私が資本と労働の調和をするやうにしたら宜からうと云ふことを云ふたら。夫は大に宜いと云ふことは佐久間さんも云はれたことである。併ながら私は一步を進めて、資本と云ふものを労働者が持つことが出来たならば、持たせるが宜いではないか、と斯う云ふのです。其持つことが出来ると云ふ方面に就ては、歐米の労働者は種々経験して居る、そして随分好結果を得て居る。彼の英國の共働店組合の如き、年々數億萬弗の商賣を爲して居るです。夫等は全く共働と云ふもので成立つて居る、此共働組合は外國貿易も矢張り大きな蒸汽の船を澤山持つて居つて、亞弗利加若くは南米あたりに貿易を爲してゐる。

尙ほ片山氏は進んで労働者が社會主義を採用するの必要、社會主義は労働者のみならず、人類を益する者なることを歐米の實例に徴して説明した。この急進的意見に對して、金井延氏は立つて、これを辯駁し、日本の今日の有様では、労働者の地位は餘り安固でない、これを改良して行くには、局外者の同情を得ることが必要である。労働者の組合も早晚、職

工組合、同業と進まねばならぬが、これは何うしても穩かに平和的に發達させなければならぬ。現今の社會組織を破壊するに至らざれば止まぬ如き、社會主義は極力排斥せねばならぬと主張した。要するに金井一派の漸進主義者は、日本の労働者は幼稚である、故に柔順にして世間の同情を得て進まねばならぬと主張したのに對し、片山一派の急進派は、日本の労働者は幼稚で、未だ組合にまですら發達しないから、労働者はもつと大膽になれば、族職を明かにせよと激勵し、労働者の自覺を喚起するが急務であると主張したのである。この二の主張は共に當時の労働運動を貫いた二の傾向で、永く日本の労働運動を分つ二の流れとなつた。

労働運動の壓迫 かくて日清戦争後我が労働運動は漸く目ざましい活動を爲して來たが、政府はこれ等の運動を好まず、これを以て産業の發達を阻害し、社會の秩序を紊るものとして禁壓しようとした。それで從來の集會及び政社法の規定のみでは労働運動を取締り能はぬといふので、新法を制定せんとした。その理由に曰く、

集會結社以外ニ於テモ取締ノ規定ヲ要スルモノアリ、例ハ街頭其ノ他ノ場所ニ於テ安寧秩序若ハ風俗ヲ害スベキ所爲ヲ爲ス者ノ如キ、同盟解雇同盟罷業ニ關シテ暴行脅迫若ハ誹毀ノ所爲ニ涉ルガ如キ、小作人ニシテ地主ヲ強要スルガ如キ、濫リニ武器爆發物若ハ仕込武器ヲ弄シテ安寧秩序ヲ妨害スルガ如キ則是ナリ、因テ集會及政社法ハ之ヲ廢止シ、實際取締上ノ必要ニ應ズルガ爲別ニ治安警察法ヲ制定セラレンコトヲ望ム

遂に明治三十三年三月十日に治安警察法を發布した。この法は労働運動の取締を主たる目的とした爲めに、種々の條項に於て労働運動を鎮壓することを定めてある。例へば第四條第八條第十一條第十二條に於て安寧秩序の保持を名として、集會、多衆運動の類を制限乃至禁止し得べきことを規定し、結社も亦同様の理由を以てこれを禁止し得べきことを規定し、また第十四條に、秘密ノ結社ハ之ヲ禁ズといふが如きこれであるが、その直接に労働組合の行動を制限することを目的とするものは、第十七條及び第三十條である。

第十七條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ

目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一、労働ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二、同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者ヲシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト
耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルガ爲相手方ニ對シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スル者亦同シ

この法によれば、労働組合に加入せしめ、若しくは労働運動の唯一の武器たる同盟罷工に加擔せしむるの行爲は、直に誘惑若しくは煽動と見做されて、嚴罰に處せられるのである。この法は今日まで存續して労働運動壓迫の最大武器となつた。

治警以外の刑罰法規、我が國は労働運動の刑罰時代であると稱せらるゝやうに、労働運動を罰する法令は治安警察法の外に尙ほ種々ある。各府縣の警察規則。警察犯處罰令及び刑法の諸規定等である。

府縣知事、警視總監等は公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進するといふ名に於て各種の命令法規を發し得べく、この命令には明治二十三年の法律によつて、罰則を附加し得ること、なつてゐる。それで我が府縣知事等は労働運動を取締る爲めにこれまで警察命令を出したが、今後も出し得るのである。例へば治安警察法第十七條中にはたゞ『耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス』とあるのみで、労働爭議に關するが如く、煽動誘惑を罰す

べき規定がないので、府縣知事は小作爭議の鎮壓を目的として、種々の府縣令を發布し、警察法規によつて、小作人の各種の戦術を封鎖してゐる。また府縣知事の多くは日本農民組合員の如きが、小作爭議に關係するを防がんとし、第三者が濫りに爭議に介入するは不都合であるといふ意見で、「故ナク他人ノ紛議ニ關與シ若ハ煽動シタル者」を罰する規定を警察法規に設けて、所謂労働ブローカーの徒を排斥してゐる如きである。

また明治四十一年九月内務省令によつて定められた警察犯處罰令の中にも、労働運動鎮壓の規定がある。第一條四項の

故ナク面會ヲ強請シ、又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

を罰する規定は、容易にこれを以て労働組合代表者の團體交渉申込を撃退すべき手段として適用せられ得る。また第二條三十一條の

濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ、又ハ追隨シタル者

を罰する規定はこれを以て、容易に同盟罷業の場合に於ける見張立番の類を、如何に平和

的のものであらうとも、罰することが出来るのである。

次は一般刑法の規定である。從來我が國の裁判所が労働者の團結行動に向つて適用し、または今後適用するであらう刑法法規は種々あるが、第一は騷擾罪にかゝる

第六條多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一、首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二、他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ

禁錮ニ處ス

三、附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金に處ス

第一百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト

三回以上ニ及ブモ仍ホ解散セザルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ、其他

ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

といふので、労働者の多數の集合を以て騷擾罪に問ふのである。労働者多數の集合に騷擾

を生ぜしむる傾向あるは否むべからざるので其處に理由を求めて罰するのである。

第二は労働者が同盟罷工といふ多數團結の力によつて、要求を貫徹せようとするのを以て、脅迫罪を犯すとなし、

第二百十二條 生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十三條 生命身體自由名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

といふ條によつて罰しようといふのである。勿論資本家から見れば從來労働者單獨の交渉には何等恐るゝ處がないが、多衆の團體交渉には明かに一種の脅威を感じるのである。併しこれは違法として罰すべきものであらうか。

第三は同盟罷業や怠業は資本家に損害を與へ、その業務を妨害するといふので、

(二九二)

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者

といふ條によつて罰するのである。さて以上の刑法の規定によつて労働運動を罰するの當否は茲に論ずることでないが、從來の官憲の思潮は兎角労働運動鎮壓の方に傾いてゐたから、斯る法規に理由を求めて、假借なく處罰することが多かつたのである。最近十年間（大正三年から十二年十月まで）に於ける労働爭議に伴ふ犯罪檢舉數は左の如くである。

- | | |
|-----------------|------------|
| 件數 | 人員 |
| 一、治警十七條及び他罪との併合 | 一三五、 一、〇二六 |
| 二、騒擾罪及び他罪との併合 | 六八、 二、六二七 |
| 三、騒擾罪と治警十七條との併合 | 一、 三四 |
| 四、其他の法令適用 | 一三一、 五七三 |
| 總計 | 三三五、 四、二六九 |

○日本労働運動の趨勢

労働爭議犯罪檢舉數（時事年鑑）

種 類	大 正 五		同 一〇		同 一 一		同 一 二	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
騒 擾 罪	一	一	一五	三二三	一	六一	四	一四八
同上と他の法令併合	一	一九	八	七〇				
治警十七條	一一	三一	一一	五八	四	四三	四	一六
同上と他の法令併合	一	九	三	二六			二	五
其他の法令			六四	一五九	二八	一〇九	一九	六八
計	一三	五九	一〇一	六三六	三二	二一三	二九	二三七

治安警察法以後の労働運動 治警の發布とその勵行は、我が労働運動を鎮壓するに充分であつた。同法の發布後一年ならずして、勃興發達の機運にあつた労働組合は殆ど悉く解散し、若しくは自滅してしまつた。たゞ残つたものは社會主義者の主義運動の一部として存

(二九三)

したのみである。この間の労働運動として著名なものは、明治三十四年四月三日向島白髯前の廣場で催された二六新報社主催の日本労働者懇親會であつた。これには警視廳の干渉があり、資木家側の壓迫もあつたが、労働者の意氣達は盛んで、入場者は五萬人といはれた。併し會は先著者五千人を限り開會し、閉會後場内を解放して盡く入會せしめたので、大混亂を惹起した。會場で片山潜が労働者總代として述べた冀望は、後に會の決議として發表された。

- 第一、に吾等労働者は政府に保護を要求せなくてはならぬ、
- 第二、に吾等労働者は権利を伸張し得る爲めに、選舉權を得なくてはならぬ、
- 第三、に吾等労働者は幼年婦女子にして労働者たる人々の爲めに、政府の保護を求めてやらなくてはならぬ、
- 第四、に吾等労働者は教育を求めなければならぬ、
- 第五、に毎年四月三日に労働者大懇親會を開こうではありませぬか、

三十七年と大連の労働者

この期に於て組合運動として残つたものは、三十九年に北海道夕張炭山に於ける大日本労働至誠會が組織せられ、同年十月に足尾銅山に大日本労働至誠會足尾支部が設立せられて、翌年の大暴動の主唱者となつたこと、活版工組合の誠友會は三十七年まで續いたが、この團體の流れから四十年の春に歐米植字工組合の歐友會といふが組織せられ、會員は東京横濱神戸長崎に互つて三百五十名に達し、勞資協調主義を標榜してゐたこと等に過ぎない。大正六年に組織された信友會はこの歐友會から生れたのである。

かくて組織的な労働運動は全く下火となり、従つて労働争議は全く激減した。併し労働者の反抗意識が全く減却した譯でない。且つ合法的な組合がなくなつて、組織的訓練の機會がなくなつたので、彼等は却て暴行手段に出るやうになつたのは、必然のことで、十九世紀前半の歐洲の歴史を繰返す觀があつた。

明治四十年二月四日足尾銅山の鑛夫等はこれまで會社に對して屢々賃銀値上、待遇改善を要求したが容れられないので、遂に南助松、永岡鶴藏等を指導者とする千二百餘名の鑛

夫は一齊に蜂起し、電線を切斷し、電燈を滅し、爆彈を投じて工場、事務所住宅等を襲撃し、之を焼き拂ひ、更に倉庫を占領した。警官隊も衆寡敵せず如何ともなすことが出来なかつたが、暴行は益々甚しく遂に高崎歩兵第十五聯隊より三個中隊が急派されて、漸く暴動は鎮定された。この歳二月十六日には長崎の三菱造船所の職工數百名の間に不穩の氣勢があつたが、大事に至らずして止んだ。四月二十八日北海道幌内炭山の坑夫千二百名が賃銀値上を要求し、放火破壊の暴行を企てたが、直ちに鎮壓された。六月四日四國別子銅山の全鑛夫が待遇問題に對する不平から團結して部署を定め、兇器を携へて鑛業所社宅消防屯所等を襲うて火を放ち、之が鎮壓に努めた警官を殺傷し、事態は重大となつたが、丸龜第十一師團が出兵してこれを鎮定した。實に四十年は勞働階級の鬱積した不平感情の爆發が全國に波及した年であつた。

さて當時勞働運動を獨占した社會主義者は三十四年四月に幸徳傳次郎、片山潛等は社會民主黨を創立し、尋で社會主義協會を組織し、或は平民社を起して、社會主義を宣傳する

と共に盛に勞働問題を絶叫したが、政府の取締愈々嚴重にして、實際運動に出ることを得ず、日露戦後幸徳一派の大逆事件起り、これが取締一層峻嚴を加へたので、明治の末年には社會主義の閉熄と共に勞働問題を提唱する者も殆どなくなつた。たゞ大正元年八月に友愛會と稱する純勞働者の團體が組織されたのみである。

友愛會は法學士鈴木文治の創始に成り、所謂大正維新の機運に乗じ、勞働者の糾合覺醒を計つたもので、その特色は純勞働者のみを以て組織し、何等の異分子または他の色彩を加へないことである。當時友愛會以外に殆ど他の勞働組合がなかつたので、知識ある勞働者は相牽ひて來り投じ、各地方に於ける勞働者はその所屬工場に於て支部を設立したので、漸次その勢力を擴張し、以後十年間殆ど勞働運動を獨擅する狀況であつた。

三 近時の勞働運動

イ、戦後の勞働運動とその趨勢

世界戦役後労働運動は概して面目を改めた。これは労働者勢力の増加と現代思潮の變化とに基因する。

一、歐洲諸國の労働者は世界戦役中平素懐抱せる平和主義を抛ち、祖國の爲めに交戦に従事し、生命財産を犠牲に供して顧みなかつた。この戦役に参加した兵士は敵味方を合して約三千萬に達したが、その大部分は労働者であつた。また直接戦闘に従事せし者ばかりではなく、軍需品、糧食等が物資を供給した者も亦彼等であつた。故に労働者はこの戦争により非常に勢力を強め、戦争は我々によつて戦はれ、勝負は我々によつて決せられたといふ自覺心を喚起し、國家も亦彼等が偉大なる貢獻を承認した。労働者はこの自覺と承認とにより鬱然としてその勢力を伸張したのである。

二、歐洲の民主主義者は久しく民主主義を鼓吹し、政治上に於て民主主義を唱へ、貴族に對して平民の解放を要求した如く、社會上經濟上に於て民主主義を唱導し、資本家に對して労働者の解放を要求してゐた。また社會主義者も久しく社會革命の説を鼓吹し、私有

財産制度と自由制度との上に立つ現代社會組織の不合理を排撃し、その變革を冀つて已まなかつた。これ等兩主義者共に労働者をその味方となし、労働運動をその武器としてゐたが、今や彼等は世界戦役に遭遇して著しくその勢力を擴張して來た。特に露西亞に社會主義的革命が成就し、獨逸に民主主義の革命が成立したので、その勢また抑止すべからざるに至り、各國に於て民主主義は全く容認せられ社會主義すら大なる同情を以て見らるゝやうになつた。この社會思潮の變動に伴うて、労働運動に對する態度思想もまた著しく變つて來たのである。

これ等の原因で、歐洲の労働者は今や政治上にも社會上にも果た經濟上にも中心勢力たらんとするに至つた。若し佛蘭西革命以降世界の中心勢力は資本家を含む中産階級にあつて、その文物制度は彼等を中心として創造せられ、發達したものであるとせば、今後の中心勢力は労働者を含む民衆にあつて、將來の文物制度は彼等を中心として創造せられ、發達するものでなければならぬと信じられるやうになつた。尠くとも労働者はかくあるべし

と信するやうになつたのである。

かくて、國家の労働者に対する態度も、労働者の國家及び資本家に対する態度も共に大に變つた。從來の労働問題は労働者の悲惨なる状態を改善し、若しくはその境遇を脱出せんとして起つたものである。故に國家は社會政策主として労働立法によつて、その弊害を除去して生活の安定を得しめようと欲し、労働者は團結の力によつて、賃銀の増加、時間の短縮、その他労働條件の改善を得ようと欲した。これは共に現在の勞資關係に立脚し、賃銀制度を離れたものでないから、消極的で、未だ根本的に労働問題を解決するに至らないのである。然るに世界戰役以來労働者の國家及び資本家に求むる處は大に異つて來た。今や彼等は賃銀の増加、時間の短縮等を求むるに止らないで、現在の經濟組織を根本的に改造して、労働と資本とを從來よりも一層公正なる關係に置かんことを求むるやうになつた。現在の如く少數の資本家が自己の利益を目的とし、土地及び資本を私有して、擅に生産を營み、分配を司つて、その利益を獨占し、労働者は最少限度の生活を維持するに足る

だけの賃銀を受けて、労働を提供するのみに過ぎないのは、生産の増加にのみ勤めて、分配の公平を忘れ、資本をのみ偏重して、勞力を顧みないといふ誤つた經濟組織の結果で、生産の二大要素たる資本と勞力との正當なる關係でない。これでは労働問題は永久に解決されるの期がない。宜しくこの經濟組織を變革し、勞資關係を改め、土地及び資本を國有となし、且つ労働團體をして産業の經營の任に當らしめ、その生産及び分配に與からしめその生産分配を公平及び正義の方則によらしむべしといふのである。而して彼等がこの問題を提唱するは社會に正義公平を求むるので、敢て慈善や同情を求むるのでないといふのである。この種の主張は嘗ては社會主義者の唱導せる理想たるに止まつたが、今や漸次實現されんとしつゝある。英國で一九一七年に産業紛議解停の爲に設けた調査委員の報告には、産業紛議の解決には共同の精神が必要である。而してこの基礎となるべきものは、

(一) 現今の制度を一變して、労働者をしてその従事せる事業の統制上に一層密接なる關係を有せしむべきこと、(二) 労働者の身分を保障し、傭主の同意と共に労働者の仲間の

同意がなければ解雇すべからざることを舉げてゐる。この報告に基いて常設勞資合同委員會の制が設けられた。獨逸では一九二〇年一月經營委員會法を制定し、二十名以上の從業者を有する總ての産業に於ては、從業者を代表する委員會を設置せしめ、勞働者をして産業の經營及び統制に與からしむることとした。その他各國に設けられつゝ、ある工場委員制の如きは、何れもこれ等の要求に基いたものである。また資本公有に關しては、一九一八年三月英國の勞働黨の發表した政綱は土地資本の國有の基礎の上に經濟組織を改造すべきことと、その經營には勞働者團體をして參加せしむべきことを主張し、獨逸の革命政府は一九一九年三月に産業公有法を制定し、漸次に各種の産業を公有に移さんとしつゝ、ある。戰後歐洲の社會狀態は未だ一定しないので、勞働者の思想態度も一定せず、或は右し、或は左し、所謂白となり、赤となつて、未だ安定する處がないが、たゞ以上の要求は將來の勞働運動の中心たるべきものであらう。而してこれ等は獨り歐洲勞働運動の傾向たるに止らないで、また我が國勞働運動の傾向たらんとしつゝ、ある。我が國勞働運動が近時著しく、

その面目を改め、單に賃銀の増加、時間の短縮等に止らず、勞資關係の根本的革新を要求しつゝ、あることは、明かに彼の影響によるもので、現代の經濟組織と時勢の變化とが生んだ自然の順序であらう。

ロ、我が國勞働運動の趨勢

世界戰爭前に於ける我が國の勞働組合及び運動の狀は既述の通りで、未だ現代的意義を有する勞働組合もまた運動も起らなかつたのである。例へば最も進歩せる勞働組合の友愛會と雖、その設立の當初は正しく勞資協調をその根本精神としてゐた。

勞資兩者は相親しむべくして、相背くべきものではない、勞資爭議は宛かも夫婦喧嘩の如きものである。資本と勞働とは全然相離し難きものであつて、兩者は水魚の關係にあり、持ちつ持たれつしてこそ、圓滿に事業を進めて行く事が出来るのである。此の道理をよく呑み込んで提携すれば、平和の裡に笑つて仕事も出来るが、此の理が分らないと常に青筋立て、いがみ合ひ、兩者共に損失を蒙らねばならぬ。

○友愛新報第三號

そのまた運動にしても、何等根柢のある勞資兩階級の闘争的爭議に基いたものはなく、同盟罷業にせよ、職工の騷擾にせよ、何れもその時その場所限りの特殊の原因に基いた孤立的な突發的事件に過ぎなかつたのである。この形勢が革まつたのは世界戦争以後のことで、著しくその面目を改めたのは大正九年以後のことである。

この勞働運動進化の原因は全く勞働者の自覺と階級争闘觀念の發達とである。これにはまた内因的素質と外因的刺戟との二の理由があり、内因的素質を作るにはまた物質的と精神的との二の原因がある。

物質的原因 世界戦役の影響により我が經濟界は異常の發達をなし、その富は戦前に比して數倍に達し、勞働者の數も亦これに比例して増加した、特に男の勞働者が増加した。明治四十年には女職工三十八萬五千に對して男職工二十五萬七千人であつたが、大正九年には女職工七十八萬六千人に對し、男職工七十萬人と増加してゐる。從來我が勞働者間に勞働問題の盛にならなかつたのは、男職工が少くて女職工が多く、その女職工は勤務年限が

短かく、半歳が一年、長くて二年か三年に過ぎないから、團結して資本家に對抗するといふことがなかつたからである。世界戦争後機械工業と化學工業が特に發達し、男職工が著しく増加し、その職工も勤務年限が長くなつたから、團結の機會も多く、その思想も發達して來た。これは勞働運動の發達に尠なからざる關係があるのである。のみならず富の増加に從つて、物價は急激に騰貴したが、勞働賃銀の騰貴はこれに伴はなかつた。これを大阪市に就て見るに、物價は大正三年から七年にかけて、十五割を騰貴してゐるに、勞働賃銀は漸く六割七分を騰貴したに過ぎない。この結果は一方には所謂戰時成金を作つて富豪を輩出せしめた。この徒はその暴富に意滿ち、心驕り、驕奢を極め、遊樂淫蕩を恣にして、尠しも憚らなかつた。一方には勞働者の階級觀念を激發せしめた。勞働者は賃銀の騰貴は物價の騰貴に伴はない爲めに、その生活は頗る困難となり、急迫を極めたが、自覺なき無氣力の時代は知らず、現代の勞働者はいかで、この状態を默視すべき、貪慾にして飽なき資本家の驕奢、淫蕩の生活を見ては、深かき自覺心が起り、階級的反撥心が燃へ上ら

ざるを得なかつたのである。

精神的原因 この自覺心と階級的觀念を養成し、労働運動に學理的基礎を與へ、正義的觀念を吹込んだのは、我が國の學者と社會主義者の一團である。我が國の政治及び經濟學者は久しく民主主義を唱導し、政治上に於ける現代の背理と不平等とを攻撃すると共に、經濟上に於ける現代の背理と不平等とを攻撃してゐた。例へば社會政策學會は明治三十一年頃に經濟及び社會學者によつて設立せられ、資本主義の弊を説き、社會政策を攻究し、唱導し、社會主義者は激烈な壓迫を受けつゝも、資本主義を排撃し、社會革命の説を鼓吹してゐた。これ等學者と主義者が大學の講壇に於て、或は新聞、雜誌、著書、講演に於て唱導してゐた言語と主張は、未だ一般の人心を動かすに至らなかつたが、その至當の學理と熱烈なる言説とが、長い間に人心に侵潤した効果は著しく、特に青年知識階級の徒を感化したことは顯著であつた。かくして内因的素質を作る物質的原因と精神的原因の二が充分に培はれたのである。

世界思想の刺戟 世界戦役により彼我の交通漸繁を加へ、彼の進歩せる民主主義及び社會主義的思想が潮の如く襲來したので、我が労働者の思想が全く一變して來た。既に經濟狀況の變化により、學徒の言説により、内因的要素が熟しつゝ、あつた所に、世界思想といふ激烈な刺戟が加はつたので、多年猫の如く柔順に、たゞ資本家の掠奪に甘んじてゐた我が労働者も茲に奮起して資本家に抗戦するに至つたのである。

かくて同盟罷業は急激に増加して來た。全國同盟罷業の數は大正六年に三百九十八、七年に四百十七、八年に四百九十七件に上つた。これを戦前七ヶ年の平均數三十に比すれば、十數倍の増加である。而してこの時代に於ける同盟罷業の目的は賃銀の増加が主であつたが、戦時經濟界の非常に好況を呈してゐたときであつたから、その目的は多く達せられ、労働賃銀もこの頃より著しく騰貴した。且つ勞資の闘争が烈しくなるにつれて、労働組合の創立せらるゝことも多かつた。今日存在する重なる労働組合は大抵大正七八年以後に生れたものである。

設立年次	組合数	設立年次	組合数
大正元年	五	大正六年	一四
大正二年	六	大正七年	一一
大正三年	六	大正八年	七一
大正四年	四	大正九年	六六
大正五年	一三	大正十年	七一

労働運動の變化 大正八九年以後我が労働運動の最も著しき變化は、この頃から、勞資の協調主義から、戦闘主義に移りつ、あつたことである。友愛會の首領たる鈴木文治氏の如きも、これまで協調主義を唱導してゐた。大正八年著の『日本労働問題』に、彼は尙ほ我等は資本と勞力との調和を主張すれども、其反抗背理を主張するの立場にあるものではない。資本家も労働者も等しく人類である。此の人類的情感が相互の間に湧き起るならば、資本家と労働者とは結局相調和し、協力するに非れば、各の爲めに却て不利益を招

くの他なきに到ることは看易きの道理である。一方が他の一方を無視して、自分の爲めだけに都合のよい方法手段を執らんとすればこそ、相互の間に爭議も起るのであるが、若しお互が「我が身を抓つて人の身の痛さを知る」といふ同情同感かに居るならば、一切の問題は譯もなく解決さるべき筈であると信ずる。又お互に此の信念の下に於て一致して働くにあらざれば、事業の效果は舉るものでないと思ふ。茲に即ち經濟と道德との一致を見る譯である。

と言つてゐたのが、俄然として對度方針を一變し、大正八年八月三十一日から開かれた友愛會第七週年大會によつて、同會の組織を改革すると共に、會名を大日本労働總同盟友愛會と改稱した。從來協調主義を標榜してゐたのが、著しく左傾的色彩を現はし、改良的組合から戦闘的組合へと進んだ。大會の宣言は資本主義の害毒を攻撃し、賃銀奴隷の解放を叫び、

我等は個性の發達と社會の人格化の爲めに、生産者が完全に教養を受け得る社會組織と

生活の安定と自己の境遇に對する支配權を要求す、と言つて、更に左の二十項を要求として主張した。

一労働非商品の原則、二労働組合の自由、三幼年労働の廢止、四最低賃銀制度の確立、五同質労働に對する男女平等賃銀制の確立、六日曜日休日、七八時間労働及一週四十八時間制度、八夜業禁止、九婦人労働監督官を設くること、十労働保險法の實施、十一爭議仲裁法の發布、十二失業防止、十三内外労働者の同一待遇、十四労働者住宅を公營にして改良を計るこゝ、十五労働者賠償制度の確立、十六内職労働の改善、十七契約労働の廢止、十八普通選挙、十九治安警察法の改正、二十教育制度の民主化、

この労働組合の變化は、組合員が協調會に對して取つた戰闘的態度にも見られる。大正八年十一月に勞資階級の調和融合と社會政策の徹底的實行とを目的として、徳川家達、澁澤榮一等朝野名士によつて組織された協調會には、労働組合同盟會に屬する友愛會信友會以下十三團體はその加入を拒絕し、中央亭の招待會には「協調會の招待に應ずるは資本金

との妥協を認むるに外ならず」と稱し、斷然その出席を斷つた。蓋しこの頃から我が労働運動は明かに社會主義的傾向を帶ぶるやうになつたのである。この勢を助長し、闘争主義を益々深刻ならしめたのは、當時の經濟狀況とこれに伴ふ同盟罷工の狀態であつた。大正八年までは經濟界の順潮時代であつたから、労働者の要求は大抵入れられ、勞資の闘争は未だ甚しきに至らなかつた。大正九年以後經濟界の反動に遭遇し、資本金が急激に事業を縮小せんとしたので、失業問題、解職問題が起つて、再び勞資の衝突となり、同盟罷業の勃發となつたときは、従前と大に趣を異にして來た。當時事業縮小若しくは休業の爲めに解雇された人員は二十三萬七千四百餘人で、罷業数は二百八十二に及んだ。この時に於ては資本金は賃銀を低下し、事業を縮小し、若しくは休止せねば自分等が成り立たぬと稱して、職業の自由、契約の自由を主張すれば、労働者はこれでは労働が成立たぬ、生存が出来ぬと稱して、生存權と労働權とを主張した。事茲に至ては最早や同情同感の問題でない、全く階級闘争の問題となり、問題は一層深刻味を加へて來たのである。かうなつては

労働者も純然たる労働条件の維持改善のみに止るを以て満足する能はず、更に根底に進んで、「階級意識ある労働組合により、資本主義経済組織の根本に大改造を加へ、労働者をして賃銀奴隷の羈絆より解放して、生産者としての自由と獨立をを獲得する」ことを以て最終の根本的理想とするやうになつたのである。

かくて労働運動左傾の聲は労働組合界に瀰蔓した。この傾向の最も能く現はれたのは大正九年十二月十日東京神田青年會館に社會主義及び無政府主義の大同團結を作らんとし、社會主義同盟の大會が開かれたときである。この時加盟申込者は三千名に達したが、その中には多數の労働組合員が含まれ、發起人の中には友愛會、信友會以下多數の組合幹部があつた。彼等は組合を代表したのでないが、明かに組合幹部の思想の左傾を示すのである。

労働組合の左傾と共に現はれたのは、労働運動から所謂知識階級の徒を排斥せんとする傾向であつた。従來我が労働組合及びその運動の多くは、所謂知識階級に屬する者によつ

て指導せられ、指揮せられて來たが、一般労働者の知識が進み、階級的意識が深くなるに従ひ、労働問題は労働者自からその解決に當ることが最も健全にして實際的である、労働組合は労働者自から處理すべきものであつて、知識階級の指導に頼るべきものでないといふ識見と自覺とが労働者の中に生じて來たのと、知識階級に屬する者は労働の眞味を解せず、従てまた労働者の眞の意志及び感情を體得しないで、その運動に對する態度は極めて打算的で、利己的である、彼等は自己の精神的または物質的の野心を満足する手段として労働者を利用し、これを踏臺とするものであるといふ批難とからして來たのである。かくて大正九年は労働組合の最も社會主義化した時であつた。併しやがてまた變化が來た。

労働運動の實際化 我が資本階級の發達が急激で踏むべき段階を踏んで、進まなかつた如く、我が労働階級の發達も亦急激で、その成長は變則であつた。この變則的發達を遂げた資本階級と労働階級が對抗したのであるから、その關係がまた變則であつたことは無理からぬことである。資本家に労働者を壓迫し、階級心を挑發する多くのものがあれば、勞

労働者も純然たる労働条件の維持改善のみに止るを以て満足する能はず、更に根底に進んで、「階級意識ある労働組合により、資本主義経済組織の根本に大改造を加へ、労働者をして賃銀奴隷の羈絆より解放して、生産者としての自由と獨立を獲得する」ことを以て最終の根本的理想とするやうになつたのである。

かくて労働運動左傾の聲は労働組合界に瀰蔓した。この傾向の最も能く現はれたのは大正九年十二月十日東京神田青年會館に社會主義及び無政府主義の大同團結を作らんとし、社會主義同盟の大會が開かれたときである。この時加盟申込者は三千名に達したが、その中には多數の労働組合員が含まれ、發起人の中には友愛會、信友會以下多數の組合幹部があつた。彼等は組合を代表したのでないが、明かに組合幹部の思想の左傾を示すのである。

労働組合の左傾と共に現はれたのは、労働運動から所謂知識階級の徒を排斥せんとする傾向であつた。従來我が労働組合及びその運動の多くは、所謂知識階級に屬する者によつ

て指導せられ、指揮せられて來たが、一般労働者の知識が進み、階級的意識が深くなるに従ひ、労働問題は労働者自からその解決に當ることが最も健全にして實際的である、労働組合は労働者自から處理すべきものであつて、知識階級の指導に頼るべきものでないといふ識見と自覺とが労働者の中に生じて來たのと、知識階級に屬する者は労働の眞味を解せず、従てまた労働者の眞の意志及び感情を體得しないで、その運動に對する態度は極めて打算的で、利己的である、彼等は自己の精神的または物質的の野心を満足する手段として労働者を利用し、これを踏臺とするものであるといふ批難とからして來たのである。かくて大正九年は労働組合の最も社會主義化した時であつた。併しやがてまた變化が來た。

労働運動の實際化 我が資本階級の發達が急激で踏むべき段階を踏んで、進まなかつた如く、我が労働階級の發達も亦急激で、その成長は變則であつた。この變則的發達を遂げた資本階級と労働階級が對抗したのであるから、その關係がまた變則であつたことは無理からぬことである。資本家に労働者を壓迫し、階級心を挑發する多くのものがあれば、勞

働者にも反抗的な多くのものがある。我が労働組合は世界的思想の影響を受けて、その思想的水準を高めたが、併し未だ労働階級の解放運動に於ける使命と職分とを充分に學ばなかつた。故に彼等は労働運動の民衆化を力めないで、現實を無視して、純理的にのみ進まんとしたのである。協調主義から闘争主義に、社會主義からサンヂカリズムへと突進した。併しこれでは到底現實社會に地歩を占めて、眞に彼等の地位を昂上し、その目的を達し能はぬのである。それで志ある人人は再び労働組合に歸り、有力にして鞏固なる組合の組織によつて、平和裡に、徐々にその目的を貫徹せよと考へて來た。所謂民衆への運動が漸次に頭を擡げて來たのである。

この思想を最先に唱へ出したのは大正十年一月友愛會の幹部が、その機關誌上に「労働組合に歸れ」といふ一文を發表して、労働組合界を風靡せんとしつゝ、見えたサンヂカリズムの傾向を阻止し、自からの態度を表明したことからである。

労働組合を作つてその力で、労働者の地位を改善しようなど、言ふことはまだるい、吾

吾は手取り早く社會主義者となつて、直接行動した方が早い。之は此頃労働者自身の口からよく聞く言葉である。直接行動とは一體どういふ事を意味するのか、直接行動とは警官と小ぜり合ひをして、一ト晩警察に止められたり、禁止の革命歌を高唱して大道を歩くことではあるまい。こんな直接行動では社會の大革命は愚か、資本家の自動車一つ轉覆することも出来ないだらう。斯んな貧弱な直接行動を手頼にして、労働者に取つて大切な労働組合……労働者の團結——を捨て去らうとするのは、狂氣の沙汰ではないか、眞實に労働の地位を向上させることの出来る直接行動は、労働者の大々の團結を必要とする強大勇猛な労働組合が必要だ。労働者が最後の決定的勝利を占めやうとするには、先づそのまだるこい運動即ち労働組合運動をすることが肝心だ。警察官と格闘する一人の勇士よりも、穩かな百人の人が團結した一つの労働組合が、どれだけ資本家に取つて、権力者にとつて恐ろしいか分からないのだ。

蓋し友愛會幹部の考では、現在の日本の労働組合の現状から考へて、頭から急激な運動

方針を取ることは組合の發達を阻害し、徒らに犠牲を多くするのみで、堅實に労働運動の基礎を固むる所以でない。一部の極少數の急進労働者の思想を以て、一般労働の方針とすることは出来ない。勿論労働運動の究極の目的は革命的であつても、國家の發達の現状からいへば、或程度に於て運動方針の調子を下げねばならぬ。この意味に於て組合運動と他の社會運動とは徑路を異にしなければならぬといふのである。併しこの大組合主義の保守的思想に對しては、少壯急進派の徒は非常に不平で、事毎に反撥してゐた。友愛會系の組合が労働組合同盟會を脱退したことも、東京聯合大會に紛擾があつて、同會主事が辭職したことも、何れもその結果である。併し大勢は大組合主義に傾きつゝ、あつたので、翌十一年九月には大阪に於て、全國五十有餘の團體が合同して、全國労働組合同盟を組織しようとしたが、創立大會に於て中央主權を主張する合同主義の日本労働總同盟（友愛會の改稱）と、自由聯合を主張する急進主義の信友會及び正信會一派との間に思想上の相異から遂に分裂を來してしまつた。併し中央集權派は次第に優勢となり、合同は漸次促進され、

これを機會として數年來跳梁を極めてゐたサンヂカリズムは頓に衰へ始めた。またこの歳は労働運動否我が國一般無産階級の方角轉換の期であつた。日本労働總同盟の第十一年大會は、その宣言の中に「空漠なる形式的論議を避けて、現實政策に心を用ふべき」ことを主張し、社會主義者の山川均は十一年八月の『前衛』誌上に於て、無産階級運動の方角轉換を主張し、從來のやうな運動では、十人か二十人の御定連が集つて、革命の翌日を空想して氣焰を擧げるが、巡查を相手に「革命的」の行動に出で、一晚の檢束を受けて、大に「反逆の精神」を満足させる位が關の山である。資本制度を否定はするが、實際に於ては却て資本制度そのものには、小指一本も觸れては居らぬ。これからの無産階級の運動はどうしても「大衆の中へ」を運動の新しい標語として、運動を實際化せねばならぬと説いた。これは一般無産階級運動に深い印象を與へた。この労働運動實際化は大正十二年になつて益益強められた。同年八月二十五日から、開かれた労働總同盟中央委員會は現實派と理想派との劇しい論議の末、前者が勝を制して、労働立法に對する從來の否認的輕蔑的態

度を改めて、労働者独自の立場より労働立法に對して、積極的態度を採ることを決議し、總同盟内に労働法制委員會を設置した。この現實化の傾向は九月一日の大震災以來益々甚しくなつた、この震災で從來の社會主義的な急進的な運動が、何等社會的勢力を築き得なかつたことを如實に經驗し、心ある労働運動者は大に反省し、譬令徐々でも實際的に現實的に大衆の中に眞の勢力を作らねばならぬといふことを痛感するやうになつた。それで久しく反對的態度をとつてゐた普通選挙に就ても、同年十月十二日から開かれた労働總同盟中央委員會は、普選實施後に於ては、總同盟は投票權を行使すべしと決議し、議會對策委員會を設けて、投票權行使の具體的方法に關する調査研究をなさしむることとした。かくてこの労働運動現實化の傾向は歳と共に進み、大正十三年に入ては重なる戰鬪的労働組合は悉くこれを明確に宣言した。而して日本労働總同盟が同年二月の大會に於て發した宣言は、所謂劃時代的意義を有するものと稱せられ、我が國の一般の労働運動に對して多大の影響を與へた。この宣言は我が労働運動の性質とこれまで進み來た勢とを最も能く説明

し、將來の趨勢を語るものである。曰く

今や我國労働運動は最も重要なる轉換期に立つて居る。吾等が大正十三年大會に於て茲に本宣言を發するは獨り日本労働總同盟の運動のみならず、廣く我國労働運動史上に於て特に重要な意義を帶ぶるものである事を確信する。

抑も無産階級運動、労働運動はその對象たる資本主義的發展階段とその階段を示す状態及び味方の勢力の變動に應じて、絶えず戰術を變更して行かねばならぬ。歐洲大戰によつて打開された社會不安の暗影は資本主義社會の内部的矛盾を益々増大せしめて之を崩壞の危機に近づかしめ、それと同時に無産階級運動の飛躍的進展を見るに至つた。一方に於て支配階級は必死の勇を揮つて、現制度の維持に努力し、無産階級に對しては假借なき彈壓の刃を揮ひつゝある。

翻つて歐洲大戰後の我國労働運動を見るに、無産階級勃興の世界的氣運に刺戟せられて、我國の労働運動は非常なる意氣と白熱的奮闘とを以つて階級闘争に参加して來た。

これに依つて我國労働階級の戦闘分子は労働階級解放の目的と使命とを充分自覺するに至り、幾多の試練を経て、漸く戦闘的労働組合の基礎を確立するを得たのである。元來我國の資本主義は順潮なる發達を遂げざる間に、世界の激烈なる帝國主義的形勢に壓迫された結果、早熟のままに資本主義發達の最後の段階たる帝國主義の形態を採るに至つた。故に我國の資本主義は自由主義を経ずして、直ちに軍國主義化し、従つて專制的色彩を多分に帶び、無産階級運動の自由を抑壓する幾多の障礙を横へて居るのである。其上に將に高潮に達して居る世界的階級闘争の氣運は、歐洲大戰後漸くにして自覺せる我國無産階級の少數分子をして、その思想的水準を急激に高めしめたが、一方に於て労働組合の無産階級解放運動に於ける使命と戦術とを充分に認識する事を得なかつた。斯の如き形勢は必然的に無産階級運動の大衆化を困難ならしめ、理想に燃ゆる少數者の運動を動やもすれば潔癖と生硬に傾かしむるに至つたのである。我等は過去に於ける我國労働運動の過程は必然的に、我國資本主義の變則的發展に應じたものなることを斷言す

る。けれども若し吾等が今後依然として舊來の態度を持續するならば、それこそ大なる誤りであり過失を犯すものである。

何故ならば今や吾等は過去に於けるよりも、其政策をより現實化し、積極化なさねばならぬ必要に迫られて居る。而して其必要は最近に於ける我國資本主義の示しつつある傾向と労働階級の勢力の増大を吾等が正確に觀察する事を得たからである。我國の労働組合運動は少數者の運動から轉じて、民衆的運動に向ふべき一階段に到達したのである。

改良的政策に對する從來の消極的態度は積極的に之を利用することに改められなければならぬ。例へばブルジョア議會に依つて労働階級の根本的解放を期待する所毫もなきは勿論なれども、普選實施後に於ては選舉權を有效に行使することに依りて政治上の部分的利益を獲得すると共に、無産階級の政治的覺醒を促し、又國際労働會議に就ても之が對策を慎重に考慮し、以て我國労働組合發展の爲めに計るべきである。

我等は階級的利害の一致に依り分立せる労働組合の合同は勿論、組織されざる労働階級

の結束を圖り、現實的利益を獲得しつつ終局の目的に向つて進むべき労働組合運動本來の面目を發揮しなければならぬ。吾等は明徹なる批判力と階級意識に目覺めたる今日の戰鬥的労働組合員は、支配階級が、労働階級の革命的精神を鈍らす爲めに與へんとする改良的政策を利用するとも斷じて墮落せざる事を信ずるものである。

吾等が無産階級解放運動は今後と雖も、隨時敵の狀勢と味方の勢力の變化に應じて其戰術も變更されなければならぬ。然しながら如何に現實の必要の爲めに、政策上に變化が行はれやうとも、無産階級解放の根本精神に就ては毫も變りなきことを誓明する。

信友會や正進會と共に最も忠實にサンヂカリズムを奉じ、自由聯合主義を持して來た機械労働組合聯合會も態度を變更し、合同主義を取り、國際労働會議の利用を承認し、政治行動を採用するやうになつた。大正十三年三月の同會の臨時大會の宣言には、

労働組合は思想團體又政治團體にてなき事も明かだ。尙ほ吾々労働者は主義の傳導者で

なき事も明だ、吾々は幸福の爲めあらゆる手段を選ぶことを躊躇しない。吾々の運動上の進路は常に最も廣汎で無くてはならない。最も自由でなくてはならぬ。(中略)吾々は現在に處するにあらゆる努力を傾注し、力の増大を計らなくてはならない。この合理化されし力を以て合理的手段を奮ひ、吾々の環境を有利に導かり、向上しよう、漸進しよう、不斷の努力は最善の勝者である。

尙ほ同聯合會の機關誌は大會後左の如き注意の一文を發表した、

我々は従來自治の精神を餘りに狭く解釋し、猥りに我々に對し心からの好意を有する有識の者さへ敬遠した。集中より來る專斷の弊を過大視して組織の效能と實行の便宜とを輕んじた。又理想を追究し、潔癖に流れて消極に陥つた感があつたのである。

かくの如くして、我が労働組合も全く社會主義的急進方法を捨て、現實主義に立歸り、再び普選を主張し、知識階級の排斥を罷め、國際労働會議を利用し、穩健に著實に民衆を味方とし、正々堂々と進み行かうとするやうになつたのである。

無産階級の政黨 労働組合の現實化と共に現はれて來たのは、全労働組合の融合團結の形勢である。目的を同じうし、手段を同じうする團體が互に融合團結せんとするは自然の勢である。大正十三年二月に、日本労働總同盟が宣言を發して、その方針を明かにしたときに、日本農民組合といふ全國に會員四萬二千を有する小作人の最大組合が、正式に加盟した如きは著しき例である。この形勢を見て無産階級の政黨組織を企てたのは、大山郁夫一派の學者より成る政治研究會である。彼等は、大正十三年六月二十八日に創立大會を開いて設立の趣旨を發表し、次で宣言書並に無産政黨綱領の基礎案等を發表した。彼等の言ふ處によれば、今日までの日本の政治は藩閥とか官僚とか稱する一部の特權階級と、資本家とか地主とかいふ少數の有産階級との妥協苟合によつて擅に處斷され、大多數の民衆殊に無産階級の利益と幸福とは殆ど全く無視せられてゐた状態である。其處に一切の政治的禍根がある。これは今日どうしても根本的に建て直さねばならない。それには民衆自身が政治に参加し、國民の大多數を占むる無産階級が、それ自身の立場から政治を批判し、國民全

體の幸福を眼目として、不合理、不正義なる法律制度の改廢に努力することである。これには民衆的政黨乃至無産政黨を樹立することが、さし當つての必要であるといふのである。大正十四年に入つて普通選挙法が遂に議會を通過したのに勢を得て、四月十九日に芝の協調會で無産黨組織の準備會を開いて、その主義方針を公にした。その一、經濟綱領の原則としては

イ、産業の振興

- 一、輸入關稅その他の方法に依つて、資本家に利益を約束することによつて、産業を振興し得る時代はすぎた、産業の資本主義的開發が已に峠を越した後は、そは徒らに資本家の私服を肥やすのみであるからだ。
- 二、資本家に自由競争を爲さしむることに依つて、我が産業を振興し得る時代も已に過ぎた、その國の資本主義經濟の凋落期に於ける自由競争は單に無産階級の搾取にのみ作用するからだ。

- 三、此の際に於ける産業振興策は一國の經濟を科學的に統制整理する外にない、例へば資本、勞力の能率の向上、産業及配給制度等を可及的科學的に研究決定して、現在の如く營利的決定に委せない。
- ロ、分配の再整理
- 一、所有權よりもその使用權を尊重して所有權のために經濟活動の壓迫せられることを除く。
- 二、國民の中の活動分子の利益を主として擁護し、遊食無爲の分子の利益を可及的削減する。
- 三、勤勞所得の負擔を可及的に減じ、不勤勞所得の負擔を累進的に可及的に加重す。
- ハ、勞働力の効率の向上
- 一、産業の負擔の第一の責任は勞働力の維持であつて、決して資本ではない。
- 二、一人としての勞力効率の如何でなく、一國全體の人々としての勞力効率の向上を

圖ること。

と説き、その二、政治綱領の原則としては

- 一、デモクラシーの徹底
- 二、官僚政治制度の撲滅
- （封建制度の遺物的政治勢力の倒壊）——
- 三、政治及び行政を經濟本位に改革すること
- 四、中央集權劃一主義を廢して地方分權非劃一主義
- 五、反帝國主義的國際政策を探ること

と説いてゐる。無産黨の組織は尙ほ未來のことに屬するが、その主義傾向はかゝる處にあるであらう。

労働運動に於ける要求の變遷 労働者の實際運動たる同盟罷業に於て要求する目的は、組合の變化とともに變化するを普通とする。組合が純理化すれば、罷業の要求も兎角理論的

となり、組合が實際化すれば、罷業の要求も亦實際化するのが常である。されば大正八年以後に至つては、罷業の目的も單に、賃銀増額の要求、賃銀減額の反対、退職手當の問題のみに止らず、待遇改善の要求として、團體交渉權の要求と工場委員制度の要求とをなすやうになつた。これは最も著しき我が労働運動の進歩である。團體交渉權とは資本家と労働者との間に行はる、労働條件の協定を、個人の手より團體に移し、團體的關係たらしむべしといふ要求である。これは従來労働者が同盟罷業を行ひ、數の力によつて富の力に對抗し、一人の力にて求め得ざる利益を收めた經驗に鑑みて、單に争議の時にのみ團體的行動を執るに止らず、更らにこれを平時にも擴張し、労働契約を有利にならしめようといふのである。この要求は大正十年四月の足尾銅山に於ける労働争議に始まり、同年五月の大阪電燈株式會社に於ける争議に現はれたが、その後多くの争議に於て重要な要求となり、その數四十に及び、同年に於ける労働争議の焦點となつた觀がある。併しこの運動は多く失敗に終つた。これは我が労働者の實力の不足と労働組合の幼稚なるが爲めであらう。

我が國に於ける工業委員制度のことは前に述べたが、要するに従來獨裁的專制的に經營せられた工場に、所謂工場民主制を樹立しようといふ要求である。大正十年六月大阪の藤永田造船所の争議に於て労働者側は團體交渉權を要求し、その争議半に於て一調停者より團體交渉の一方法として、工場委員會制度なるものを提案したが、この要求の始めである。これ以來多くの争議に於ける要求の一となつた。この要求は盡く排斥されないが、その委員會の組織に於て、労働者側は労働組合即ち横斷組合を以て、委員會の基礎とし、資本家は一工場内の職工團體を以てその基礎とし、これによつて却て労働組合の權を殺がうと欲したので、勞資互にその目的を異にしてゐた。この結果も多く失敗に歸し、出來上つた工場委員會の無力なることは前述の如くである。

我が労働者は當時更に進んで工場管理をすら企圖するに至つた。これは大正十年夏神戸の川崎造船所及び三菱會社の労働争議の半に於て労働側から要求したのがその最初であ

(三三〇)

る。その目的は労働者が工場を占領して、その管理と経営とを行はんとするのである。今日の我が労働者にかゝる産業経営の教養または資格あるやは疑問たるのみならず、今日の法律に於て未だ認めざる處である。故にこの要求は官憲の力によつて直に抑止されてしまつた。併しこれによつて我が労働界にも産業管理を要求する思想の流れつ、あることは事實である。

大正十一年以後の労働争議の形勢はまた變つて、團體交渉権要求とか、工場委員制度要求とかいふ所謂理論的の要求は跡を絶つて實際的となり、争議の焦點は再び金銭問題に集中されて來た。十年十月の友愛會の大會に於ては、急進派の總同盟罷業の主張を否認すると共に團體交渉権の要求を否決したことはこの傾向を説明するのである。總同盟罷業の主張を廢棄したのはサンヂカリズム的過激の行動を排斥したので、團體交渉権要求の廢棄は労働者の生活そのものが、最早やかゝる迂遠な理論上の主張を辿らうとする餘裕が失くなつて、當面急迫の直接問題（金銭問題）をその場で解決しようとして來たからであらう。

労働團體と團員數 (時事年鑑)

道府縣	大正十年		十一年		十二年	
	團體	團員	團體	團員	團體	團員
東京	七六	三一、二〇三	四〇	一一、三五〇	四四	一〇、二八三
京都	一一	一、一三九	二〇	二、〇八四	三三	六、六〇二
大阪	三二	二六、三八一	二一	一四、七七六	四二	一五、四三〇
兵庫	三一	一三、一九〇	二八	三〇、三七二	二九	四一、四八八
其他ノ諸縣						
合計	三〇〇	一〇三、四四二	三八九	一三七、二八一	四四二	一二五、五四八

同盟罷業原因調 (内務省調査)

(三三二)

件名	六年		七年		八年		九年		十年		十一年		十二年	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
賃銀増額要求	三〇四八	九〇三	三〇〇九	一、九七	四〇〇三	三〇〇	一五二	九、六〇四	九七	七二	九、七九	一一八	一五、三〇三	
賃銀減額反對	一四一	二、九三	一七一	一、七三	一七一	一、五二	六四	八、二九九	三	六七	一〇、四三三	二九	二、四四六	
待遇改善要求	二二	九三六	六	一四一	二四	三、六九五	二八	二、九四二	六六	五、六七	〇、七	五九	九、八三	
監督者ニ對スル反抗	一七	八九五	一六	七〇	一八	一、六二〇	一六	三、四二六	一五	二、三一	九、八	一八	一、一〇五	
其他	五一	五、五七九	三八	五、三二七	二六	三、四五一	二二	二、一〇二	二八	三三	二、三三七	四六	七、五七三	
合計	三九八	五七、三〇九	四一七	六、四七七	四九七	六、一三七	二八二	三、三二二	二四六	二、五〇四	一、五〇三	二七三	二、五九九	

(11111)

三 國際労働會議

現代世界に於ては、或る一國が如何に進歩せる労働立法を制定しても、他の國がこれに倣はぬ時はその法が行はれないで、改善の障礙となる。例へば甲國の産業が乙國の産業と競争せねばならぬ場合に、甲國は社會政策を行ふ爲めに負擔を増加するも、その競争者た

る乙國が社會政策の負擔を有しない場合には、甲國の産業は困難に陥ることがある。また或る國に於て労働條件が極めて良好なる場合には、他の國の労働者が續々とその國に來住して、その國の労働者を脅かすことがある。特にその來住労働者の生活程度が低く、身體が强健で、忍耐力に富み、長時間の労働を厭はない時には、從來の労働者の害を受くることは最も甚しいのである。これ等の理由で、歐洲の労働者は夙に各國に共通せる法を設くべきことを主張し、國際労働立法を要求してゐたが、一八八一年瑞西政府は歐洲の重要な工業國に對して、労働者保護に關する國際會議を發議し、一八九〇年には獨逸帝國の提議によりて十五ヶ國の代表者が伯林に會合して、鑛業労働の制限、日曜労働の禁止、幼年及び少年労働の制限、婦人労働の制限等に就きて協議し、同年亦瑞西及び白耳義に同様の會合を開き、一九〇〇年には遂に國際労働立法協會が組織された。協會は瑞西のバーゼルに事務局を置き、一九〇五年及び六年に瑞西ベルンに會議を開催し、白燐使用禁止並に婦人の夜業禁止に關する決議をなし、これを各國政府に勧誘することとした。その後一九一

(11111)

三年再び伯林に於て國際労働會議は開催せられ、少年の夜業禁止、女子及び少年の労働時間の制限（一日十時間制）に關する國際協約の基礎案を決議し、更に國際會議を開催して、正式の國際條約となさんことを瑞西聯邦政府に求めたが、一九一四年の歐洲大戰の開始は國際労働立法事業を全く頓挫せしめた。然るに大戰役中より歐洲の労働者は彼等が大戦役に貢献した功績を一般に承認せられた社會的勢力とによつて、戦後の平和會議には國際労働規約を提出し、國際會議を開き、各國に共通の労働法則を制定して、多年の宿志を果し、彼等の功績及び社會的勢力に相應する改善方法を得んことを要求しつゝ、あつたが、愈々巴里に媾和會議が開催せらるゝに當ては、各國とも最早やこの要求を無視し能はぬのみならず、これを無視するは却て世界の恒久平和を齎らす所以でないといふことを覺り、一九一九年六月二十八日ヴェルサイユに平和條約の調印せらるゝや、國際労働條約をその一規約となすに至つたのである。

國際労働條約の目的は正義人道に基きて、労働問題を處理し、世界恒久の平和を確保せ

ようとするのである。現今の如く多數の人民に對する不正、困苦及び窮乏を伴ふ労働状態は大なる不安を醸生し、惹て世界の平和協調を危殆ならしむるものであるから、労働時間の制定、殊に一日または一週の最長労働時間の限定、労働供給の調節、失業の防止、相應の生活を支ふるに足る賃銀の制定、勞務傷害及び疾病に對する労働者の保護、兒童年少者及び婦人の保護、老年及び癱疾に對する施設、自國外に於て使用せらるゝ労働者の利益の保護、結社自由の原則承認、職業及び技術教育の組織等の如き、手段と方法とによつて、労働状態を改善せようとするのである。この目的を達する爲めに國際間に常設機關として、労働總會、労働理事會及び國際労働事務局を設く、労働總會は各國共に政府代表者二名、傭主及び被傭者代表者各一名づゝの割合を以て成り、少くとも毎年一回これを開く、國際労働事務局は平時に於て、國際労働に關する事務を處理する處で、労働理事會の管理に屬する。労働理事會は政府を代表する者十二名、傭主及び被傭者を代表する者各々六名宛を以て組織すといふのである。國際労働條約は更に進んで、労働改善條件として締約國

の遵守せねばならぬ一般原則九ヶ條を規定した。曰く

- 一、労働ハ單ニ貨物又ハ商品ト認ムヘキモノニブラストノ基本原則。
- 二、使用者又ハ被用者カ一切ノ適法ナル目的ノ爲結社スルノ權利。
- 三、其ノ時及其ノ國ニ於テ相當ト認メラルル生活程度ヲ維持スルニ足ル賃金ヲ被用者ニ支拂フヘキコト。
- 四、一日八時間又ハ一週四十八時間ノ制ヲ實行スルニ至ラサル諸國ニ於テハ之ヲ其ノ到達ノ目標トシテ採用スヘキコト。
- 五、日曜日ヲ成ルヘク包含シ二十四時間ヲ下ラサル毎週一回ノ休息ヲ與フルノ制ヲ採用スヘキコト。
- 六、兒童労働ヲ廢止スヘキコト及ビ年少者ノ労働ニ對シ其ノ教育ヲ繼續スルコトヲ得且又身體ノ正當ナル發達ヲ確保スヘキ制限ヲ設クベキコト。
- 七、同一價值ノ労働ニ對シテハ男女同額ノ報酬ヲ受クヘキ原則。

各國は氣候、風俗、習慣または經濟上ノ關係、或は産業上ノ因襲ノ相異により、労働條件を急速に劃立するこゝは困難であらうが、如上ノ一般原則に基きて、労働政策を指導し、特殊事情ノ許す限り、これが適用に努めねばならぬといふのである。

この條約により第一回労働總會は一九一九年十月米國華盛頓府に開催せられ、三十一ヶ國ノ代表者参加す。工業労働者ノ八時間労働制、女子及び少年ノ夜業禁止、工場に使用し得る幼者ノ年齢を定め、産前産後ノ女子傭使に關する等ノ協約と失業救済、労働衛生、外國労働者に對して自國労働者と同様なる労働法令ノ保護及び組合ノ權利を與ふべしとの勸告とを決議した。この會議に於て我が國が特殊待遇を受けたことは既に述べた如くである。

第二回労働總會は一九二〇年六月伊太利ジエノアに於て開かる。第一回の労働會議の決議を海員にも適用せようといふのであつて、内地水路及び漁業に於ける労働時間の制限、海上に於て使用し得る幼年者の年齢制限、失業の補償及び保険、海員法典編纂等に關する諸勸告、海員職業紹介所設立に關する條約案等を決議した。第三回労働會議は農業労働會議と目すべきもので、一九二一年十月瑞西ジエノバアに開かる。農業に於ける失業防止及び對策、農業に於ける婦人及び少年の夜業禁止、農業技術教育の發達、農業労働者の居住状態、災害賠償及び社會保險法の利益を農業賃労働者に及ぼす等の諸勸告、農業に於ける兒童使用の最低年齢を定むる、及び農業労働者に關する組合權の保障に關する諸條約を決議した。第四回労働總會は一九二二年十月伊太利ジエノアに開かる、この度の議題は理事會の組織及び總會開會度數の變更、移民統計に關する件等で、労働問題の實質に觸る、ものではなかつた。第五回は大正十二年十月瑞西國ジエノバアに開かる、工場監督に關する一般原則を審議した。第六回も亦ゼネバアで大正十三年六月開かれた。(一)労働者餘暇善川

の件、(二)災害保障に關する内外人労働者均等待遇の件、(三)硝子工業に於ける週休の件、(四)麵粉焼業に於ける夜業の件を審議した。第一に就ては左記原則の考慮を締盟各國に勸告することとした。

- 一、労働者は與へられた餘暇の價値を充分に尊重し、かつ如何なる事情に於てもこれを完全に保持すること、
- 二、使用者は常に労働者がその必需品を得るに足る賃銀を與へ、労働者をして餘暇の時間中賃銀労働を爲すの必要ならしむること、
- 三、地方的習慣、産業上の必要、各種労働者の犠牲または傾向をよく參酌して、各締盟國は餘暇の時間の最大の繼續を確保するやう労働時間の案配方法を研究すること、
(各班の交代、晝間時間の短縮、季節による労働時間の案配等)
- 四、運輸制度、運賃の低減及び適當なる時間割によつて労働者の家庭と労働地との間に費さる、時間を出來得るだけ短縮すること、これが爲め公私の運輸機關は廣く使用

者團體及労働團體と協議すること、

- 五、必要に應じ國及地方廳の援助の下に相當の健康と愉快とを保證する條件の下に田園都市、または郊外に低廉なる住宅を建設すること、
- 六、公衆浴場及び水浴場等を設けること、
- 七、アルコールの濫用、肺結核、花柳病及賭博に對する立法的または私的制裁、
- 八、労働者の家庭經濟及び家庭生活の改善（菜園養禽等）
- 九、運動競技による體力及び氣力の増進、
- 十、技術的竝に一般的教育の促進（圖書館、讀書室、講演、技術に關する課外教育）
- 十一、労働者の道徳上智能上及び身體上の發達を目的とする團體に對し補助を與へ、この種の活動を獎勵すること（以下略）

かく年々開會しつゝ、ある。我が國も毎回政府備者及び被備者より代表者を派遣して、その議に参加せしめつゝ、ある。その影響は決して輕視され能はぬ。我が労働組合の多くは始

め、代表者選出方法の不完全を名として、この會議に参加するを拒絶しつゝ、あつたが、大正十三年以來は進んで、この會に参加し、國際的勢力によつて我が労働運動の進歩を促進せんと試むるやうになつた。第六回國際労働總會に於て労働代表の鈴木文治氏は團結權公認に關する決議案を提出し、日本の労働者に團結の自由なく、労働運動を阻害する幾多の惡法の存在することを力説し、世界の視聽を集めたといふ。

四 農業労働運動

小作争議 我が國の労働運動で、最近最も發達し、激烈を加ふるに至つたのは小作争議である。この問題は我が特殊の社會問題と稱すべきもので、朝野共に悩む處であるが、未だ何人もその充分な解釋を見出し得ない。その争議は工場に於ける労働争議と異がつて、永久に不斷に連續してゐるといふ惡性のものさへあるのである。

本邦の地主と小作人とは從來小作契約の性質から、小作料に關する交渉から、一時的争

(三四二)

議を見たこともあつたが、多くは主従の温情關係によつて解決されて來たのである。然るに近時一般社會思想の發達、民衆の自覺に伴つて、兩者の關係漸く變化し、爭議の件數も年を逐うて増加し、その性質も變化し、一年限りの小作料減免に止らず、永久に互る小作條件の改善を要求するやうになつた。且つその争たるや利益分配を主とするものなり。雖も、甚しきに至つては地主小作人間に思想感情の背馳衝突を來し、純然たるの階級闘争となり、勝負何れにか決せねば止まぬといふ極めて險惡の問題となつて、一般社會の不安を招くこと尠からざるものとなつた。

最近數年間に於ける爭議件數は左の如く累年増加しつゝ、ある。

大正六年	八五件
七年	二五六
八年	三二六
九年	四〇八
十年	一、六八〇

十一年	一、五七八
十二年	一、九一七
十三年	一、一八三 (外に前年より持越の件數七三八件あり)

而して大正十三年度に於ける爭議に關係せる耕地面積及び参加人員は左の如くである。

關係耕地面積	四九、九九五町 (内九割田)
地主	一九、六二二人
小作人	八二、六〇八人

爭議の分布狀況を見るに、大正六七年頃までは濃尾地方、近畿地方、中國四國の一部に限られたが、大正六年以降は兵庫、大阪、愛知、岐阜、岡山、福岡、香川、埼玉、山梨、新潟、熊本、神奈川、静岡、廣島、徳島、三重、愛媛、福井、東京、奈良、滋賀、佐賀である。爭議の報告の全くなき府縣は青森、沖繩の二縣のみである。また大正十三年の爭議の最も多かつた府縣は大阪、兵庫、香川、愛知、岡山、新潟、山梨、奈良、埼玉、京都の諸府縣で、爭議報告の全くなかつた府縣は青森、岩手、鹿兒島、沖繩の數縣に過ぎないの

(三四三)

である。また争議の無い處、少ない處として決して争議の問題が少ないとか、ないとかいふ理由からでなくて、即ち小作条件の良否によらないで、人文、思想、交通、商工業等の關係に支配せられることが多いのである。

小作争議の原因は決して一樣でない、數箇の原因が伏在するを常とする。大正十三年に於ける主要争議の原因を示せば、左の通である。

原因	數	割合
風水旱害その他凶作	八〇九	六八、〇%
小作料高率	一〇〇	八、〇
生産費並諸物價昂騰	六三	五、三
思想の變化並模倣	八三	七、〇
米麥其他農産物價格下落	八	〇、六
産米検査耕地整理關係	六	〇、五
小作權關係	一五	一、二

小作料値上	一〇	〇、九
其他	八九	八、五
合計	一、一八三	一〇〇、〇

○小作争議の數箇の原因の中主なる原因一個のみを採つて計上し、その割合を示したのである。

要するにこれ等の原因は地主、小作人の分配上の利害の相反、農業の薄利、不作、その他の災害、小作料の高率、制度慣行の不備、物價の變動、生活の向上、思想の變動、都市及び商工業の發達、耕地の狭小等であるが、その重なるは利益分配問題で、全争議の九二、一四%を占めてゐる。特に注目すべきは永久的小作料輕減要求の近年著しく増加したものである。即ちその割合は二二%に上り、香川、兵庫、福岡、埼玉、愛知、山梨、岡山等の争議深刻なる地方に於て、その例が最も多い。その輕減要求率は一割乃至三割である。日本農民組合は何れの地方に於ても、永久三割減を要求してゐるのである。

小作人の要求方法は個人的懇願の態度より、漸次團體的對抗の態度となり、争議の激甚

なる場合には暴行脅迫に依る一時的強要手段を採ることもあつたが、近年は寧ろ小作料不納同盟、小作米共同保管等の持久的手段によつて、利益を収むるの方法を選ぶやうの傾向になつた。

近時の小作争議は多く連続的性質を帯び、階級闘争の趣を呈して來たので、地主も小作人も自衛上から、それ／＼組合を組織して對抗するやうになつた。最も亦協調を目的とするものも出來たのである。大正十三年末現在の各種組合の數を示せば、左の通である。

小作組合	二、三七七
地主組合	一、一五九
協調組合	六九三

小作組合の分配は殆ど全國に亘り、その多き地方は新潟、岐阜、山梨、香川、群馬、兵庫等である。而してこれ等の組合は近年の大衆運動主義に基いて、聯合組合が設けられ、聯合組合は更に他の組合を加へて、益その範圍を擴大しつゝある。その内最も注目すべき

日本農民組合の如きは、支部五百三十、會員四萬二千を有し、全國を區域とし三府二十七縣に分布してゐる。この農民組合の運動の結果は組合運動を組織化し、活動の範圍を益擴大し、工業労働組合その他の團體及び關係者と連絡を執り、經濟運動より更に政治運動に進まんとする傾向があるのである。

地主團體も全國に亘つて成り、小作人に對抗してゐるが、地主側では土地所有反別に大著しき差異あるのみならず、在村地主と不在地主あり、小作料を唯一の収入となすものと然らざるものとあつて、相互の間に利害が甚だ一致し難いのである。且つ平素農業を自營するに何等の準備がない爲めに、同一の歩調を以て進むことが出來ないので、その運動は小作人組合の如く甘く行かないのである。地主は争議の紛糾せる場合に於ける手段としては、小作料請求訴訟を起し、現物または立毛假差押、土地返還請求訴訟、土地立入禁止等を行ひ、地主は小作人より引上または返還を受けた土地を自から耕作するものが出で、來た。この傾向は愛知、岐阜、福岡、兵庫等の諸縣に現はれ、比較的規模大なる共同經營

労働運動

を爲すものを見るに至つたが、その成績は未だ明瞭でない。
大正十三年に於ける争議の結果は左の如くである。

	數	割合
妥協	六一六	五二、一%
要求貫徹	四三	三、六
要求撤回	一七	一、四
耕地返還	六	〇、五
自然消滅	八	〇、七
未解決	四九三	四一、七
計	一、一八三	一〇〇、〇

○この項は大正十四年二月三月の官報によること多し。

(三四八)

第七章 日本社會問題の特殊性

一 皇室と社會問題

予は社會問題に普遍性と特殊性とあり、一國の社會問題には世界に共通する普遍的問題と他に類例なき特殊的問題とがあり、同一問題の中にもこの兩性が互に錯綜することあるを述べ社會問題解決の困難なるは此處にある、これを明かにするには歴史的研究に俟たねばならぬと説いた。さて日本の社會問題に於ては、何が最も特殊な問題で、他に類例を見ない特殊な點であるか。その特殊性は何によつて最も多く原因されてあるかと問はゞ、何人もこれは我が特殊な歴史を有する皇室との關係から來てゐるといふことを否み能はぬであらう。

抑も萬邦無比な我が皇室は、日本の社會問題に如何なる影響關係を及ぼしたか、如何な

(三四九)

る特殊な性質を附與したか、はたまた我が皇室は現代の社會問題を解決するに如何なる地位に立つか、有利なるや否やといふが如き諸疑問は、眞に現代の社會問題を解決せんと欲する何人の腦裏にも直に浮ぶことで、この問題を解釋せば到底特殊な我が社會問題を解決し得ないのである。然るに獨り予輩の怪訝に堪えざるは、現代の社會問題を論ずるものが、この皇室との關係に就ては特に回避して觸るゝを欲しないやうの傾向のあることである。併し彼等は果してこの關係に觸れないで、社會問題を解決し得ると考へるのであるか。これは予輩の解し能はぬ點である。老成な社會問題研究者が既にさうであるから、少壯過激な徒は一智半解な歐洲社會運動の歴史から見て、遂に皇室に對して不祥のことすら企つるものが出るに至つたのは誠に慨歎のことである。予はこの問題に就ては從來多少研究する處あり、現代の社會問題は皇室によるにあらずんば、眞に解決さるゝことなく、皇室の尊榮は社會問題の解決によつて益々加はるといふ深い信念を得たので、爰にその一端を述べて社會問題研究者の参考に供したいと思ふのである。併し予は別に『皇室と社會問

題』と題する一書を著し、この問題を詳述したから、爰にはたゞその概念を述ぶるに止めたい。

さてこの問題は種々の方面から研究せねばならぬ。第一に我が皇室の上に立つ國體の淵源、その性質等から考へて、現代の世界的思潮とも目すべき民主的思想と兩立するや否やといふが如きことも、研究せねばならぬが、併しこれ等は悉く略して、たゞ我が皇室の特殊性、皇位存在の目的等より見て、我が皇室に社會問題解決の充分な素質のあることを説き、次に社會問題に對する皇室の傳統的解決法とその政策とを考察してその素質を歴史的に證明し、また現代皇室特有の社會的事業を研究して、將來を推測するの資とするだけで満足しやう。

二 皇室の特殊性と社會問題

統治の目的と皇位存在の理由 我が天皇が祖宗の寶祚を繼ぎて、この國土及び人民を統治

し給ふ目的は全く國家を安泰にし、人民を幸福、安寧ならしむる爲めである。我が皇位存在の理由は全く此處にあるので、決して君主一身の幸福を享樂する爲めでも、一族一階級の繁榮利益を望む爲めでもないのである。崇神天皇の四年十月の詔に、

惟我皇祖。諸天皇等。光臨宸極者。豈爲一身乎蓋所以下以司牧人神。經綸天下。故能世開立功。時流至德。今朕奉承大運。愛育黎元。何當聿遵皇祖之跡。永保無窮之祚。其群卿百僚。爾忠貞共安天下。不亦可乎

と宣ひ。また文武天皇御即位の詔に

此ノ食國天下ヲ調ヘタマヒ平ケタマヒ天下ノ公民ヲ惠ミタマヒ撫タマハン

と仰せられたのは共に傳國の大訓とせられたもので、皇位存在の理由と歴世政治の目的とを示されたものである。仁徳天皇が

天之立レ君是爲ニ百姓。然則君以ニ百姓爲レ本。是以古聖王者一人飢寒觀レ之責レ身。今百姓貧之則朕貧也百姓富之則朕富也。未之有ニ百姓富之君貧ニ矣

と宣はせて、三年の間課役を免じられたのは、歴代聖帝の理想にして、國民統治の目的を御一身に御體現なされ、皇位は一身の爲でも、一族一階級の爲でもないといふことを身を以て天下に示されたもので、畏くも現代立憲國に於て政治の原則とする「君主が統治權を行使するは國民の利益を達するが爲めにせざるべからず、君主は君主自身の個人的利益を達するが爲めに統治權を行使すべからず」といふ理に能く適合するのである。されば水旱、疾疫若しくは事あつて、天下の安からざるときには、歴世天皇は日常の服御竝に常膳を減じ、一身を以てその賑恤救済に従はせらるゝを常となされたのである。明治天皇は明治二年八月霖雨凶作にして國民窮乏したので、日常供御を節してこれを救恤し、明治六年五月宮城の炎上に際しては、「朕が居室の爲に民産を損し、黎庶を苦ましむること勿るべし」と三條實美に諭して、宮殿の造築を延期せしめ、二十二年に至るまで赤阪の假皇居に不便を堪へさせ給ふたのである。この皇位にあるは一身一家奉供の爲でなくて、人民幸福の爲めであるといふ歴代政治の要旨は彼の征服の權により、國土人民を掩有して、これを一身

一家に供奉する私産と爲して、強制的にこれを支配した諸外國君主の政治とは全く趣を異にするのである。

この相異は一は我が君民は一家で、同一民族に屬するといふ觀念から來てゐる。大日本帝國の民族は單純で、他の種族を雜へてない、元より征服者もなければ、被征服者もない、優等族もなければ、劣等族もない、國民は盡く天孫の後裔なりと考へ、皇室を祖宗として尊崇し、奉體する大和民族である。皇室も亦始めから、一視同仁少しも分け隔てなく、君民の間は所謂父母赤子の關係であつた。故に我が皇室には全く偏愛し、偏寵する種族や階級がないのである。その力むる處は大和民族の繁榮と全國民の幸福より外にないのである。この皇室の公平無私な態度は昔から今に至るまで變はらぬ事實である。今日我が國に於て資本家に對する勞働者、貴族に對する平民、憲政會に對する政友會と互に利害を異にし、相争ひ互に自己の利益のみを主として考ふる傾向がある。何處に於て、何人に於て眞の公平無私な立場を見るべきか、併し仰いで我が皇室を見るものはまた何人も皇室が

絶対に公平無私の境に立つて、國利民福の外全く考ふることなきを疑はぬであらう。

二は領土に對する觀念の相異から來てゐる。我が皇室にも昔しから附屬の財産はあつた。上古の屯田、官田、中古の勅旨開田等の莊園、現代の世傳御料以下の御料地等で、時によつて大小はあつた。併しこれ等のもと皇室日常の供御に備ふるが主たる目的で、一國の元首として臣民を統治し給ふ御經費は全國の正租を以て供奉し、敢て皇室内庫の私産を用ひて供給するを主義とせられなかつたのである。これは立憲の主義に符合する我が建國の美風で、一切の屯田を廢し給ふた大化の革新、封建諸侯の封土を收めて寸土も皇室の私領に收むることなく一切の皇室の御費用を大藏省の裁量と太政官の裁定に待たせ給ふた明治の維新は全くこの主義によつたのである。現時世傳御料の設けあるも、所謂上古の屯田に類する一部の御料に屬するもので、皇室諸般の經費は特に常額を定め、國庫より支出せしむる皇室典範に規定してある。抑々「我が立國ノ本義ハ天皇國ヲ統治スルニ在リ、邦土ヲ領有スルノ義ニ在ラズ、故ニ天皇ヲ稱シテ「スメラミコト」ト謂フ統治者ノ義ナリ、統

治ヲ稱シテ「シロシメス」ト謂フ公事ヲ聞知スルノ義ナリ、彼ノ邦土ヲ奄有シ、之ヲ一身一家ニ供奉スルノ私産ト爲セルノ類ト其ノ建國ノ本義ヲ異ニスルナリ、故ニ天子ニ家ナシ國ヲ以テ家ト爲ス、君主ニ私財ナシ、民ノ富ヲ以テ君ノ富トス仁徳天皇ノ勅語ニ民ノ富メルハ朕ノ富メルナリトアリ、穂積博士憲法提要るのである。これ儒教の王道論若しくは近代の立憲政治の理想に合致するのである。

現代の皇室財産 今日皇室の財産は相當に大なるものがある、併しその大は何によつて得たか、その富は何によつて多く費されてあるかを知らねばならぬ。今日皇室財産制の定まつたのは、明治二十年以後のことで、種々の理由がある。併しその財産も決して皇室の一身一家に奉享する爲めに費されてあらぬことを忘れてはならぬ。先づその御料地に就て見るに、皇有地といふも官有地の名稱を變更したまで、元より民有地を犯したものでなく、毫も人民と利を争ふ如き意はない。而かも皇有地となすは山林保護、利源涵養といふ意が多分に含まれてゐるのである。されば明治四十四年三月に、山梨縣が累年水害に苦し

み、民力救治に堪へないとのふので、御料地二十九萬八千三百餘町歩を縣有財産として下賜され、東京市に適當な公園がないとて、猪ノ頭の地、上野公園の一部を賜はつた。近時皇室御料が續々として解除拂下せらるゝのは、また全く民業の發達と皇室財政の整理とを思召し給ふた結果である。抑も皇室は今日まで産業の發達と獎勵の爲めに、如何に内帑金の多くを費されたか。明治時代は富國を以て國是の一とし、國家はあらゆる力を盡して、産業の獎勵發達を計つたが我が皇室の産業の發達に盡させ給ふた努力は決して國家に劣らないのである。日本郵船會社を始め、我が國各種の大會社にして、直接間接に皇室の保護を仰がないものは尠なかつた。ときには皇室は親から株主となつて、その業の發達を計らせられた。されば皇室が營利會社の株券を所有するは決して營利の爲めでなく、その事業獎勵の爲めである。而してその事業の發達によつて、皇室の財産が増加したのである。その他直接皇室經營の事業としては、北海道新冠の御料牧場あり、下總の御料牧場がある。共に我が國に於ける牛馬羊牧畜業の發達に多大の關係がある。或は唯一のものかも

知れない。この兩牧場も政府として維持に堪へなかつたのを引受けて發達させたのである。その他佐渡の金鑛、生野の銀鑛を經營して採鑛業の維持と保護を計つたことがある。その他褒賞條例を制定して實業家を表彰せしこゝ、位階勳爵等の名譽によつて實業家を獎勵し、彰明したこと等の直接間接に盡されたことは枚擧に暇がないのである。我が國の産業發達史を編するの何人も、皇室の偉績を見逃がすものはあるまい。

さて近時に於ては御内帑金の多くは何に費されであるか、誠に畏多いが、それは多く社會公共事業の爲めに、社會的事業の爲めに、若しくは臣下優待の爲めに、或は外賓接待等の國際的儀禮の爲めに費さるゝのである。要するに皇室が榮譽の源泉たり、仁慈の源泉たり、公共事業の源泉たることの爲めに費さるゝのである。社會公共事業の爲めとしては東京市民が砂塵に苦しめらるゝといふので撒水費として大正七年八月金五萬圓を下賜したる如き、またその月帝國飛行協會に金五十萬圓を下賜して民間飛行業の發達を計られた如き、我が國高等教育機關の缺陷を補はんとて、同年十二月に金壹千萬圓を下賜した如きはその

最も著しき例である。また皇室には御獵場があり、鴨場があるが、これは決して皇族の狩獵遊樂の場所ではなくて、外國公使、武官より外賓使臣接待の爲め、或は大臣以下諸臣の慰勞の爲めである。新宿御苑に櫻を觀、赤坂御宴に菊を賞するは、これまた外國使臣始め文武官民または民間有爲の士と共には春秋の歡を盡させ給はんが爲めである。孟子の所謂文王の囿、方七十里、民と共に楽しむといふの類である。これ等の點は我が國民の能く了解せねばならぬことで、その財産の高を見るよりも、その用途の如何を見るべきであらう。

要するに我が皇室と社會問題の關係を考ふるものは、皇室と國民の悉くか同一民族に屬し、慈母赤子の思想が古より今に至つて異りがないことと、土地財産に對する皇謨遺訓を明かにし、今日我が皇室財産成立の由來とその用途を知ることが最も緊要である。

三 社會問題に對する皇室の傳統政策

予は我が皇室の特殊性を述べ、國家統治の皇謨を説いた。社會問題に對する唯一の解決が、爰に求め得べきことは推測に難くないのである。更に予はこれを歴史と事實に就て證據立て、見たい。

我が歴史を見るに、社會問題は常に皇室を中心とし、その努力と犠牲と率先の功によつて解決されてあつた。上古族制政治が紊れて、豪族が跋扈し、土地の兼併が行はれ、政治上では權臣の專横となり、社會上では貧富の懸隔が甚しくなり、小民の生活が困難となつたときに、改革の先鋒となり、豪族を抑止して小民を解放し、貧富の懸隔を絶ち、生活の安定を得させようとしたのは聖德太子であらせられた。太子は憲法の第三條に於て、君臣の義を天地に比して、上下の秩序を正し、氏族專制の弊を矯めようとし、憲法の第十二條に於て、國に二君なく、民に兩主なしといふ義を説きて、當時の豪族が私に百姓に租税を賦課し、人民を使役するの弊を除かうとした。太子は先づ君臣の關係を正し、天たる君と地たる臣民の中間にこれを疎隔し、專横を爲し、人民を私すべき豪族のあるべからざ

ることを斷じて、當時の社會問題を解決されようとしたのである。不幸にして太子は夭折されたので、革新の大業は成就されなかつた。

聖德太子の遺志を繼いで革新の大業を全うせられたのは中大江皇子である。皇子は孝德天皇の皇太子として、大化の改新を斷行せられ、豪族の私有せし土地人民を收めて公土、公民とし、班田收授の法を行つたが、この革新に於ては皇子は自から率先し、己が私有せし部民五百二十四口、屯倉一百八十一ヶ所を朝廷に奉還した。皇子のこの獻身的行爲に勵まされて、大化の改新は促進せられたのである。

中世以後班田の法が亂れて、莊園が天下に充満し、權門勢家が天下の富源を獨占して、人民の生活を壓迫するに及び種々の社會問題が起つたが、これに對して文武天皇以後試みられた政策も亦少數の權門勢家を抑へて、多數の人民を保護することであつた。文武天皇は慶雲三年三月勅して、王公、諸臣多く山澤を占め、耕種を事とせず、競て貪婪を懷ひ、空しく地利を妨げ、以て百姓を苦しましむ、加之賜はる地は一二畝に過ぎざるに領する所

は山谷に跨り、浪りに境介を成す、自今以後かくの如きことあらしむべからずと令し、元明天皇の和同四年十二月にも、親王以下豪強の家多く山野を占有し、百姓の業を妨ぐ、自今以來は嚴に禁斷すべしと詔し、稱徳天皇の天平神護元年三月にも、天下の諸人競うて墾田を作り、勢力の家は百姓を墾役す、貧窮百姓自存する暇なし、自今以後一切禁斷すべしと詔して一切の開墾を禁じた。これ等は何つれも豪族の兼併横暴を停め、百姓を救はんが爲めである。その後時代の必要はこの禁を解き、再び開墾を許したが、兼併を抑へ、人民保護の精神は變らぬ、故に聖武天皇の天平十八年三月には寺家の私田賣買を禁じ、五月には諸寺の競うて、百姓の墾田及び園地を買うて永く寺地と爲すことを禁じ、孝謙天皇の天平勝寶元年七月には、諸寺の墾田を制限した。併しこれ等の政策も當時の勢には抗しられず、莊園が増加して民業を壓迫することは止まなかつた。桓武天皇は延暦三年十一月に

民惟邦本、本固國寧、民之所資農桑是切也

と抑せられて、國司等の地方官がその地位權勢を利用して、廣く林野を占有し、田園を營

んで、民業を壓迫するを誡しめたが、延暦十七年十二月には、更に詔して山川藪澤は元來公私利を共にすべきものである、近時社寺王臣家及び豪族等が法令を無視して、これを獨占し、利潤を貪るは人民を蠶毒することこれより甚しきはない、今後は官符によつて所有する者も、買求めて所有する者も、共に沒收して公私でその利益を共にするようにならぬと令せられた。

醍醐天皇も亦延喜二年三月所謂莊園整理の勅を發せられて、山川藪澤の利は公私これを共にすべきものであるに、この頃王臣及び諸司寺家等が山林を包併し、藪澤を經略するは斷然停止せしめねばならぬ。その占有する地は前後を問はず、公に還さすべし、若し違ふ者は違勅の罪に科すべしと令したが、その特に注意すべきは、天皇は莊園整理の範を示さん爲めに勅旨開田……天皇の莊園ともいふべきもの……の諸國に多いのは、人民産業の便を奪ふものであるとて、當代以後即ち醍醐天皇御踐祚の寛平九年以後に出來た勅旨開田を停めて、これを百姓寺社等の舊所有者に還附せしめたことである。その後三條天皇も亦

莊園の益々増加するを憂ひて、延久元年記録所を設け、その整理をなさんとし給ふたのは有名のことである。

これ等歴代を通観するに、我が社會問題の解決は全く皇室を中心とし、多數人民の爲めに皇室の手によつてなされたもので、その目的は少數の特權階級が土地人民を獨占して、その利益を壟斷する事より多數人民を解放し、保護することであつて、その爲めには皇室の所有たる御子代の民、屯倉若しくは皇室の御料とも目すべき勅旨田さへ犠牲に供し、信仰厚き寺院領すら抑止して顧みなかつたのである。これが社會問題に對する我が皇室の傳統的政策と稱すべきものであらう。

この傳統政策の最も能く發揮されたのは、明治の維新に於てであつた。明治天皇が封建政治を完全に打破して、四民を平等となし、人民に土地所有權を認め、職業の自由を許したのは、少數の權貴を抑へて、多數人民の幸福を慮はからせ給ふたより外はないのである。更に注意すべきは封建諸侯領有の土地人民を收められた天皇が尺寸の地も皇室の私地

として領有されないうで、皇室一切の費は悉く大藏省の裁量と太政大臣の裁定に任せられたその公明正大な無私の態度である。これ全く皇室を中心とし、人民を本位とし、これを遂行するに、犠牲的精神を以てするといふ傳統的社會問題の解決法によらせ給ふたのである。

我が皇室と社會問題との關係はかくの如くである。若し過去の歴史は現在を語り、將來の進路を指示するものなりとせば、現代の社會問題の解決と我が皇室の關係とは自から明瞭であらう。何人か我が皇室と社會問題の關係に對し、疑懼、疑惑の念を起すべき。

四 皇室と社會事業

我が國の社會問題が常に皇室によつて解決されたばかりでなく、社會政策の實現を見るべき社會事業も亦皇室によつて起り、皇室を中心として發達したものである。我が皇室は國民の宗家とし天皇は國民の父母とし、國民を治むること、父母の赤子を養ふが如く、一

人もその處を得ざる者あれば、全く己が責任となされたのである。皇室が慈仁の源泉と稱せられるのは全くこの理由で、皇室を離れては、我が社會事業は全く解せられないのである。

これを恤救、施藥等の事業に就て見るに、天照大神は五穀の種を得給ひて大に喜び、是物者則顯見者生可食而活之也云々と詔ひ、また大名持少名彦の二神が醫藥禁厭の法を以て、民の災害を除き給ふたといふが如きは、何れも溢る、如き皇祖慈仁の叡慮に出でたのである。崇神天皇の朝、國內疾疫多く、人民死亡する者多かつたので、天皇大にこれを憂ひ、罪を神祇に謝して政を改めさせ、仁徳天皇は高臺に登りて烟氣の起らぬを憂ひて、三年の課役を除き、天武天皇は百姓の貧富を簡定して、中戸以下に貸税の法を立て、また大に貧民を賑はし、京中の僧尼百姓の貧困者を賑給し、その不豫の時には詔して全國の調の半を免じ、徭役を蠲き、また貧民の貸稻及び貸財を免じ、持統天皇はまた鰥寡孤獨を賑はし、全國の調賦の半を免じ、文武天皇は大寶元年九月使を諸國に遣はし、産業を巡省し、

百姓を賑恤せしめ給ふたといふが如き賑恤の政は、歴代行はれたことで、何れも皇室が民を愛するの篤に出でさせ給ふたのである。

佛教が我が國に渡來し、隆盛となるに及んでは、その慈悲の教は我が皇室愛民の思想と合して、著しく我が社會事業を發達せしめた。その最も著しきは推古天皇元年に聖德太子が施藥、療病、悲田、敬田の四院を難波の四天王寺に設け寺僧をして經營せしめたことである。敬田院は本寺で、悲田院は無告の窮民、孤兒等の收養所で、療病院、施藥院は療病の資なき貧民に治療を施し藥餌を與ふる所で、我が國濟生機關の整備せる最始のものである。その後元正天皇の養老七年には興福寺内に施藥院、悲田院を設け、封戸五十畑、伊豫水田百町、越前稻十三萬束を施與し、聖武天皇の天平二年には光明皇后の發願で、施藥院を奈良の都に建て、これを皇后宮職の下に置き、諸國に令して、年毎に職封及び封戸の庸物を以て償となして草藥を買はしめた。この年また東西悲田院を置き、孝謙天皇の天平寶字元年十二月には越前の懸田壹百町歩を山階寺の施藥院に下附されたといふことがある。この

施藥及び悲田院の制はその後益々完備したやうである。例へば宇多天皇の寛平八年正月には、左右看督近衛等をして、毎旬施藥院並に東西悲田院を巡檢せしめ、病者孤子の多少、有無及び安否を問はしめ、その寒温適せず、衣食給するなき者あらば、院司を責めしめ、また看督近衛等が京中を巡檢して、路邊に病者を見るあらば、便に隨つて施藥院並に東西悲田院に送るべしと令せしことあり、また延喜式には凡そ京中路邊に病者孤子あらば、見る所、便に隨つて、施藥院及び東西悲田院に取送すべしといふあり、仁明天皇の承和十年三月には、義倉を發いて、東西悲田病者及貧窮者を賑給せしめたことがある。その他上の好む所下これに倣うといふべきか、王朝時代には私人により、又官により幾多の社會事業が經營された。美作備前國造和氣清磨の子廣世が、延暦十八年十二月父の志を繼ぎ、私墾田一百町を以て賑給田となし、飢人を賑給せしこと、大僧正行基法師が孤獨を憐み、攝津國に俣獨田壹百五十町を置いたこと、宇多天皇の承和十一年前相模介橘朝臣永範が俸料稻一萬束を以て相模國に救急院一區を設け、空閑地を開發し、其の地子稻を以て、四ヶ年間

に一千百五十八人の窮貧にして自存する能はざる者に班給し、八郡の百姓が悦んだといふこと、仁明天皇天長十年五月武藏國司の言を入れ、多磨、入間兩郡界に悲田所を置き屋五宇を建て、公私の行旅飢病者を收養せしめたといふこと、清和天皇の貞觀元年二月右大臣藤原良相が私弟第一區を以て崇親院を建て、藤原氏の居宅なき者を安置し、延命院を建てて藤原氏の病患者を收容したといふこと等があつた。これ等は如何に當時社會事業が盛んであつたかが推測されるのである。王政の衰ふるに及び、賑恤の政は徒に形式となり、社會事業も名のみとなり、藤原氏の末期より武家時代に至ては皇室仁慈の叡旨が緩みしにはあらねど、皇室の實力が微弱になつた爲めに、普ねく國民にその恩澤が及ぶことが出来なくなつた。この勢が革まつて、皇室の社會事業が再び振起したのは明治維新以後である。明治の維新が社會問題の解決と社會事業の振興とを重要な政務の一となしたことは、復古の大號令中の一箇條として、近時貧富の差益々甚しく、人民窘急するは政令の正しからざるに出づ、民は王者の大寶なりとて、その救弊の策を求め、五ヶ條の御誓文の一に

は、「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス」と宣ひ、同時に國民に下し給ふた御震翰には

今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其所ヲ得ザル時ハ皆朕ガ罪ナレバ今日ノ事朕自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立ち古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉ジテ億兆ノ君タル所ニ背カザルベシ

と宣はせ給ふたこと等に於て示されてある。天下一人のその處を得ざるものあれば、己れこれを溝壑に擠すが如しといふは、東洋王道主義の理想であるが、探つて以て天皇の理想とされたのである。明治以後に於ける社會政策の淵源は此處に出た。若し萬機公論に決すといふに立憲政治の淵源を求め得るならば、庶民に至るまでその志を遂けしむるといふに社會政策の淵源を求め得るであらう。まさしく萬民の生活を安定ならしむるは、明治天皇最高の理想であらせられたのである。

この叡旨によつて、明治大正年間に我が皇室が人民の幸福を慮はかり、社會事業の爲め

に盡させ給ふたことは實に著しく、諸外國の皇室にも多くその比を見ないのである。特に近時時勢の變遷に伴うて皇室の社會事業は益々活氣を呈し、眞に君民同體、民と共に興り、民と共に亡といふ實を現はして來た。かくて我が國の社會事業は全く皇室を離れて見るべからざるものとなつたのである。左にこれが概略を述ぶるであらう。

第一は特に下賜された内帑金が基金となつて、社會事業が創始されたことである。各府縣には慈惠救濟資金と稱するものがあつて、各種の社會事業を經營してゐる、その資金の始は明治三十年一月英照皇太后の御大喪に丁り、内帑金四十萬圓を下賜して、各地方の慈惠救濟の資に充てしめられたことからで、次で大正元年九月明治天皇の御大喪に丁り壹百萬圓、大正三年四月昭憲皇太后の御大喪に丁り六十萬圓。大正四年十月今上御即位に丁り壹百萬圓を下賜せられたのを各府縣に分配して、各府縣はこの聖旨を永久に傳へんが爲めに、篤志家の寄附金または地方税を加へて蓄積し、救護資金となしたのである。大正十年十月の調査によれば、合計七千十三萬千餘圓に達し、その内恩賜金額は大正六年に五百六

萬四千餘圓に達してゐる。各府縣はこの資金より生ずる利子を以て、社會事業補助費とし、或は窮民救助費としてゐる。

また特別の御下賜金が基金となつて創始せられた社會事業の一としては、東京慈惠醫院、恩賜財團濟生會、慶福會とがある。その他日本赤十字社、愛國婦人會、東京養育院等は特別の恩恵と保護を被つたものである。

東京慈惠醫院は明治十五年以來皇室の保護を蒙つて設立せられた有志の共立慈善病院であつたが、二十年四月以來全く皇后宮の御眷護の下に置かる、こと、なつた。皇后宮は毎年春秋二回に病院に行啓あり、親しく患者の狀を御覽になり、毎年金を賜ひ、また數回に互つて金拾數萬圓を下賜して、その費となさしめた。この病院は全く皇后宮の思召によつて成つたものである。明治二十年四月二十六日皇后宮より賜はつた令旨には溢る、如き仁慈の誠意が示され、社會事業に對する皇室の思召が拜せらるゝのである。

病は萬の苦を生ずるもとにして、その不幸は富貴なる人も同じことながら、分けてまづ

しきは病にかゝりても醫師の治療を受けることを得ざるによりて、癒べき病も終にいえず、その身はもとより妻子までも、不幸に陥るにいたる、まことに哀むべきものなり、されば我祖宗は夙にかゝる不幸の民を救ふことをつとめ給ひ、施藥院を設けて、普く疾病のものをすくひ養ふべき所をなし給ひ、天平寶字元年勅して越前國の墾田一百丁を以て施藥院に附し、朕と衆生と永く病苦の憂を滅じ、共に延壽の樂を保たんとねがひ給ひしは實に難有御事と申すべし、今や百事祖宗の遺意に法り、泰西の文物をとりもちひ給ふときにあたりて、いまだ充分に貧者に施藥する設なきは常に憾とする所なりしに、頃ろ婦人慈善委員上奏して、有志共立東京病院を更に一層擴張し、余が眷護の下に置かんところふ、余は甚だこれを嘉す、然るに今は古と事かはり、かゝることにまで國庫の財を費やすを得ざれば、廣く有志の力によりこれを維持する様なきべからず、これ上下慈善をこもに施すものにして、余が甚だ樂しむ所なり、よりて先若干金を寄附して東京慈惠醫院の費に供せしむ、朝野慈善の婦人及び群臣民よく此旨を體して、各應分の寄附

をなし、以て天平寶字の勅の如く、永く病苦の憂を減じ、共に延壽の樂を保たしむべき仁惠をなさんことを望む、

濟生會は全く明治天皇の思召に出でたもので、天皇はその晩年産業が發達し經濟界の變動につれ、種々の社會問題が起つたのを歎き、且つ無告の窮民にして醫藥を得る能はざるものあるを悲しみ、明治四十四年二月十一日に總理大臣桂太郎を召して、内帑金百五十萬圓を下賜し、施藥救療の法を設けさせた。この詔旨を奉體し桂總理が各府縣の有志四千三十餘人を説き、二千四百十三萬四千餘圓を得て設立したのがこの恩賜財團濟生會である。このとき桂總理大臣に賜ふた詔勅は社會問題及び社會政策に對する詔旨を知るに足るのである。

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレバ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ゲシムベシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セズ天壽ヲ終

フルコト能ハザルハ朕ガ最軫念シテ措カザル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出シ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕ガ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシムコトヲ期セヨ。

慶福會は東宮裕仁親王の御慶事に際し、皇室より下賜された金百萬圓を基金とし、大正十三年二月十一日時の總理大臣及び内務、司法、文部の三大臣により設立せられたもので、御沙汰の趣旨を奉體して、私設社會事業の助成を爲すを以て、その目的としてゐる。

その他明治二十年三月日本赤十字社を天皇皇后兩陛下の眷護の下に置きて、年々金五千圓を下賜し、三十二年以後はこれを一萬圓に増賜し、病院建築費として、二十一年十月に金八萬圓を賜ひ、御料地内に敷地を貸與した如き、皇后宮が大正二年以來十ヶ年間毎年、補助金貳千五百圓を下賜し、更に十二年より十ヶ年間これを繼續せめた如きはその重なるものである。

第二は既設社會事業の獎勵である。これには慈善救濟等の各種の社會事業に金品を下賜

して、その業を勵み行幸啓に際して親しくこれに臨み、その事業を御覽あり、或はその事業の經營者に謁見を仰付られ、また勅使御使を差遣はして、その業を視察せしめて、これを勵まさる、等種々ある。その他明治十四年十二月に制定された褒賞條例も社會事業家獎勵の一法である。即ち公衆の利益を興し、成績著明なる者といふ目を設け、貧院學校設立者等を表彰するに、藍綬褒章を以てし、實業家を表彰する綠綬褒章に對照してあるのである。明治天皇は明治五年以來前後五回各地を御巡幸遊ばされ、後には大演習の統監に托して各地に行幸、親しくその地の社會事業の狀を聽召されたが、明治十一年北陸御巡幸に際して、新潟縣民の眼病者多きに御氣附あらせられて、侍醫をしてその原因を調査せしめ、且つ豫防資金として金壹千圓を下賜せられた如きことがあつた。その他重なる例を擧ぐれば、明治二年東京遷都につき京都の衰微するを慰み、金拾萬圓並に米壹萬石を京都市民に下賜して、産業、教育、及び救濟等の資金に充てしめ、明治六年一月に東京府にて慈善病院設立の趣を聞召され、金壹萬圓を下賜し、且つ侍醫をして隨時出張せしむべしといふ仰

せあり、十六年五月この病院に金六千圓を下賜され、九年十二月には東京府に訓旨所設立の事あるを聞召され金參千圓を下賜し、十四年東北御巡幸の際には秋田感恩講と稱し、文政十二年以來貧民の救恤嬰兒保育を事とした社會事業創立者の子孫を行在所に召し謁を賜ひ、後若干の金を下賜してこの講の保存を計らしめ、二十二年三月にはまた金參百圓を賜うてこれを獎勵した。東京府養育院には十六年五月に金參千圓、二十二年十一月に皇后宮より年々金六百圓宛、また二十七年一月には金二千圓を下賜せられた。東京感化院には二十三年六月より五ヶ年間金參百圓宛を下賜し、福田會育兒院には二十四年三月より皇后宮は年金參百圓宛を下賜し、岡山孤兒院にも御下賜金があり。原胤昭の創立した出獄人保護所といふ免囚保護事業には三十八年五月金壹千圓を下賜したのである。皇后宮が社會事業に御心を注がせ給ふたことは最も著しく、常に各所に行啓して親しく社會事業を御視察あらせられ、或は御使を以て視察報告せしめられるばかりでなく、東京慈惠醫院、福田會、日本赤十字社病院その他の慈善病院收容の患者には、年々宮中供御の費を節して衣類を給

せらるゝを常とせられた。今上皇后宮も亦社會事業に對しては常に劣らぬ聖意を示させ給ひつゝある。前年の帝都大震災に際して救護院を設けて罹災者をいたわり、親しく各方面に互つて負傷病者等を見舞はれた。その御活動の狀は今尚ほ國民の耳目に新なる處である。

近時社會思想の進歩と共に皇室の社會事業に盡させ給ふことも一層進歩し、活躍して來た。その一は全國各府縣の社會事業團體に資金を給與する範圍が擴大せられつゝあることである。これは大正十年以來創始せられ、二月十一日紀元の嘉節に下賜する例である。即ち大正十年度は金五萬圓で、内務省所管の地方團體二百七十に、大正十一年度は金九萬二千五百圓で、内務省所管團體の外に文部省所管官廳教育の團體五十六に、大正十二年度は金十五萬二千五百圓で、内務、文部兩省所管團體の外、更に司法省、朝鮮及び臺灣總督樺太及び關東廳の所管團體に及び、その數四百五十七に及び、大正十三年度には十七萬七千餘圓を、十四年度には十六萬八千圓を共に數百團體に下賜された。また大正十二年九月の

大震災に際しては、東京及び横濱その他の社會事業團體に對し、應急資金として金三萬圓を下賜し、大正十三年には東宮御成婚紀念として金百萬圓を社會事業に、百萬圓を貧兒の教育資金として下賜されたのである。

第三は風水害火災その他不時の災害のあつた折に罹災者に金を下賜して救助し慰問せられることである。この例は歴代行はれたことであるが、明治天皇以來最も能く行はれた。明治天皇は天變地異不時の災害のあつたときには、何時も深く御軫念あらせ給ひて、特に侍従を差遣してこれを調査し、親しくその報告を聞召し、内帑金を割きてその救恤に充てしめらるるを例とされた。これ等は近時益々行はれ、御下賜金額も増加して來た、大正十年御下賜の金額は五萬八千九百圓、十一年は二萬三千圓で、元年より九年までに下賜された件數は四百八十四件で金額壹百九萬四千百圓である、而して大正七年八月米價暴騰國民困難した時には參百萬圓を賜ひ、十二年の大震災には東京府外六縣に金壹千萬圓を下賜し、本年七月朝鮮の大水害には五萬圓を下賜されたのは、國民の耳に尙ほ新なることである。